

學校稽古ノ次第、素讀ヨリ文章ニ至ル迄ハ、一統ノコトナリ。其上ハ人々ノ志ニ隨フヘシ。或ハ經義ヲ研究シ、或ハ百家ヲ博覽シ、或ハ詩漢文ヲ學ヒ、或ハ和學蠻學ナト、各其師ニ隨フベシ。若シ右體ノ事、好ム所無クハ、一切セストモ可ナリ。但シ閑隙ニ書ヲ見ルコトハ、士分以上ノ人ハ、生涯廢スヘカラス。前ニモ申セシ如ク、正シキ人ニテモ、才智アル人ニテモ、書ヲ讀マサレハ、見識ト云フモノナク、其爲ル所皆俗見ニ墮ツルナリ。多ク書ヲ讀ンテ、聖賢ノ心術、豪傑ノ事迹ニ通スルニ非レハ、俗ヲ免ル、コト能ハサルナリ。又教官ニ任スル者ハ、文學ヲ以テ終身ノ任トスルコトナレハ、如何ニモ、手ヒロクモ、奥深クモ、穿鑿スヘキナリ。兵學ハ、武ニ屬スルコトナレトモ、兵書ヲ講スルハ、言語ヲ用フルニ過キス。經史ノ講説ヲ爲スモ、同様ノコトナリ。故ニ文學ノ一科ニ屬ス。醫學モ亦然リ。儒書、醫書、講説ニ兩様ナシ。故ニ學力アリテ、醫書ニ委シキ醫師ヲ學校ニ出席セシメ、一切ノ醫生ノ爲ニ醫書ヲ講セシムヘシ。

素讀ヲ授クルコトハ、輪講生輪讀生ニ命シ、輪讀ヲ監スルコトハ、文章生輪講生ニ命スヘシ。輪講ヲ監スルコトト、文章ヲ試ムルコトハ教官自ラ之ヲナスヘシ。凡ソ學校ニ出ツルモノ、大國ハ數千人ニ及フヘケレハ、稽古ノ筋モ行キト、キカヌル譯ナリ。前ニ申セシ、公子家老ノ息、

其家ニテ素讀ヲ授カルヘシト云ヒシモ、其故ナリ。實ハ右ノ人々ニ限ラス、誰ニテモ、其近隣ニ授讀講釋ナト致ス者アラハ、其人ヲ師トシテ學ヒテ、苦シカラヌコトナリ。左スレハ、其コトヲ預メ奉行並ニ教官ニト、ケ置クヘシ。其上ハ學校ニ日々出席スルニ及バズ、只日ヲ限リテ出席シ、教官ノ檢察ヲ受ケテ、素讀生ヨリ文章生迄ノ内、其階級ノ處ニ名板ヲ連ヌヘキナリ。私ニ教授スル者アルハ、學校ノ助ケトナルコトナリ。嫌フヘキコトニ非ス。若シ私ニ師ヲ取リテ、一向學校ニ名ヲ出サヌコトハ、祿ヲ食ム者ノ子弟ニハ禁スヘキナリ。又知行所ニ居ル者ノ子弟ハ、學校ノ居寮生トナリ、或ハ其地ニテ師ニ就テ學フヘシ。凡一郡ニ儒生數人ヲ置キ、其地ノ教諭職ニ任スヘシ。是ハ祿ヲ與フルニ及ハス。郡奉行ヨリノ取次ヲ以テ、其地農家醫家神職ナトノ内ニ學ヲ好ム者アラハ、一旦學校ニ出シ、檢察ノ上、其器ニ當ラハ、苗字帶刀ヲ許シ、村儒トナス可シ。是ヲ以テ在宅ノ武士、及ヒ庶民ノ師トスヘキナリ。

國君學ニノゾンデ生員ヲ試ミ玉フコト、月ニ一度ニテ宜シカル可シ。其時ハ輪講文章ノ類、皆眼前ニオイテ試アルヘシ。モトヨリ生員上等ノ者ノミニテヨロシ。試終リテ格別ニ手キハヨロシキハ、褒詞マタハ賜物アルヘシ。奉行學ニ至ルハ、月ニ三度程ニテヨロシ。文武兩學共ニ同シ。君ハ兼テ奉行ヨリ、生員ノ人柄、並ニ其能不能ヲ聞キタマヒ、尙又學校臨試ノ時、目ノ

當リ委シクコレヲ察シテ、後年其人ヲ取用フル時ノ心得トシ玉フヘシ。

德行、言語、政事、文學ハ、孔門ノ四科ニシテ、成徳ノ人ヲ稱スル語ナレハ、童蒙ノ任スヘキニアラス。然レトモ、其大概ハ觀ルヘキナリ。生員學校ニオイテ、進退周旋、禮儀ニカナヒ、己レカ身柄ノ貴キヲ挾マズ。長者ニ下リ、能者ニ讓ルハ、即德行也。講談ニ臨ンテ、言語爽カニ、聞クモノ、耳ヲ驚カスハ、即言語ナリ。文章ニテ義理ヲ判斷シ、事體ヲ處置スルコト、一宜シキヲ得タルハ、政事ノオアリテ、文學ヲ兼ネタルナリ。凡ソ人ヲ觀ルノ道、其小ヲ觀テ、其大ヲ知ルコト、古人ノ貴フ所ナリ。返々モ藝術ノ高下ヲ考フルノミノコトトシ玉フヘカラズ。〔同上、四三―四五頁〕

茲に注目すべきは、第一に、初等の教科たる讀書・習字・禮法・算術の四科目は、全生に共通且必修のものとして課するけれども、それ以上高等の科目は、全然自由選擇に任せて、各自の長所を遺憾なく發揮せしむべく仕組んで、充分に個性教育の趣旨を宣揚してゐることである。第二に、教授に於ては上級生をして下級生を指導せしめ、最上級は教官自らこれを指導するの組織となして、助教法を採用してゐることである。これは學校の内部に於ける助教法であるが、これと同時に、學校の外部に對しても同様の趣旨を擴充せしめてゐるのであつて、即ち家庭に於ける學

習をも、これを禁ぜざるのみならず、却つて學校教授の補助と認めて、これを善用統整し、又一郡に儒生數人を置き、寺子屋の如きことをなさしめて、これと聯絡を取り、これを統督して、學校の羽翼たらしめ、藩屏たらしめることを計つてゐるのである。第三に、試験の方法に於て學術の吟味に止めず、目標を高所大局に置いて、廣く人物品位、舉措動作等をも觀察考定すべきことを懲通してゐるのである。次に武學に就ては、

武學ハ、文學ヲ去ルコト一丁程ニシテ建ツベシ。其中ニテ、劍術、槍術、弓術、馬術、砲術、柔術ナド、一切武備ニ供スル程ノコトヲ、科目ヲ分ツテ、教官ヲ置クコト、一々文學ノ如クスベシ。生員ノ力量ニ隨ヒ、其甲乙ヲ分ツコト、亦文學ノ如シ。是モ武士ノ一通り知ラデ叶ハヌコトノ分ヲ、一統ニ知ラシムベシ。藝術ノ精微ニ入ルコトハ、師範役ニナル志ノアル者ノミニスヘシ。〔同上、四五―四六頁〕

と言ひ、最後に尙附記して、

學校ノ制ヲ右ノ如クニ立ツルコト、人才ヲ育シ、且卷首ニ論セシ六弊ヲ變センカ爲メナリ。公子ヨリシテ、大身ノ子タルモノ、學校ニ於テ歩士歩卒ノ子ト列ヲ同ウシ、長幼ヲ以テ相讓ル時ハ、自然ト尊倨ノ態ハ除クヘシ。從者二人ニスギズ。途中人ヲ避ケシムルノ事ナキ時ハ、誇

張ノ態ハ除クヘシ。途中ヨリ學校マテ、衆人ニ面ヲミセ、且應對進退セハ、秘閉ノ態アルコトヲ得ス。學校中、専ラ學業ノ高下ヲ以テ、席順ヲ定ムル時ハ、門地ノ論ハ無用ナリ。書ヲ讀ンテ古今ニ通セハ、因循ノ弊、文盲ノ害ハ、自ラ免ルヘシ。然ラハ、子弟其中ニ生長スル者ハ、知ラズ知ラズ、當世ノ俗習ヲ脱シテ、成人ノ後、家ニ居リ官ニ任スルニ至ツテモ、其作事必觀ルヘキモノ有ルナリ。

大平久シク、人安佚ニ習ヒ、難行苦行ヲ勤ムルコトアタハズ。右學校ノ制モ、イカニ宜キコトナレバトテ、其人ノ身ニ苦痛アルコトナラハ、決シテ行ハレヌ説ナリ。今述ヘタル所ノ如キハ、聊カモ難儀ノコトハアラズ。只一種ノ驕慢ノ心ヲ除クマテノコトナリ。是モ其筭ノコトナレハ、少シモ難キコトハナキナリ。譬ヘハ茶ノ湯ヲスルモノ、貴賤ノ別チナク、同間ニ入り、人ノ飲ミアマシタル茶ヲ飲ム。其時ハ、大名モ、臣下モ、打混スルコトナレトモ、曾テ恥ツル心ナシ。又碁ヲ圍ム時、君タル人、イカホト負クルコト嫌ヒノ人モ、臣下ニ向ツテ、二手一時ニスルトイフコトハナシ。都テノコト、其業ヲスルカラハ、其法ニ從ハスシテハ、何ノ詮モナク、又樂ニモナラヌモノナリ。然ルニ學問ノ事ノミハ、古法ニ從ハス、或ハ教フル人ヲ下座ニオキ、朋友ニモ長幼ヲ論セス、家格ヲ申立ツル杯、碁ヲ圍ムニ、己レ獨リハ二手一時ニスルト

イフ様ナル類ノコトナリ。且千ノ利休ガ定メタル慰ミコトノ法ハ、己レカ身ヲ屈シテモ、固ク之ヲ守リ、歴代聖人之定メ玉ヘル人倫ノ大法ハ、我ヲ張リテ之ヲ守ラズ。何ソ其レ輕重ヲ顛倒スルノ甚シキヤ。是ハ儒者共ヨリ、其事ヲ申立テザルガ不念ナリ。サレトモ、儒者ノ職モ、今時ノ諸侯ノトリアツカヒ位ニテハ、故實モ、存シ寄モ、申シ出ルコト出來サルハ尤ナリ。トカク人君ハ、論語ニ、君使_レ臣以_レ禮スレハ、臣事_レ君以_レ忠トイフコトヲ、心得玉フヘキナリ。

諸公子以下ヲ混合スルコト、人才ヲ育成シ弊風ヲ變スルノミニ非ス。外ニモ其功多シ。右ノ如クスレハ、生員タル者ハ、貴賤上下ノ隔ナク、皆朋友ノ好ヲ結ヒ、至ツテ心安クナルナリ。故ニ後年公子ハ國君トナリ玉ヒテ後モ、下情ニ能ク通シ、歩卒ニ至ルマデモ、其人柄ノ大略ヲ諳知シ玉フ。故ニ之ヲ使役スルニ便アリ。家老諸大身ノ子モ亦然リ。家中ノ人柄ヲ知ルハ、役儀ノ上ニ於テ、何ヨリノ心得ナリ。又下ヨリモ上ノ心ヲ能ク知リタル故ニ、無用ノ處ニ疑ヒ恐ル、心少ク、至ツテ上ヲ親シク思フ。凡人ヲ治ルノ道、下ヨリ上ヲ親ムト云フコト、第一ノ好キ事ニテ、又第一ノ難キコトナリ。幼少ノ時、朋友ノ因ミ有レハ、自然ト親シクナルナリ。

今世ニ養子ト云フコト盛ニ行ハレ、貴賤トナク、異姓ノ人ヲ以テ、己カ嗣トスルコト、古ノ道ニ不_レ合コトナリ。然レトモ、智者ノ事ヲ處スルハ、轉_レ禍爲_レ福、因_レ敗成_レ功ト云フコトア

リ。今時ノ時宜ニテハ、養子流行スルヲ幸ニ、賢ヲ進メ不肖ヲ退クルノ手段ヲ施スヘキナリ。前ニ申セシ如ク、家督ノ願ヲ出ストキ、奉行教官ノ奥判ヲ取ルト定ムル時ハ、無藝無行ノ者ニハ、判ヲセス。故ニ其親モ強ヒテ願立ツルコト致シ難ク、或ハ長子ヲ捨テ、次男ヲ用ヒ、或ハ實子アリテモ、養子ヲスルナリ。然レハ、不肖ヲ退クルコト、上ノ命ナクトモ、風俗ノ中ヨリ自然ト出來スルナリ。養子ヲスル時、今迄ノ風俗ナレハ、門地ヲ第一トシ、己カ家ト同格ヨリ下ノ者ハ用ヒサレトモ、學校ニテ、生員ノ差等明白ニナリ、才能アル者ハ、上ハ君聽ニ達シ、下ハ一家中ノ評判高キ故ニ、自然ト門地ヲ論セス。評判宜シキ者ヲ擇ンテ養子トス。故ニ百石ノ家ニ生レテモ、千石ノ家ヲ繼キ、千石ノ子モ、萬石ノ家ヲ續ク様ニナルベシ。其處ハ君ト奉行職トノ鼓舞ニヨリテハ、一同其了見ニナルベキナリ。然レハ、賢ヲ進ムルノコトモ、上ノ命ヲ不レ待シテ、自然ト成就スヘシ。前ニ賢者モ相應ニ進路ヲ得ヘシト云ヒタルハ其處ナリ。〔同上、四六一四八頁〕

と結んでゐる。所説堂々、計畫宏大、眞に經國濟民の大文字である。迂言と題すれども實は切言である。

三 その教育規制

前二節に於て私は、淡窓の教育事業及び教育思想に就て、可なり詳しくこれを論述した。もし他の教育學者の場合ならば、それだけで略ぼ充分であらう。然し我が淡窓先生に關しては、私は更にその教育規制に就て若干の筆述を加へ度い、いな加へざるを得ないのである。といふのは、凡そ教育規制の整備してゐたこと咸宜園の如きは、明治維新以前の我が邦に於ては、殆どその類例を他に見得ない所であり、この點に於て淡窓の吾等に遺した範例は、我が日本教育史上に大書せらるべき一種獨特の地位を占めるものであつて、私がこれまで述べて來た淡窓の教育事業も、又その教育思想も、實にこの教育規制に於て一層具體的に顯現せられてゐるのである。凡そ教育の事業は、その發端に於て既に若干、その到達點に於ける理想的情態を描いてゐなければならぬものであり、然も又同時に、現實には猶頗る幼弱疎野なる子弟の生活情態に對する不撓の努力たることが、最初から豫想せられてゐるのである。それ故に、純粹の教育理論家に止まる場合はいざ知らず、苟くも教育の實行家たる人にあつては、その生涯の奮勵は、隨つて又その不斷の懊惱は、この困難なる理想實現の計畫的努力、殊に子弟の生活團體に對する教育的支配の經營上の工夫考

慮に終始しなければならぬのは、殆ど宿命的の途行きであつて、ペスタロッチーの生涯もさうであつたし、フレーベルの生涯もさうであつたし、バゼドウやフランクの生涯も亦確かにさうであつた。彼等は實に涙ぐましいまでの體驗をそこに積み、然も輝かしい成功をそこに収めたのであつて、さうした體驗と成功とは、然し純教育理論家の到底味ひ得ざるものであり、擔ひ得ざる所のものである。斯うした學校經營、學園行政の優れたる記録の餘りに多くを、我等は我が邦の教育先輩から受取り得ないのを遺憾としたのであるが、我が廣瀬淡窓に至つては、この規制の方面に於て實に多くの貴重なる記録を吾等に遺して、學校經營、學園行政の點に於て歐米の第一流の教育實行家に對して、勝るとも決して劣らざる立派な手本を我等に示してくれたのである。私が教賢として淡窓を仰ぎ讃へる所以の一は、茲にもあるのであつて、敢て又、我が日本教育史上に大書せらるべき一種獨特の地位を有すと斷言するのも、これが爲である。殊に淡窓の學園は、最初師弟を合せて僅に三人の讀書室たる成章舎から起つて、夙に設けられたものとしては、唯だ一月且評即ち成績考査表があつたのみであり、その學塾の自然の且漸次の發展に伴ひ、盛衰消長の斷えざる律動に支配されつつ、學園自らが、内部よりの又外部よりの、ありとあらゆる障礙事故を體驗しつつ、必要に應じて次第に組成せられたる多くの規制を具備するに至つたのであつて、

それ等の規制を集めると、

- 一、癸卯改正規約
- 二、告諭
- 三、職任告諭
- 四、新諭
- 五、丁巳改正規約
- 六、諸生歸郷後心得之事
- 七、塾約
- 八、嘉永改正塾約
- 九、都講勸學都檢心得方

があり、これに、學生に經濟上の心得を説示したる檢約を勸むる説を加へて、正さに十指を屈したるのである。孰れも、旭莊の東遊によつて再び咸宜園の管理を手中に收めた頃、即ち淡窓五十五歳以後の筆に成り、全く長い間の體驗と實施の結果、おのづからに纏まり來つた整備であり、種々の出來事が熟慮を要求して、どうしても設定せられざるを得なかつた、内部よりの又外部よ

りの必要に應じて産み出された産物に外ならないのである。即ち唯だ理論から編み出されたのではなく、却つて理論が實地に突當つて、そこに驗照せられ訂正せられて出來た規則なのである。この點に於て二重も三重もの貴さを有つてゐると言つてよい。勿論淡窓の當時の心境にあつては、これを後世に遺さうといふ考も無ければ、況してや範例を示さうなどの念慮は毛頭も無く、唯だ當面の必要に應ずる手段に外ならなかつたのであるが、今日から見れば、頗る研究の價値ある好個の文献なのである。よつてその各に就て一通りこれを検討してみよう。

先づ癸卯改正規約は、校則一般とも言ふべきものであつて、職任・飲食・出入・門外・用財・及び雜の六款、八十二則から成つてゐる。その全文は次の如くである。

職任

- 一 都講以下、諸之職任、時宜に隨ひ、かならずしも席序に不拘事。
- 一 諸職共に、職内之儀、留帳を作り、時に師家へ被差出可申事。
- 一 病氣其外故障に而、職任勤り兼候ものは、早速可申出、一日に而も職事不可致荒廢事。
- 一 上は九級、下は無級に至迄、壹人たりとも、無職のもの不可有事。
- 一 塾中外來、分職に不同は有之候得共、無職不可有事。

- 一 病人たりとも、稽古相止不申程に候は、職分人並に可相勤事。
- 一 歸郷之者も、前日迄は職分可相務、大歸に於ては、時宜により、十日位も休息可差許事。
- 一 新來は初入後五日より句讀師丈け相務、其他は一切差除き、廿日より舊來同様に可相務事。
- 一 歸省再遊の者は、着後一日、職分差除き可申事。
- 一 格別煩勞之職分、久々相務候ものは、都講より、師家へ申達、夜番給事之類、差除き候歟、又は外に其ものの勞に報ひ候様に、時宜によりて可取計事。
- 一 舊來並に新來入塾の砌、缺職無之節は、上は句讀師、下は侍者、二つの内にいたし置可申事。
- 一 上職に而閑暇なるは、必ず兼職有之、下職に而も煩勞なるは、免役之筋有之様可取計事。
- 一 外塾之輩は、雜役申付に付、素讀出來候分は、不殘句讀師相務、其餘は侍史並に洒掃可相勤事。
- 一 上席之輩、位級相當之役勤り兼候は、時宜により、勤め出來候迄は、席を下け可申候事。
- 一 上席之輩、再遊之節、缺職無之候は、當分の處は、下等之職相務可申事。
- 一 歸省之輩、日數を限りて、歸郷いたし候ものは、其職分餘人より、權を以而相勤め、歸塾之上は、早速舊職に復し可申事。
- 一 病氣等に而、一切之職分相斷、自己の稽古は相止め不申ものは、免役錢差出可申事。

一職分之尊卑、一定いたし候も有之、又勤め候もの高下によりて、役席も隨而高下致し候も有之事。

飲 食

- 一壹日之飯米四合五勺と定候事。
- 一酺日は、毎月二十七日に定め、其外は五節句並に休日之分に可致事。
- 一朔望兩度は、壹人前拾錢宛菜代取立、常日より少々菜に念入候様に致候事。
- 一酺日は、飲酒、自菜、菓子類、差許申候事。
- 一三度之食事は、一同に於西塾可致之。但し酺日之分は、居塾に持歸候而も不苦事。
- 一食前外出、人に頼み飯を取候儀禁之。若し師家と塾用とに付、罷出候ものは、代人を立置、飯菜を取可申事。
- 一右兩條に而飯菜を取置候ものも、食事の節は、西塾え參り、相用可申事。
- 一病人は、自席に飯を取寄候而も不苦。猶又重症に而食事進兼候は、典藥より師家へ相達候上、自菜差許可申事。
- 一看病人え、病人より食物振舞之儀禁之候事。

- 一酺日之外、不時之飲宴、堅禁之候事。
- 一新來並歸塾のものより、人を振舞候儀禁之事。
- 一酒店茶店等に出浮、飲食いたし候儀禁之。
- 一夜番は西に兩人、東に兩人、夜食差許候事。但し、菜は塾之夕飯之菜を可用事。
- 一夜學飯之儀は、夕飯之節、直に飯臺に而食候ものは、其分に而宜敷候。居塾に持歸申候においては、其ものより、其夜之夜番相務可申事。
- 一酺日たり共、飲酒は師家都講に相達可申、且飲酒之後は不可致他出事。
- 一飲酒之儀は、送別を除き、其外は、居塾限りに致し、他塾を交へ申問敷事。

出 入

- 一外出之儀は、舎長及都講迄届け可申、十町以上は、師家迄も届可申事。但隈町へ參り候は、十町より内にて、師家に可届事。
- 一夜行一切禁之。若無據儀有之候は、其筋申立、師家へ願ひ相濟候上、着帳可致事。但晝出て夜歸も爲同様事。
- 一都講舎長は、隣家に參り候とも、師家に届け、且留守之人を定め可申達事。

一 導引のものは、夜行願ひ相濟候上、出は舎長に届、歸りは夜深更に及候は、夜番に届可申事。

一 夜中撃柝後は、他塾往來禁之。若し無據儀に有之は、夜番に届可參事。

一 他塾に止宿、禁之候事。

一 當地之知友より被招候は、師家に願ひ、相濟候上、着帳いたし可罷越。若し本宅を離れ持出之儀ならは可相斷事。

一 他席に於而、妓女類之者居候は、苟且にも同席不可致事。

一 歸郷のもの送り候儀、大歸は十町迄に限り、其他は門前、或は郵橋迄に可致事。但し送別途中飲食之儀は、禁之。

門 外

一 當地役人衆門外通行之節は、道に立候は、傍に避け、簷下に居候而も、相應の會釋可致、又塾中に居候而、呵殿之聲聞へ候は、一統靜謐可致事。

一 門外通行之人、有之候節、婦女は勿論、其外に而も或は指さし、或は嘲り候杯、決而致問敷事。

一 兩塾往來之節、武家通行有之候は、前を横切り申問敷、又假初にも行路之人に行當り候杯、無之様に可心得事。

一 鉢卷を致、膚をぬき、手拭を肩に懸候類、外出は勿論、兩塾往來之節と而も、禁之候事。

一 髪を不結、帶を不結して、外出並に禮謁、不可致事。

一 外出並に講席に於て腕まくり候事、不可致事。

一 外出之節、異風之衣服帶ひ物、禁之候事。

一 隣家に參り候共、脇指を帶可申事。

一 兼而草履用いたし置、晴天市中に出候節は、可相用事。

一 外出途中、小歌淨瑠璃吟詩之類、禁之候事。

一 外出三人以上は、頭を立て、諸事其指揮を受可申事。

一 外出同行五人以上に及候は、其譯申立、師家に願ひ、相濟候上、可罷越事。

一 途中當地役人衆に行會候は、路傍に避け、會釋可致、又多人群聚いたし候場所に而、出會候は、諸事當地之者同様に可相心得。旅人と申而、並々より頭を高し候儀、不可有事。

財 用

- 一金銀類一切、他家に預け、塾に残置間敷事。
- 一財用之儀、前方より手當致、前定録に控可申。若し手當無之、或は間違候は、一旦退塾致、手當出來之上、可致歸塾事。○一雜費之儀、儉奢考に控、成丈少き様に、兼而可相心得事。○一儉奢考前定録は、都講より、毎月會計簿と一同、師家に可差出事。○諸生之假借、百錢以上は、師家に届け、着帳可致事。
- 一歸省諸生拂方之儀、受合に立候者、是亦師家に届、着帳可致事。
- 一書籍衣服等、互に假借いたし候は、一方歸郷之節は、必ず返済可致事。但し紛失に及候は、急度可償事。
- 一市中に買掛り、又は借用等有之候は、定め之日限に相償可申。若延引に及、催促を受候は、一應退塾いたし、相濟候上、歸塾可致事。
- 一貧諸生典物致候は、其品物役筋に持參り、着帳可致事。

雜

- 一諸稽古、及其他之儀、場所時刻、定式之通相務め、少に而も致變易候は、師家に相伺可申事。

- 一試業之節は、詩會之時、韻礎を持出候より外、一切之書籍持出候儀、堅禁之。勿論餘人へ一言の相談も不可致事。
- 一試業之座に於而、己か席を離れ、他席に參る間敷、二便之節は、監に届け可申事。
- 一句讀を授け候もの、他の書持出、私に見儀、堅禁之。
- 一亂足、亂刀、亂衣、亂傘、其他、他人之物を、用ひ間敷事。
- 一蹈物改之儀、時に嚴敷執行、自身の物持不申類は、罰錢出させ可申事。
- 一月朔十五日は、都講又は經營監より、諸塾之破損見廻り、師家へ可相達事。
- 一疊を焼き、油墨を覆し、障子之骨を折り、其外屋宅を傷け候ものは、小事は舍長より罰錢取立、大事は師家檢察を受、何れも其時々罰錢を出させ、役筋を預け置、經營入用に相加へ可申候事。
- 一歸省諸生、一夕に而も、荷物方付、他家に預け可申候。決而塾に不可殘置候事。
- 一争訟之筋は、當人而已可申出、兩人以上及連名に候は、可爲徒黨。徒黨之者は輕重に不拘、致擯出候事。
- 一外來生、塾に於いて、争訟之儀、當人直チキに可申出。宿本に歸り、父兄之名前を以、及掛合候

儀、禁之事。

一 當地市中邨中之者と、喧嘩口論、堅く致問敷。若其事有之に於いては、理非を不論、相應之罰可申付事。

一 市中近邨失火之節は、師家より差圖を以而可罷出、妄に馳出問敷事。

一 圍碁象戲、於塾中禁之。賭と申事は勿論、飲食之類に而も、決而不可致事。

一 都講手本に、非常簿と申物を編置、非常之儀控へ候而、師家に可申達事。

一 毎度非常之願、差出候ものは、規約を亂候儀に付、相應の黜罰、可申付事。

一 歸塾之諸生、既に當地へ到着之上は、早速可致入塾。若無據儀有之、數日外宿に相成候はゞ、願出可申事。

學塾、即ち寄宿寮を有つた學校といふよりは、寧ろ寄宿寮を中核とした學園であるから、これは、食住衣等凡そ生徒の生活の全幅に亘つた規矩である。衣食足つて禮節を知るとは古今に通ずる格言であるが、子弟教育の基礎を茲に置いて、そこから出發して心身の陶冶を全うせしめよう、と圖つたのが、淡窓の周匠なる意圖である。私が前節で指摘しておいた、訓練を先にして然る後教授に進んだ精神は、この規約の上にも充分に現はれて居り、共同生活にまで編入練成せられる

ことが、その真先きの着眼點であつたことは、試業に關する心得を最後の雜則の中に擧げてゐることや、外出三人以上の場合には嚮導者を定めるやうにしてあること等を以てしても、これを察知するに難くはないのである。斯くの如く、この規約は種々の特質をそれ自體の中に含んでゐるが、特に注目すべきは、この學塾の根本精神たる協力同勞の趣旨が徹底的に宣揚せられてゐるところである。即ち職任は、「上は九級、下は無級に至迄、壹人たりとも、無職のもの不可有事。」と規定して、學園の運営にはその全員が擧つてこれに参加し、然もそれは、どこまでも全員各自の責任であり義務であつて、それ以外の何人の責務ではない。一括すれば、全園の活動は、園員各自の協力同勞であり、随つて又その盛衰隆替は、園員各自の盛衰隆替に外ならないといふのが、この學園生活の建前であり造作であつたのである。言ふまでも無く、それは共同的である。然し共同的であると同時に自治的であり、自治的であると共に社會的であつて、所謂「總てが總てに」の格言が、日常生活に於て絶えず實現せられ、刻々に體驗せらるべく、この學園に於ては根本的に仕組まれてゐたのである。これは、歐洲に於てかのザルツマンがシュネッペンタールに建てた汎愛學校の生活と、偶然にもその軌を一にするものであつて、教育偉人の施爲が、東西決してその構想を異にするものではないことを思はせる。シュネッペンタールの學校が學園生活の模範だ

とすれば、吾等は實に同一の典型を我が邦にも有つてゐることを、更めて悦びもし誇りもしたのである。

次に告諭は、校訓若くは生徒心得ともいふべきものであつて、次の五則から成つてゐる。

人倫日用之行事、朝夕致講習候書籍、皆其爲之事なれば、改而申に不及。在塾中之心得、數條を擧示耳。

一入門之諸生、在塾之日數一月にも不足し而歸郷する事、有間敷儀なり。道と申物は、如何にも一言之下にも相分候儀に候得共、諸生之稽古は、大氏讀書の爲なれば、年月を懸すし而は、出来不致候。十日廿日に而、相止候程ならば、存立不申がよろしく候。是は全く常人此方の塾に有付不申故之事にて、入塾之砌、規約嚴密に而、進退起居自ならず、又相識のものは壹人も無之、何事も諸人の末席にて、且先進之内に於而、おとなしからざる人柄之者も有之、事に觸て、嘲弄を加へ候、彼是之處より、遠方態と來遊せし本意をうしない、歸郷に及之儀、誠に以而無是非次第に候。惣而新來之輩は、新來監と申ものを立置、萬端心附させ候得共、時によりては、其任に當るべき人柄も無之、行届ざる事多候。依而新來之心得も申述置なり。前に申候如く、初來之砌は、誰も不自由に而、歸郷の念起り候得共、其處を勉強いたし、二

三月も滯留有之度候。左候得ば、規約の筋になれ、窮届に無之、塾生も一統心易成、故郷に居候同様に成候。若暫時之處、勉強出来不申、引取候得ば、他方に參候逆も、又々右之通にて、有付不申候。此處得と思惟有之度候。凡物之道理、初め届せざれば、後に伸事不能。學問世事、其理は一なり。初より人の上に立事を好、人に届する事を恥るものは、終身發達之期、不可有之候。此旨重疊可被相心得候。

一在塾中勤學之心得は不_レ及_レ申、席序を設け、課程録を製する類、皆勤學の爲なり。其次は、財用を節にする事、肝要之儀に候。凡人の子弟たるものは、家にありて、父兄の使令となるべきに、遊學之身は、其務を缺のみならず、父兄辛苦して、貯し處之財用を、己は安座し而、用る事なれば、一錢と雖も、尺璧の如に重ずべきなり。然らざれば、父兄の恩を忘る、と云ふべし。又家富と雖も、遠方に仕送候においては、員數限りあり、財を多用ひ過せば、囊中早に盡て、不得已、在塾之日數を縮て、歸郷し遂に學事不能。且又買掛り借用等多ければ、父兄より賜候衣類、書籍刀劍之類迄、質物賣物となし而、是を失ひ、其上に財主より、其故郷へ人を遣し、緊く其父兄を催促するに至る。嗚呼、子弟たるもの、是を忍ぶべけん歟。其本を論ずれば、財用を節にせず、飲食遊宴之事に、費用多きよりして、如此に至る。慎ま

るべけん乎。

一在塾中は、友を擇事、第一之儀に候。古書に、同門曰「朋」、同志曰「友」と見へたり。然らば我門に入もの、數百之諸生、一人として、朋にあらざるはなし。其中に於而、友とすべきものは、數人に過ぎるべし。論語に無友ニ如己者とあり。凡在塾中、飲食遊宴に耽るの類、皆惡友に誤らるるなり。但し人を知るといふ事、容易のことにあらず。友を擇ぶにも、善惡の見分難致と、思ふ人あるべけれども、夫は世間の人の上なり。塾生に限りて、其善惡を分つこと、至而易し。如何となれば、我塾には席序あり。月々に其勤惰を考へて、黜陟を加へる故に、勤惰之分、誰もしるべし。學を勤るは、君子なり。學を惰るは、小人なり。又規約之條目あり。條目を守るものは、君子なり。人知らずとて條目を犯すものは、小人なり。此處よりして善惡を分時は、友にすべきと、友にすべからざるとの人柄、鏡を以照すよりも、明けし。我が常言に、怠學者、我不能愛。犯約者、我不能容と云り。態と師門に入て、師を頼み、業をなさんと思ふもの、師の不愛不容ものどもに親みて、師たる人の見限を受る事、思はざるの甚と云へし。

一諸生往來之砌、同門の友之家に、投宿いたし候事、遠慮可致候。當人は懇意に候共、父兄之手前有之、其家の厄介に成候事は不宜候。兼而承り候處、世上の父兄たる人、其子弟に學問いたさせ候儀は、好候得共、其縁を以て、種々の人物訪來候に迷惑いたし、學問をも、致させ得不申と申類、往々に有之候。予に於ては、從來其心得いたし候に付、門人の方にも、シカト罷越不申候間、朋友に於ては、猶更其心得有之度候。且又先年より、予か門人にあらざるもの、名をかりて人家をかすめ候類、有之由承及候。畢竟諸生投宿のこと無之においては、左様の姦計も、自然と相止可申候事。

一世上之風評に、予の門下のもものは、早く人の師と成ることを好と申由。甚よろしからざることなり。人の師と成は、容易のことにあらず。予未熟の學問を以て、誤而閭里の爲に推され、童蒙の師となりしより、今に至三十餘年。訓誥句讀の務は、かつ／＼其責を塞と雖共、人才を養育するに至りては、微力の及所にあらず。門下の人物、父兄に孝悌を缺き、朋友に信義を失ふの類、擧而數へがたし。其本を論ぜば、皆教導の宜を失へるなり。其事を思ふごとに、必ず一身に汗す。門下のもの、必ず予が尤に倣ふべからず。但し、弟子も師に勝るものあることなれば、一概に申がたし。且久敷塾に在て、都講之職をも務候ものは、後進を誘引すること得も、相應にはあるべけれども、在塾中さへ、諸人の冠とならざるもの、纔に我門を離

れ、顔を抗て、人の師となること、自料らずと云ふべし。畢竟教るものも、學ぶものも、唯文字のことのみにて、道義に與らざる事故、師たるもの未熟にても不苦と思へり。是は大に不然。弟子の行狀は、多く其師に似るものなり。世間工藝之師弟たるものを見るに、亦然り。況や義理を講ずるものに於てをや。少々文字を知たりとて、師とすべき程の器にあらざるものに、教を托する事、猶未熟の醫に性命を托するが如し。危き事なり。さればとて、人に教授するをあしきと云ふには非ず。若し人の師たることを欲せば、得と學業を修し、行事を研き、爲己の務既に終て、而後人の爲にせば、誠に天下有益のことなり。如是の人、門下に出ることは、予に於ても、本意の至なり。是は在塾中のことにはあらざれども、大歸するものの心得の爲に申述のみ。

茲にも亦、眞に敬聽に値する數々の點がある。劈頭先づ堅志の大切なるを説示してゐるのは、洵に剴切な告諭であつて、凡そ青春の輩、學に志す者は甚だ多いのであるが、克くその素志を貫く者が少い。これは教育の制度といひ、周圍の者の理會といひ、その他關係諸事情の比較的よく整つてゐる今日に於てさへ、猶相當に顯著な事相であつて、現に各般の學校等に於ける統計上に表はれたる入學者と卒業者との對照比率は、如實にこれを物語つてゐる、現在教育上に考慮を要す

る一問題であるが、況してや當時にあつては、それが更に甚だしく、折角志を立て、學塾に入つても、中途にして學を廢し、或は事故に遭へば則ち挫折する等の者が極めて多く、その堅忍耐久、克くその志を遂ぐる者に至つては、眞に寥々として曉天の殘星の如くであつたのである。長い間青衿學徒の生活を閲して、この實情を洞察してゐた淡窓が、先づこの點を指摘して、堅忍耐久の必要を諄々誨告したのは、當さにその所である。次に、これに伴つて切要なるは財用を節するこゝとであり、寧ろ財用を節すれば勤學が容易に續けられ、志望が堅固であれば財用も節せられる。節財と堅志とは、大抵の學徒に於ては、實に相即不離の關係に於て共に大切であるから、第二則としてはこれを説示したのである。次に學徒の日常身邊の生活に即して考へる時、何といつても重要なものは、その朋友である。殊に異郷遊學の身に取つては、擇友こそ、極めて大切な事柄である。斯うした遊學の徒を多數收容した學園に於て、彼等の提携輯睦の情況をば、深い同情の眼を以て眺め、彼等の自炊生活の意義と情味とをば、我が身につまされて理會し、嘗て

休道他郷多苦辛、 同袍有友自相親、

柴扉曉關霜如雪、 君汲川流我拾薪。

と詠じた淡窓が、茲に第三則として擇友の心得を具さに説いてゐるのは、いかにも親切な溫情の

籠つた指導である。次に、第四則として挙げられてゐる友人の家庭に於ての宿泊を禁止してゐることは、この僻陬の地に在つた學園では、自他に迷惑を及ぼさない爲特に必要の有つた問題であらう。本文の通讀によつて、吾等もその情勢を諒會し得るのであるが、これも學校生徒の校外監督上、今日の當事者に參考を與へる所があらう。最後に、小成に安んじて早く人の師とならんことを冀ふ傾向を擧示して、これを警めたことは、亦頗る深長な意味を有つてゐる。少々文字を知つたからとて教師に成れると思ふのは根本的の謬見であると斷じ、教育は道義に與るものであつて、單なる知識の傳授ではない、故にその事に當る者の人格が大切であると示し、然も赤裸々に自己の反省を披歴して、「門下のもの、必ず予が尤に倣ふべからず。」と告げてゐるのは、眞に誠を人の心腹の中に置くものであり、「人に教授するをあしきと云ふには非ず。」と言ひ、「弟子も師に勝るものあることなれば、一概に申がたし。」と鼓舞しながらも、「師とすべき程の器にあらざるものに、教を托する事、猶未熟の醫に性命を托するが如し。」と警め、己が修養を充分に深め高めて然る後人の爲に盡せば、これこそ誠に天下有益のことであると訓へてゐるのは、言々句句千鈞の重みを有つてゐる。この第五則は、管にこの告諭の掉尾を悠然たらしめてゐるのみならず、實に又淡窓が單なる學者ではなく、教育の本質を確乎と把握してゐた立派な教育家であつたことを裏書

してゐる不朽の記録でもある。以上は生徒に對する校訓であるが、さて既に生徒に對してこの校訓ある以上、他方、教師に對しても亦その心得が無ければならない。淡窓は實にこれをも提示してゐるのであつて、次の二則を内容とせる職任告諭こそ、即ちそれである。

一 董仲舒か傳に、弟子以久次相授業、或莫見其面とこれあり候。古來より、多人を引受候得ば、是非とも、左様に相成候勢にて、此段孰も推察に而、助力有之度候。先年より、相當の役目、都講より相命候に、往々辭退之族も有之由。如何にも、公邊役筋と違ひ、役料も無之、只々勞役耳に付、迷惑之段は、致推察候得共、前に申述候通之譯に付、無辭退被引受度候。若又辭退いたし候を、禮讓の様に被心得候はゞ、以の外の間違に而候。公邊役筋の如く、格も祿も權勢も有之、人皆望候事を讓り候はゞ、禮讓之君子と可申候。壹錢にも不抵候事を、人に讓候は、己か欲せざることを人に施の理にて、身勝手之小人と可申候。畢竟の處、職任は、皆師家之忠節の爲と相心得、勉強有之度事。

一 都講副監は、其人により、塾の盛衰も出來候に付、其重任たる事、無申迄候。舎長も、務方の廣狹は有之候得共、大略同様の譯にて候。講師會頭句讀師は、師に代り道を傳候儀に付、勿論重任に候間、誤を傳不申様に有之度候。主簿は、財用に預り候儀に而、塾生之爲、關係

甚重候。且上席たりとも、一概には難命に付、其器に當り候ものは、煩勞乍、無辭退被引受、且諸事行届候様に頼入候事。

癸卯〔天保十四年〕十一月

求馬

董仲舒の學塾の例が引かれてもゐる如く、淡窓の學塾は、その教授の方面に於ては、前節にも一言した通り、所謂助教法を採つてゐたものである。勿論、塾主たる師範の外に都講・講師・會頭・句讀師等があつて、師範を助けて以下の者の學習指導に當つたのであるが、然しこれ等は職任即ち役目であつて、その役目に當る者は塾生以外の何人でもない。都講は師範の補佐役であるが、塾生中の冠たる者であり、講師・會頭・句讀師等も指導を分擔するけれども、孰れも皆上級生なのである。斯くて、直接絶えず師範から指導を受けるのは、最上級の者だけであつて、その他は、上級生が中級生を導き、中級生が下級生を導き、遞次斯くの如くに、一方には率ひると同時に他方には率ひられ、中級以上の者にあつては、同時に授受の關係に於て立つてゐたのである。それ故に、授業者と受業者との間に越ゆることの出来ない溝渠があつて、それぞれ別の埒内に住んでゐるものではなく、却つて、渡つて行ける橋梁によつて結付けられてゐる。然もさうした橋梁が幾段にも架けられてゐ、そこを踏み通つて、我も人も、段々と同じ路をどこまでも進み行く

のである。即ち授業者と受業者、教師と生徒とは、絶對の關係ではなくして、相對的の關係であり、その師範として最も上に立つてゐた淡窓自らも亦、確に永久の學徒を以て任じてゐたのである。これは元來、教育といふことの本質、もつと廣くいへば文化そのものの本質がさうであつて、斯くてこそ文化の蕃殖、教育の弘通が行はれるのであり、助教法は正さしくこの本質に合してゐるのである。尤も助教法には、現實に於て、授業者が危疑の念を懐くことや、甚だしきは誤を傳へる等の缺點もあり、淡窓もこの職任告諭に於て指示してゐる通りである。が然し教育は畢竟、比較的成熟者が比較的未熟者を教へ導く仕事に外ならないのであつて、その過程は相對的の關係である。近時リットが、この相對的關係に於ける影響の上に、教育作用の本質を掴まうとしてゐるのも、確かに尤もな見方である。尤も助教法は、決して咸宜園に於て淡窓によつて創められたものではなく、當時の學塾は、殆ど皆この法を採用してゐたのであつて、實に東洋古來の教育法である。いな東洋だけでなく、西洋でも古くの學塾にあつては行はれた所であり、近世の學校教育に於ても若干用ひられたものであるが、學級編成の方法が精細となり、學校管理の途が劃一期するに及んで、遂に殆どその影を潜めてしまつたのである。元より原始的方法ではあるけれども、師範その人の人格力量が優れ、且その配意が周到である場合には、その學風感化が比較的

廣く及ぼされ、猶且自學自習の氣風を高めて、一般を緊張にまで持來たす等の利點をも有する。教授方法の餘りにも形式的に流れ、動もすれば機械的に陥つてゐる處では、斯かる方法の、たとひ形を變へても、その趣旨を活用すれば、亦參考となる所が頗る多からうと考へられる。そはとにかく、教授の方面に於けるこの助教法の活用と、訓練方面に於けるかの協力同勞の徹底とこそは、實に咸宜園の屋臺骨といふべき根本組織であつたのである。

次に新論は、天保十年に月旦評の内容を改め、課程を定めた時、更めてその趣旨を説示せんが爲に發した諭告である。それは、

一愚老門人教育を始しより、三十五六年に及、其の教方、時に隨ひ少々、變革致候。是は必しも舊法惡しきと申に而は無之、諸生之風儀時に隨ひ變轉有之に付、教方も亦隨而變候。此十三年以來、上等は試業を專にいたし、中下等は會讀を主とし、人によりては、試業致候と申處、大略に而候。其通に而、相應に稽古も出來、上達之者有之候處、近年に至、漸々と弊風を生候。試業に出席之者は、一月九日之會日を勤候而已に而、平日は讀書作文等之課程一切無之、會讀に出候者は、素讀も得と不致、只會讀而已を務候に付、三級四級に至候も、實は左傳史記等之句讀も出來不申類、多有之候。右之通に而、席序のみ進候而も、有_レ名無_レ實と

申譯に而、世上の笑を不免候。近來は、其評判往々に人口に承及候。是はあながち諸生之不心得と申には無之、其本は、教方之不行届より起り申候。兼而の愚按に而は、試業は一月九度に候得共、其中にて甲科を占め候望有之ば、是非共、其前後出精可有之、又會讀に而、文義通じ候位ならば、句讀は勿論其内に籠り候と存候處、初は如何にも積りの通に參り候得共、後後に至而は、追々と意味クイチガイに相成候。何れ此處に而は、又一變可致儀に候。既に先年愚著之再新錄に、諸生課程、務_レ外而廢_レ内、取_レ名而捨_レ實。今欲_レ矯_レ之、而卅年舊習、不_レ可_レ遽變。須_レ善巧方便、誘_レ之以離_レ虛名之地、而入_レ實踐之域也。と申置候。愚老此處に心附き候も、昨今の儀に而は無之候。因而此節新に句讀之試、輪讀之試、輪講之試等之科目を設、猶又上等には、一級々々、詩文課程之員數を定候。付而は、右存立之大意を、一同に申諭候。新規之儀始り候段、幼年之徒杯は、迷惑にも可有之候得共、何分今迄之通に而は、學問後年之用に立不申、只塾中限之事に成り申候。何れも得と此意味承知有之、出精被致度候。一外來之諸生は、在塾生に比れば、學業甚進兼、七八年十年にも及候而も、塾生三四年分之業も出來不申段、從來其通に候。是は宿本に而其身を自由にいたし、會讀講釋にも缺席勝に而候故に候。然共年數積り候に付、會讀書會杯之點數、追々と取集め候而、終には三級四級に

及候。此節新課程定り候に付而は、席序高くして、其實無之者は、内外共に當分は迷惑に有之候。併し前段之意味、得と勘辨有之、當分席序進不申候共、其處は苦に不致、其位級相當之輪講輪讀勤り候様に、何ヶ月隙取候而も、可被心懸候。今迄出精無之は、其身之不調法、學問不相應に席を上げ候は、此方之不調法に而候。此方にも過ち有之候に付、以後煩勞を不辭して、課程之取調、萬端之世話致候存念に候間、其方にも、成丈け出精、已往之過を補候心得有之度候。

の兩則から成つてゐる、就中第一則は在塾生に就き、第二則は通學生に就てであるが、孰れも課程に應じて、一定の試業を課することに定めたその趣意を更に宣言したものである。即ち第一則の中にも説いてゐる如く、總じて素讀が出来なければ、輪講も出来ない譯であるから、そこでこれまでは、試業即ち成績を吟味することは、輪讀も輪講も相當に進んだ上級の者に對してのみ、これを課し、中級及び下級の者に對しては、先輩の指導の下に自學自習に由つて基礎的の學習をさせ、別に試業は課せず、唯だ年月を閲するに隨つて相應に級位を進めることにしてゐたのである。理論上それで宜い筈であり、又長い間さういふ仕來たりに成つてゐたのであるが、段々生徒の數も多くなり、時勢も變つて來るに隨つて、多數の中には、惰ける者も出來、基礎を充分に勉

強しない輩も生じ、上級に進んでも實力の付いて居らぬ者が段々ある所から、茲に改正を加へ、句讀の試、輪讀の試、輪講の試等を課することにし、即ち下級・中級にも成績考査を施すことに成つたのである。蓋し自學自習に訴へる處に於ても試業の必要であることは、かのドルトン案に於ても報告してゐる所であつて、咸宜園が月旦評の内容を改正して中級・下級にも試業を課することにしたのは、實際上その必要を認めたからである。殊に通學生は在塾生に比して、その學業の進歩が一層遅々たるものであつたから、この改正は彼等に取つて、より大なる刺激と成つたであらうことは、決して想像に難くない所である。

次に丁巳改正規約は、前に述べた告諭五則と、更にこれに附加した雜とから成つてゐるのであるが、改まつてゐるのは雜の部だけであるから、これのみを掲げると、次の如くである。

雜

一 食前外出、人に頼み飯を取候儀禁之。若師家と熟用とにて罷出る者、自身又は代人にても、主簿に届け置可申事。

一 病人は自席に飯を取寄させて不苦。尙又重症にて、食事進兼候はゞ、典藥より師家へ相願候上、自菜差許可申事。

- 一看病人え、病人より食物振舞候儀、禁之候事。
- 一酺日之外、不時之飲宴、堅禁之候事。
- 一新來並歸塾之者より、人を振舞候儀禁之候事。
- 一酒店茶店等に出浮飲食致候儀、酺日たり共禁之。
- 一酺日飲酒後は、不可外出事。
- 一外出之儀は一切禁之、若無據儀有之候は、其筋申立、師家へ願ひ、相濟候上、可罷越。尤晝出て夜歸る事禁之候。若非常之儀に而隙取候は、其申譯先許より、此方え可申出事。
- 一導引之者は、夜行願相濟候上、出は舍長に届け、歸り深更に及候は、夜番に届可申事。
- 一時々大原黒男祠に謁候事は差許。但し舍長引率可致事。
- 一夜中撃柝後は、他塾往來禁之。若無據儀有之候は、舍長並夜番に届け可參事。
- 一他塾に止宿禁之候事。
- 一歸郷之者、送り候義、大歸は拾丁迄に限り、其他は門前或は村橋迄に可致事。但し送別途中飲食之儀禁之。
- 一當地役人衆、門外通行之節は、道に立候は、傍に避け、簷下に居候而も、相應之會釋可致。

又塾中に居候而、呵殿之聲聞へ候は、一統靜謐に可致候事。

- 一門外通行之人有之候節、婦女は勿論、其外に而も、或は指さし、或は嘲り候杯、決而致間舗事。
- 一兩塾往來之節、武家通行有之候は、前を横切り申間舗。又假初にも行路之人に行當り候杯、無之様可心得事。
- 一鉢卷を致し、膚をぬき、手拭を肩に掛、腕をまくり候類、外出は勿論、兩塾往來之節迎も、禁之候事。
- 一髪を不結、帶を不結して、外出並禮謁不可致事。
- 一外出之節、異風之衣服帶物禁之事。
- 一途中當地役人衆に行會候は、路傍に避け會釋可致。又多人群聚致候場所に而出會候は、諸事當地之者同様に可相心得。旅人と申て、並々より頭を高し候儀不可有事。
- 一金銀類一切他家へ預け、塾に殘置間舗事。
- 一歸省諸生拂方之儀、受合に立候者、是亦舍長及主簿に届け、着帳可致事。
- 一書籍衣服等、互に假借致候は、一方歸郷之節は、必返濟可致事。若紛失に及候は、急度可償事。但し刀劍類之假借一切禁之。

- 一 市中に買掛り、又は借用等有之候は、定めの日限に相償可申。若延引に及、催促を受候は、一應退塾致し、相濟候上、歸塾可致事。
- 一 貧諸生、典物致候は、其品物舎長許に持參り、着帳致べき事。
- 一 諸稽古及其他之儀、場所時刻定式通り相勤、少に而も致變易候は、師家に相伺可申事。
- 一 句讀を授け候者、他之書持出私に見候儀、堅禁之。
- 一 亂足、亂刀、亂衣、亂傘、其他他人之物を用ひ間舖事。
- 一 壘を焼き、油墨を覆し、障子之骨を折、其外屋宅を傷候者は、小事は舎長より罰錢取立、大事は師家檢察を受、何れも月末に罰錢を出させ、役筋に預り置、經營入用に相加へ可申事。
- 一 歸省諸生、一夕にても荷物相片付、他家に相預可申。決而塾に不可殘置事。
- 一 争訟之節は、當人而已可申出、兩人已上及連名候は、可爲徒黨。徒黨之者は不拘輕重、致擯出候事。
- 一 外來生、塾に於て争訟之儀、當人直に可申出、宿本に歸り、父兄之名前を以、及掛合候儀、禁之候事。
- 一 當地市中村中之者と、喧嘩口論堅く致間舖、若其事有之に於而は、理非を不論、相應之罰可申付事。

申付事。

- 一 市中近村失火之節は、師家よりの差圖を以可罷出、妄に馳出間敷事。
- 一 圍棋、象棋、塾中に於而は禁之。賭と申事は勿論、飲食之類に而も、決而不可致事。
- 一 毎度非常之願差出候ものは、規約を亂候儀に付、相應黜罰可申付事。
- 一 歸塾之諸生、既に當地に到着之上は、早速可致入塾。若無據儀有之、數日外宿に相成候は、願出可申事。

人或は、この細かい規約を讀んで、これは餘りに煩瑣に過ぎ、拘束に傾いてゐると感ずるかも知れないが、さう感ずる人は、恐らく教育の實際に通曉せざる人であらう。青少年は、五部の素朴さと五分の野性とを有し、家庭を離れると、動もすれば奔放不羈に流れ、或は安逸遊惰に陥り、常に所期の目的を到達し得ざるのみならず、遂には一身を誤るに至る者が多々有るのである。蓋し彼等は、現在に生きて將來を慮らず、自己を視て他人を顧みない。斯かる年少子弟を訓育する爲には、世間に突當らせる前に、先づ仲間突當らせなければならず、社會の生活に適合せしめる前に、同輩の共同生活に編入せしめなければならぬ。それが本人個人の將來の幸福であり、これを訓練する教育者の慈悲である。かのルソーの如く、素朴なる兒童少年をして、その衝動の

ままに野性を發露せしめ、失敗の若杯を嘗めさせて、その結果を自得せしめようとするのも、一の行き方であらう。然しそれは危険至極な行き方であるのみならず、善惡共に唯だ試行錯誤の一筋に頼つて悟らせることは、百年に足らざる生命の持主たる人間に取つては、到底追付かない迷路であり、さうした空想の上に子弟の育成を夢みるのは、むしろ教育道の逆轉である。淡窓が、共同生活に於ける規矩準繩は、裁然明確にこれを制定して學徒の生活の埒を定め、然しながらその埒内に於ては、修養に自由の天地を提供して、活動に適當の場面を開放したのは、は寛嚴洵にその宜しきを得たるものであり、然も、その許否擒縱のけじめが嚴重に格守せられたことが、淡窓の訓練方針の根本原理の一であつたことは、私の前々節に於て特に指摘しておいた所である。この規約は、塾主の方から定めた塾内に於ける日常生活の格率であるが、尙この外に、學生歸郷後心得之事と題する規制がある。これは、塾生の方で相互に由合せた規矩であつて、淡窓の批准を経て、都講の名を以て揭示されたものであるが、やはりこの學園の規制の一に外ならないから、次にこれを掲げる。

在塾中は、師家之規約有之候得共、歸郷後之事迄には不被及候。仍而入室之徒數輩申合せ、師家にも伺之上、相定候條々如左。

- 一大歸之者は、數月前より師家に申上げ、歸後之心得申述候而、教誡を乞可申事。
- 一歸郷後、遠方たりとも、好便有之候は、以書中師家安否伺可申。又一二里之間に居候者は、時々伺候可仕。數十年之間、一切及無音候儀有之間布事。
- 一歸郷後、他之儒家に入門いたし候は、前方に自身罷出候歟、又は以書中可申達事。
- 一歸郷後新に仕官、他國に轉居、養家に參り候杯、於其身變革之事有之候は、以書中可申上事。
- 一上等に進候者、師家之學風見識をも不存類は、不覺之至也。董仲舒之門人、師説を不知より、師家に禍を懸け候例も有之候。吳々可用心事。
- 一九級に進候者は、國許に於教授相勤不苦段、兼而師家御定々に候得共、尙又開業之節は、以書中可申上事。
- 一九級に至不申者、人に被頼、無據教授ら敷事相勤候は、是亦可申出事。
- 一歸郷後、不忠不孝、其他不行迹之儀有之候は、師家よりの沙汰無之共、朋友中絶交可致事。
- 一弟子之弟子、相應之上達いたし候者は、其師より名前通達致置可申事。
- 一「百家詩四編五編、様子により後年編纂可有之ニ付、上等之者は、歸郷之節、草稿少々宛、師家にさし出置可申事。」

一 歸郷之上、當人致死去候は、子弟親族之内より、師家に通達可致事。

丁 巳

都 講

茲に現はれたる在塾生の師家に對する情誼には、醇厚真に掬すべきものがある。殊に「歸郷後、不忠不孝、其他不行迹之儀有之候は、師家よりの沙汰無之共、朋友中絶交可致事。」と申合せてゐるなど、卒業後にまで亘つて精進向上を誓つた心底の程も見えて、いかにも頼もしい感を惹くではないか。

次に塾約は、天保十五年四月に、旭莊の署名によつて揭示せられ、その翌弘化三年四月の日附を以て、門人吉田杏陵が更にこれに副署をしてゐるものであるが、それは次の如くであつて、塾内日常生活の規律として、規約の補則として發せられたものと見える。

塾約 忠孝ノ大旨ハ毎日ノ講
釋ニ盡セリ故ニ不レ贅

- 一 早朝洒掃及禮謁之事。 禮謁及聽講缺席ノ者ハ、終日禁ニ
外出、諸事病人可レ爲ニ同様ニ事。
- 一 朔望之儀、嚴重ニ可レ致事。 附平生威儀遜恭ヲ主ニシ
不レ可レ爲ニ傲慢之態ニ事。
- 一 稱呼ヲ慎事。 君之前臣名
イフノ類。
- 一 夜四時ヨリ默。早朝亦然。

一 百錢以上ノ假借ハ我等ニ可レ違。内分ニテ致間敷事。 附衣物ヲ典スルモ、内分
ニテ致スコト緊禁ス。

一 塾内狹ニ付、燈ハ二人以上組合セ、一燈ヲ共ニシ、一人一燈ヲ專ニ致間敷事。 附一人一燈ニ限
リ、諸道具凡傍

一 ニ並事 十里外ノ人ハ格別、其他ハ荷物書篋類、不得已之品而已ヲ携、其餘宿元ニ遺シ置可レ

申。入門ノ時塾長ヨリ檢察シ、過多者ハ可ニ減少ニ事。

一 病人ノ外、白日夜具ヲ出スコトヲ禁ス。 附暑中病人外、
午睡ヲ禁ズ。

一 入湯ハ暑中ノ外、二三日ヲ隔ツ可事。

一 入門後未滿百日ニ、歸省或外宿願出間敷事。 有大故不レ
拘此例。

一 二人以上連行外出、及他方ノ書生ト同出、堅ク相禁事。

一 他方ノ諸生吾塾ニ來ル節、吾等方ニ姓名不ニ相通ニ者ハ不レ可ニ相見ニ事。

一 外出月五度限り。夜行ハ堅相禁ス。外方ニ止宿ニ及節ハ、其日未出前ニ、宿元或ハ紹介ノ書

狀可ニ持參。出門ノ後ニ願出間敷事。吾等ニ無届外宿或ハ夜行イタスハ、一度タリトモ退塾可ニ

申付ニ事。

一 吾等留守之節ハ、格別緊用之外ハ、外出相禁ズル事。

一 晝出夜歸ハ點燈ヲ限トス。其後ニ還者ハ、緊用タリトモ值日一日申付事。又夜五ツ時ヨリ後

ハ、外宿ニ準ズル事。

一出火ノ節ハ、即刻吾等方ニ駈付ケ、無レ許ニ門外ニ出間敷事。

一傘下駄草履、一日タリトモ己カ物ヲ不レ買シテ、他人ノ物ヲ借ルコトヲ禁ス。附、晴天木履、罰値日一日。

一戸障子壁疊ノ類、自然ト古ビタルハ、此方ヨリ修覆致シ、臨時覆油反火、或ハ誤テ屋宅ニ疵

付キハ、即刻疊更修覆、其人エ可ニ申付事。

一冬日ハ夜分就寢前、火鉢吾等方ニ可ニ相收、不レ收而眠者ハ、火鉢取上事。

一外出ノ時、飲食ニ不レ可レ多レ費事。

一塾内酒ヲ禁ズ。附リ、訂ノ外妄リニ買、喰ノ者、罰値日三日。

一塾生、婢僕ノ室及厨ニ入ルコトヲ禁ズ。但烟草火ヲ取ント欲スル者、値日ニ可レ頼事。

一月俸ハ毎月廿九日可ニ相收事。

天保十五年甲辰四月

旭莊氏

弘化三丙午四月望

吉田杏陵再拜

設備といひ、生活様式といひ、今日とは甚だしく異なつて、極めて不充足且不便利であつた當時に於ては、居室の整頓、戸棚押入ノ配當、照明の方法、出入下足の整理、戸障子壁疊の清掃、

暖房通風・及び火盜の用心から、飲食起臥の順序・方法等に至るまで、斯うした細かい規則が立つてゐなければ、到底管理が出来なかつたことは、充分に想像し得る所であつて、塾舎經營者の苦心の程は眞に推察するに餘りあるのである。その上斯うした塾舎の細則は、歲月の推移に隨ひ、特に屋舎の模様變へ等に應じて、無論變更の必要もあつたものと見え、嘉永七年に至つて、次の如くに改正せられてゐる。

塾約 忠孝之大旨ハ、毎日講盡セリ。故ニ不レ費。

一早起洒掃、及禮謁勤曾ノ事。前以テ届ケアル病人ノ外、遲參、缺席ノ者ハ直日一度、或二度。

一塾中、朔望之儀、嚴重ニ可レ致事。外來モ、家務ナキ者ハ、可レ來事。附、平生威儀遜恭ヲ主ニシ、不レ可レ爲「傲慢」之態事。

一稱呼ヲ慎事。君ノ前臣名云フ類。

一夜四時ヨリ默。早朝亦然。武技ヲ習等ノコトハ、七ツ半時ヨリスヘシ。

一二米以上ノ假借ハ、我等ニ可レ達。内分ニテ致間敷事。附、衣物ヲ典スルモ、内分ニテ致間敷事。

一病人之外、自日夜具ヲ出ス事ヲ禁ズ。

一玄關ハ、客分之外、不レ可ニ出入事。

一外出多キハ、出精之爲ニ不レ宜。且財ヲ費スノ畏レアリ。故ニ先ヅ休日ヲ外出ノ日トシ、其

他據リドコロナキハ、塾長手許之帖ニ名ヲ録シ、月末ニ取調へ、數多キ者ハ、翌月他出ヲ禁スル事。

一極著中ノ外、夜行ハ堅相禁。總シテ外方ニ止宿ノ者ハ、紹介又ハ父兄ヨリノ書附可致持參事。持參出來ヌ者ハ追塾。

一我等遠方へ遊、留守ノ節ハ、別シテ外出減候様、塾長ヨリ心附ル事。

一晝出テ、點燈後ニ還ル者ハ、緊用タリトモ、直日一度申附事。尤初更後ハ止宿ノ例ニ準スル事。

一刀ハ、寢ニ就ク前、身近クニ置クカ、又ハ深ク藏シ、賊ニヌスマレヌ様ニ、可心附事。

一出火之節ハ、即刻我等前へ出、無許ニ門外ニ出間敷事。若外出中ニ、有火ト聞時ハ、遠近緩急ヲ不レ論、即刻歸塾可致。遲緩致ス者ハ、數月外出ヲ禁スル事。在外時、當地産ノ人ハ格別、遠國ヨリ來テ、寓ニ我塾ニ者、如何程ノ懇意有之トモ、我命ヲ不レ俟、火元ニ直ニ行者有レ罪。

一新ニ入塾スル者ハ、己ノ坐處、疊一枚ヲカユル事。

一入間後未滿百日、歸省或外塾、願出間敷事。紹介ヨリ前以有斷者ハ、不在此例。

一傘、下駄、草履、一日タリトモ、己カ物ヲ不買シテ、他人ノ物ヲ借ル事ヲ禁。塾長ヨリ時々

調ブベシ。附、晴天木履、雨直日一度。

一塾内酒ヲ禁。附、訂ノ外、妄リニ買食ノ者ハ有レ罰。

一冬日ハ、火監ヲ立、寢ニ就ク前、火鉢ヲシラブル事。

一戸障子、壁、疊ノ類、自然ト古ビタルハ、此方ヨリ修覆致セトモ、臨事覆油反火、或ハ誤テ、屋宅へ疵付クルハ、修覆其人へ申付ル事。總テ日々ツカヒ損スル品、障子ノ紙、或ハ盥盤、柄杓、箒ノ類ハ、塾生ヨリ辨スル事。

一他門ノ書生ト同ク、外出スル事堅相禁。不_レ得_レ己ノワケアルハ、可_ニ申出_ニ事。

一「外來日湊錢ハ、主簿ノ催促ヲ不_レ待、主簿ニ收ムヘキ事。塾内狭キヲ以、外來塾ニ席ヲ設ケ、内塾生同様ニスル者ハ、日ニ五錢ヲ收ム。之ヲ日云。錢ト

一外來ハ、來時札ヲ懸ル事。

一我等ニ用アル者、内塾生ハ格別、其他ハ直日ヲ以可_ニ案内_ニ事。「南薰室聽雨樓ニ居ル時ハ、無_ニ遠慮、直_ニ可_ニ申出_ニ。西家ニアル時ハ、以_ニ直日_ニ可_ニ呼出_ニ事。我等ヨリ西家エ呼入時ハ、南薰室ヨリ可_レ入。西家ノ北ノ入口ハ、食事ノ外ハ、直日及兼テ有_レ許者而已、出入ヲ許ス。」
一冬日火ノタネナキヲ憂フル時ハ、直日ニ托シ、是ヲ取ルヘシ。人人厨ニ入ル事ヲ禁ス。

- 一「西家ハ、直日及兼テ我等ヨリ、出入有レ許者、又命シテ呼候者ノ外ハ、固ク入ル事ヲ禁。」
凡ソ晝夜ヲ不レ分、婦女ノ居ル處ニ、我等ニ無レ届、出入スルハ、見當次第、一度タリトモ追
塾。婦女無レ我命、男子ノ居ル處ニ來ル時ハ、直ニ可ニ追出。引留テ晤言、或調謔スル者ハ、
追塾。總テ婦女ニ有レ用者ハ、先我等ニ可ニ斷。我等留守ニハ、苟且ニモ不レ可ニ晤言。
一我等ヨリ許シナキニ、我家ニ不レ限他ノ婦女ニテモ、市中同行スル者追塾。
一我家ノ器具ハ、以ニ塾長ニ可レ借。書物類ハ藏書監ヲ以テ可レ借。皆瑣細ノ物タリトモ、借券ヲ
出シ、且預メ返ノ日限ヲ書キ載スルコト。(以上)

前から順次に掲げて來た丁巳改正規約、天保十五年制定の塾約等と比較して、この嘉永五年改正の塾約の内容を仔細に検討すると、時勢の推移につれ、必要に應じて若干づつ變つて來てゐる有様を詳にすることが出来る。

以上は子弟に對する規制に就てであるが、子弟に對する規制が、癸卯改正規約を根本として、爾後若干の訂正補足を要して來たと同様に、授業者に對する規矩も亦、最初の簡單な職任告諭を補充するものとして、天保五年には、都講勸學都檢心得方二十一則なるものが、旭莊の署名を以て示されてゐるのであつて、それは次の如くである。

- 一勸學者我塾之人を我子弟と思、萬慈愛督責すへし。
一規約に背候者は、大小によらず早速可致吟味事。
一受持之塾に席易有之、新人入込候は、此方へ可相届事。
一朝寢して聽講に後れ、懶惰自棄者は、數度異見相加へ、不聽時は此方へ申出事。
一平日塾に金錢を所持し居候者は、早速吟味いたし、預させ可申事。
一内分にて徒黨を結び、去留をはかり、或喧嘩訴出之聞へあらば、早速我等に相しらせ可申事。
一極候店之外商人、物賣出入を不許。見當候は、直に可差返事。
一門前に物賣立候は、見當次第追返し可申事。
一肴屋來り候節は、都檢より帳面可相改事。
一外出之者は、能々用事聞たし候上に而、可相許事。
一屋宅及塾之器物を損し、或覆油翻火致し候者は、輕重に隨ひ罰錢可受取事。
一火を以疊を燒候者は、些少にても此方へ相達し、檢察を可受。勸學之一存に取計問舖事。
一火用心第一に可相慎。冬月を除之外、火鉢座上に不可置。病人出來、座上に而藥を煎し候は、此方へ可相達。勝手に不可致。火鉢出入之事は、冬十一月より三月十五日迄相限り可

申。其他烟草を飲候者は、五人六人にて烟草盆可作。四時ともに裸火鉢座上に不可置事。

一月朔十五日、都講より屋宅破損相改、席換可申付。其他毎々妄に席換不可致事。

一送別之宴は、休日或一之日に限り候事。

一晴天木履、冬日とてら、夏日裸體、三塾之往來たり共可相禁事。

一休日は毎月廿七日、五節句、六月十五日、八月十五日、盆二日、春秋山行、井戸浚、皆一日

宛。冬至一日、臘月二十九日也。其他一日も不可懈事。

一爲納涼、六月十日より七月廿九日迄夜行、線香二本丈相許す。一塾宛、勸學或は勸學代一統
連行連歸候事。

一大原參りは朔望に限り、時刻相定、我等又は都講勸學之中より、一同連行連歸へき事。

一歸省前一日にても、塾に居候者は、規約之通相守らしむべき事。

一毎月首に、都講都檢より、其日滯塾之人飯料諸拂可相調。手當無之者は、此方へ可申出事。

甲午五月

廣瀬 謙吉

これは孰れも規制として示されたものであるが、この外に「儉約を勸むる説」と題する告諭文がある。これは天保五年に、一時塾政を宰してゐた旭莊に代つて、淡窓が自ら筆を執つたもので

あり、諸生修學生活の基礎たる經濟方面に關して、儉約の守らざるべからざる所以を懇示したる勸説である。時しも天保の饑饉に際會して、天下は擧つて物價の高騰に苦み、修學に志す者も經濟上の事情に沮まれて、その志を伸ぶること能はざるのみならず、折角遊學したる學徒の中にも、これが爲に中廢の已むなきに至つた者が頻出したのである。これ淡窓・旭莊の共に最も遺憾に堪へなかつた所であるから、淡窓は特にこの勸説を作つて塾生一般に告知せしめたのであつて、その全文は次の如くである。

儉約は聖人の教にして、天下古今の常道なれども、遊學書生の身にとりては、別して第一の要務とすべきなり。其故は人の子弟たるものは、家にありて父兄の爲に力を盡すべき事なるに、遊學するものは、其つとめをかくのみならず、父兄の千辛萬苦をして聚めし財用を、己は安坐して是を用ゆる事なれば、一錢といへとも、尺璧の如に重んずべきなり。不然は、父兄の恩を忘るといふべし。是を以て我門の書生を教るは、財を節にするを、第一要務とし、一切の規約も、節財の爲に設けたる事、十にして七八に及べり。舊時塾生用財の度を制する事、其大略一日の食料五拾錢にして、雜費は人々に隨ひ不同あり。大抵貳三拾錢より四五拾錢の間なり。如此なれば、一月の入用を合して、少きは貳貫文餘、最多きは三貫也。一年の通計にては、少

きは金四兩、中は五兩、多きは六兩に過る事なし。但昔年は、米價壹升に付、五六拾錢の間なりしが、三四年來は、米價頻りに貴くして、今は百錢に至たり、是を以て食料も次第に増して、五拾六七錢におよべり。追々は六拾錢に至る事もあるべし。是は必然の勢にして、不得_レ止所なり。只々雜費を節約にして、之を補ふより外仕方なし。凡凶年の時は、人君といへども、膳を減し、樂を撤する等の事ありて、天の時に隨ひ給ふ。況や平人をや。況や羈旅の貧生をや。然る處、當時の塾生、食料の増せし事を色々歎き出るもの多くして、雜費を節する事は、却て心を用ひざるに似たり。是はいかなる勘辨違ひにや。食料五拾錢と定めし所は、大意米壹升六拾錢なれば、一人前一日五合にて三拾錢なり。其他薪木鹽醬野菜雇人塾の修覆料までを合して、貳拾錢と積りたるものなり。當時のことく、米壹升百錢なれば、一人前米の價一日五拾錢に及なり。左すれば其他の費を加へては、七拾錢にも及ぶべき譯なり。然るに未六拾錢にも満たざるは、主簿たるもの能其任にたへたるが故なり。然るを怨み歎くは、天地を怨る道理なり。又雜費の事は、人々心次第なれば、かゝる時節は、月に壹貫を用ひしものは、五六百にも減し、兼て五六百を用ひしものは、貳三百にも減すべき事なり。如此なれば、五拾錢の食料六拾錢に及ぶとも、一月にて三百錢の違ひなれば、雜費の内より補ふ事は難きにあらず。然に内分承り

合せ候に、當時は雜費却て以前よりも増益し、少きも壹貫文にも及び、多きは貳貫、甚多きは三四貫文にも及び、一月の通計は、五六_レ文にもいたり、一年にては十餘金に及び候由。誠に言語に絶したる事にて、膽つぶるゝ次第なり。其由來を考ふるに、大抵飲食によると覺ゆるなり。惣して當地に於て、以前は飲食を作りて販くもの稀なりしが、近年は次第に其業をなすもの多し。間には専ら書生のを目當にして、其事を始むるものある由なり。寔に笑止なる風俗なり。書生の財を費すも、全く其爲なり。先年より其事を慮りて、外出飲食する事を禁し、又私に飲食を作る事をも禁すれとも、禁を犯すもの聯綿としてたふす。或は擯出にあひても悔る事なし。依て官府に歎き出候て、店屋に書生を誘引する事を、制禁ある様に請半と毎度思立しかとも、利を射るは民生の常なれば、上よりも是を制し給ふ事もあるまし。縦ひ其制禁あるとても、己が門人を教ふる事能はずして、却て官威をかりて、外人を制する事、世の謗りなきにしもあらずとおもひて止みぬ。依て此度儉約を勸むるの説を呻して、人に廣く諭すものなり。凡財を節にせざるは、其害極て多し、前に申せしごとく、父兄辛苦の膏血を、無用の事に用るは、不孝不弟のいたり、其害一也。飲食遊宴は暇を費す事多くして、かならず學に怠る。其害二也。禁を犯して黜罰を受くれは、席序も人に後れて、恥辱をとる。其害三也。囊中早くつくれば、止む

事を得ず在塾の數を縮て歸國し、初の志を遂て學ぶ事能はず。其害四也。處々買掛り多くして、悉く償ふ事あたはざれば、人に損失をかけて不義のいたり也。其害五也。後に債主より無賴の徒を驅り催して、其故郷に遣し、其父兄をねたりゆすつて、面目を失はしむるにいたり、其害六也。父兄たるものは、其子の惡をしらずして、只師家の教の行届ざるをうらみ、師の苦心を無にするのみならず、過を師に嫁する事、以て怨報徳といふもの也。其害七也。其他の小害は擧て數へかたし。自今以後、此處をおもんずばかり、能々心を川ひらるへし。予固より不徳にして、人を教化する事能はざれば、制禁行届かぬ事多し。假令師家の禁制無くとも、己心にて財を費さぬよふにすへし。又外人よりいかに誘ひたりとも、己か心を動かすへからず。唯々一心に儉約を務むへし。如此者は、親の孝子、兄の弟々、師家の忠臣といふへし。如此人あらは、都講勸學より速に申出へし。不次に轉席をもいたして、衆人の模楷とすへきなり。反之ものは、是又申出へし。是を遠ざけて、禍を他人に及さぬ様にすべし。是大略なり。猶委しくは新制規約の旨に脩し行ふべきもの也。

求馬

情理兼ね具はり、言辭委曲を盡し、子弟を思ふの誠は惻々として人に迫るものがある。私は嘗て、咸宜園の末期頃そこに學んだ一故老の追懷談を聞いたことがあるが、その時にも、塾風が、他の大都會にあつた塾などに較べると、頗る質素であつたとのことを承つたのであるが、それも恐らく、斯かる勸戒が充分に徹底してゐた爲であらうと考へられる。

以上述べて來た所は、咸宜園に於て塾生及び職員の爲に立てた多くの規制であるが、更に淡窓躬らがその日常の生活修養——然もその中には塾生及び職員等に對する誘導世話は勿論、人事の周旋等をも含んでゐたのであるが——に就て努力した記録たる萬善簿に就て述べなければならぬ。蓋しそれは、實に淡窓が自律自記の世にも珍らしき一種の功過表であつて、第一節に於ても一言しておいた通り、塾主淡窓が自己に對して立てた規制とも見られ得るものだからである。所謂萬善簿は、前にも言つた如く、淡窓が既に十八歳の時和譯の陰騭錄を讀み、善行を積んで天に祈らんとしたこと、その志の端を發し、五十四歳の時から、日々の行爲を必ず記録に留めて、善行一萬に達するを目當てとしたものであつて、その躬行實踐にいかん奮勵努力したかは、その自新錄の終に、

嘗て袁了凡の功過格の意に倣つて、一萬善を爲さんことを誓ひ、而も終に果たさず。心常に耿々たり。今當さにこれを遂行すべし。然も日曆事を記す、實に煩に堪えず。強めて善を爲すのみ。「自新錄下篇、一一頁、原漢文」

と述べ、再新録の冒頭には、この言をそのまま再記して、

予が言此くの如し。而も所謂強いて善を爲す者は終に成功無し。乃ち日曆事を記せざるを以てなり。故に今茲乙未閏七月九日を以て日曆を編み、行事功過、具さに此に載せ、月にして計へ、歳にして考へ、必ず一萬の數に充たさん。疾病事故ありと雖も、敢て怠廢せず。吳天后土、實に此の言を聞け。〔再新録、一頁、原漢文〕

との誓をば、これに附記してゐるのを見ても判る。その日曆の記載方は、黑白の二點を以て善惡の二類を表示し、例へば、人に善行を勧め、人の世話をなし、氣をつけて子弟を教へ、親類縁者と親しむ等を善に數へ、過食、病氣、忿怒、殺生等を惡に數へ、そして月末毎に差引計算をなして通計を記し、斯くて修養の進程を明かにしたものである。これは初から一部に纏まつてゐたものではなく、廣瀬家所藏の書翰控・米錢出納控・旅裝録並雜錄等の卷末に、覺書に書付けてあつたもので、大體に於て義欲考・敬怠考の二篇に分れ、その外に飲食量考・儉奢考などの目も立ててある。そして淡窓は、五十四歳の時から七十五歳の時に至るまで二十個年の長きに亘つて、これを實踐して自己の修徳を反省したのであつて、大分縣日田郡丸山尋常高等小學校長中島市三郎氏の調査に隨へば、就中、天保六年淡窓五十四歳の閏七月九日の始から弘化元年六十三歳の十一

月十七日に至る前期十個年間の怠數四十三であり、弘化二年六十四歳の八月二十一日の再興から嘉永七年七十三歳の八月十九日に至る後期十個年間の怠數八であつて、前後總差引善計一萬五千百十八善となることである。とにかく前後二十個年に亘つて、この自己に對する功過反省の規制を勵行したるその克己修養は、尋常人の容易に企て及ばざる所であり、殊にその怠數が、前期十個年間に四十三、後期十個年間に僅か八であつたといふに至つては、正さしく中島校長の言の如く、淡窓先生は、その晩年に於ては確かに聖域に達入してゐたものと言つてよい。

尙特に一言を附加へておきたいことは、淡窓の門下で後に旭莊の大阪の塾に塾長をしてゐた長三洲が、維新後は明治三年に權大史に任官し、同四年に大學少丞に轉じ、同五年には文部少丞となり、學制五篇を草して上り、尋で大丞に陞つて教部大丞を兼ね、同七年には學務局長となり、同十年一等編修官に任せられ、やがてその職を辭するまで随分長く文教の府に在官し、殊に參議木戸孝允の重用する所となつて、頗る献替の任を盡したること、これである。この關聯から考へても、淡窓の教育規制は、三洲を通して明治の學制制定に少からざる影響を與へたものであることは、充分に推定し得られる所である。

これを要するに、淡窓が我が邦教育の發達上に残した足跡は眞に大きなものであり、咸宜園は、

確かに日本教育史の幾頁を飾るべき輝かしい事蹟である。廣瀬淡窓こそは、何といつても、我が教育界に於ける不朽の存在であつて、眞に吾等の模範とすべき教育偉人である。「教育學研究第三卷第八號、第九號、及び第十號掲載、昭和十年七月二十日修訂」

参考文献

淡窓全集

宇都宮喜六著 淡窓廣瀬先生

中島市三郎著 廣瀬淡窓先生の萬善簿について

拙著 日本庶民教育史

第八篇 津藩文教の回顧

舊津藩に藩費の設備を見るに至つたのは文政の頃からであるが、文教の種は早くも既に藩祖高山公によつて蒔かれたと言つてよい。高山公藤堂高虎は、唯だ強いばかりの武將ではなく、よく形勢を遠觀して天下の重きに任じ、又樽俎の間に折衝して難局を拾收することの出来る、器量と智略とを兼ね具へた偉大な政治家でもあつたのである。そして元和偃武の後には常に學者を招いて治道を研究することを怠らなかつたのであつて、江戸初期の學者たる石川丈山や三宅亡羊や儒僧如竹等の如きは、屢々公に招致せられて經史を講じた人達であつた。第三代の藩主藤堂高久も亦、學を好み士を愛して多くの儒士を聘し、就中嵯峨の處士石川三左衛門を擧げて藩の教授となしたのである。これ等は領主の方からの施爲であるが、更に民人の方から考へると、元來勢伊の二州は、古來王城の地たりし奈良や京都に近く、早くから文化の光に浴した地方である。西に於ては、古代大和朝廷から伊勢地への通路たりし青山越、即ち大體今日の參急線に沿つた長谷名張街道を通して、又東にあつては、所謂伊賀越、即ち大體今の關西線に沿うて京都・伏見から東海道の本

路に出る街道を通して、中央との交通は絶えず行はれたものであり、その地は山あり海あつて薪炭魚介に富み、田野は廣く且よく開けて、人煙は稠密に、その上風景に富み、何と言つても洵に恵まれた地方なのである。殊に、畏くも大廟の鎮座まします神都があつて、古くから度會文化の中心があり、又南朝の忠臣北畠氏の居城があり、全國の參宮道者を集めたと同時に、伊勢商人は廣く全国的に活動したものであり、書札の必要上又記簿の必要上、文字に親しむことが多かつたのであり、斯うした色々の關係から、文化の苗床は處々に存したと言つてよく、風流文雅の素地も一般に高かつたと見られる。一例を挙げると、俳句の方面では、かの俳諧體の語で連歌を行ふことの始祖といはれる荒木田守武は、内宮の祠官であり、俳聖芭蕉の如きも、伊賀の上野に生れ、京都の北村季吟の影響を受けて、あの大材となつたのである。文献學者としては實に世界にも稀なる本居宣長は、松坂の人であり、又それ程の大材では無かつたけれども、商估の人としては珍らしく博學多才の持主であつた菊岡如幻も、伊賀上野の人である。これ等はほんの數例を取つたに過ぎないのであるが、斯ういふ譯で勢伊の二州には、文教の素地が比較的によく培はれてゐたのであり、斯うした素地の上に打建てられたる津藩の文教の、頗るよく榮えたのは、洵にその故あることと言つてよい。

藩營は、藤堂家第十代の藩主高兌の時、文政三年に伊勢の津に、同四年に伊賀の上野に、と相尋いで建てられたのであるが、それは既に第九代の藩主高巍の頃からの計畫に屬する。即ち文化二年に高巍の命を奉じて執政から發した布令に、その精神が充分に現はれてゐる。この布令は、家中一般に示したものであつて、家中の窮乏を救はうといふことと、教化を行届かせようといふこととの二大趣旨が、委曲を盡して説示せられ、然もこの兩趣旨が相依り相待つて始めて全うせられ得る所以の筋が、懇々と述べられて居り、學校の出來上るまでの諸士の日常修爲の心得が詳しく擧げられてゐる。この頃諸藩で家中に示した教諭書様のものは前後に色々あるが、就中この布令の如きは最も注目すべきものの一と言つてよい。然し當時は風雨水旱凶饑の災害が領内に引續いた爲に、建學の擧を實行することが出來ず、幾年かを過ぎて第十代の藩主高兌の時に至つて、始めて先志を繼いで學校を建てること出來たのである。その學校は直前にも一言した通り、一は藩主の居城たりし津の丸之内に設けて、これを有造館と名づけ、二はその本城たりし伊賀上野の丸之内に置き、後者は初めは文場といひ、改めて講堂といひ、後更に改めて崇廣堂といつたのである。その規模を略述すると、津の有造館は、中央に聖廟を設け、その周圍に二十八區の教場を列ねたのは、北斗星に拱する二十八宿に象つたのだと言はれる。校外には更に醫學・騎射・水

練・軍螺・一全流・北越流・及び留學舎の七區をも置いたのである。そして家老藤堂光寛に命じてその總教を兼ねしめ、儒臣津坂孝純を擧げて督學となし、督學の下に督學參謀を置き、學則を定め、文武の教師を任命し、藩士をして文武を研鑽せしめたのである。この外別に、館内の庭に廣い一屋を建てて養正寮と名づけ、藩士の子弟九歳以上の者を茲に收容して、讀書・習字を授ける所としたのである。これ等の建物は孰れも今は存しないが、明治維新後、津の小學校として有名な養正學校は、實にこの養正寮の名を取つたものである。又上野の疊舎は、南に正門を開き、中央に講堂たる崇廣堂があり、その西には、藩士の子弟を收容して讀書・習字を學ばしめたる有恒寮があり、尙その西に隣つて武技諸流の教場が建てられてゐた。著者が幼時入學した上野學校は、實にこの有恒寮の建物をその儘に使つた小學校であり、崇廣堂はこれが講堂として用ひられてゐたのである。有恒寮の建物は後に改築せられたけれども、崇廣堂だけは今も猶存して圖書館となつて居り、江戸時代藩費講堂のその儘に存するものとして參考の價値頗る大なるものである。この建學の仕事に、その大立物として働いたのが津坂孝純であるが、この人に就ては先づ一言しなければならぬ。孝純は、領内三重郡平尾村の郷士の子であり、京都に上つて學問をしたのであるが、然しその學に所謂常師無く、却つて晝講夜抄、獨學でよくその業を成し、公卿の間に交

遊して賓師の禮を以て遇せられ、東陽先生と稱して尊敬せられてゐたのである。天明八年に京都の大火に罹つて、貯へてゐた圖書を始め、半生の心血を注いだ抄録述作等を悉く焼失してしまひ、流離困頓、一たび故郷に還り又諸方に浪遊したのであるが、やがて津藩に仕へて儒官に擧げられ、上野で教授をしたのが、三十三歳の時からである。上野に在ること十有九年、その間に建議して治務を論じて上司の忌諱に觸れたり、更に姦黨の讒構に逢つて危難に瀕したりしたが、遂に意を進取に絶つて、専ら力を述作に傾け、斯くて孝經・論語・春秋諸經の義註を纏めた。又藩祖の創業記を編したが、水戸の義公がこれに題號を與へて聿脩録といひ、藩主高尙は序文を加へ、刊行してこれを藩中に頒布せしめたのである。文政三年五月に孝純が督學に擧げられ、侍講を兼ね、専ら建學の事に従つたのは、眞に適材の適所を得たものと言ふべく、彼は畢竟、吏僚の器ではなくして、學館の人であり、講壇の人であつたのである。津藩藩費の内容の整備は、何といつても東陽先生の努力の結果である。

津藩藩費の内容に就て他の列藩のそれと、さしたる相異の無い所は、事新らしく擧げることを見合せ、茲にはその特色とも認めらるべき若干の點のみを取出して見ると、その第一は、茲の大成殿には、孔子に配享するに本朝の大儒吉備眞備・菅原道眞を以てしたことは是である。我が邦の

學校でも孔子を祀るのは、古くからのことであつて、釋奠釋菜の儀禮は既に大寶の學令中にも規定せられてあり、鎌倉室町時代唯一の學問所であつた足利學校でも、又肥後で菊池氏が建てた學宮でも、釋奠の禮が行はれたことがあり、江戸時代に入つても、幕府直轄の學校たりし昌平阪學問所や、長崎で向井氏が創め後幕府が幸した長崎聖堂を始め、諸侯によつて建てられた數々の藩費でも、概ね聖廟を建てて孔子を祀つたのであり、そしてこれに配するに孔門の賢哲を以てしたものが多いのである。然るに有造館の大成殿に於ては、孔子を祀つたのは勿論であるが、これに配するに、實に我が邦文學の原づく所として、右大臣吉備眞備と贈太政大臣菅原道眞とを以てしたのである。そしてその斯くしたる理由は、孝綽の書いた聖廟配享義に明記されてゐるのであつて、それは、宣聖廟堂の禮には唐以來、或は顔閔等の十哲を配したのもあり、或は顏曾思孟の四賢を配したのもあり、或は歷朝の先儒諸賢を以てしたのもあり、孰れも皆斯文に功德ある者を崇めたのである。然るに本朝の文教は、吉備眞備がその稱首であり、菅原道眞がこれに繼いで起り、斯くて藝文は斐然として章を成したものであつて、これ實に吾が道に大造有り、百世の宗師として後學が遺澤を被むる所であるから、尊崇しなければならぬものである。菅公は、今を去ること僅に千年であつて、その盛徳の人を感ぜしむる、山陬海隅、家ごとに敬し、戸ごとに奉じ、走

卒兒童もこれを尊ぶことを知つてゐるのであるし、吉備公は、ずつと古いからその事蹟が稍詳でないけれども、儒林から出て右大臣となり、大に學政を興し、道藝を弘め、嘗て西土に赴き、聖經を窮めて漢音を傳へ、五十音圖を作つたのであつて、學者今に至るまでその功德を受けることが多いのである。それ故に、これを配享するのである。且吉備公は、弘仁二年に參議に任ぜられて伊勢守を兼ね、菅公は、その父是善が天安二年に文章博士を以て伊勢守となつたのであり、共に我が郷土伊勢とは因縁も有るから、これを祀るのである、と述べてゐる。この配享は、全く孝綽の建議に係るものであつたが、當時隨分議論もあり、紛然として決しなかつたのであるが、藩主高尙が斷然として孝綽の説を容れ、遂に確定したといふことは、總教光寬の書いた國校興造記にも見えてゐる。とにかくこれは、日本精神の顯現としても最も注目すべきことに屬する。一體、寛政以後に於ける列藩藩學の興起は、執政松平定信によつて臺閣の上から呼び掛けられたる文武獎勵の聲に目醒まされたる動きであるから、それ自體に日本的・民族的の意義を有つたる動向であつたと言へるのであるが、然し儒學の獎勵には、昔からの傳統上頗る支那風に泥んだ所もあつたのである。これに較べて、有造館が立派な見識を以て吉備公・菅公を聖廟に配享したことは、何といつても、日本精神宣揚の先端を切つたものの一に相違はないのである。尤も津藩の外にも、

水戸の弘道館では、館の中央に鹿島神社を祀り、その東北第一神門の外に孔子の木主も安置して、これを祀つたのであり、又館林藩では、足利學校の聖廟に、孔子の左右に東照宮と小野篁とを配享したのであり、さうした例も無いではないが、孰れにせよ、その他の諸藩のそれとは異なる一の特徴を示したものである。そしてそれは實に、津坂孝綽の教育精神の發露であつたと言つてよい。彼は、敬神の念に富んだ立派な教育家であり、忠愛の思念氣節に盈ちた儒者であつたのである。その醇厚なる敬神の念は、彼の著はした神道辨に徴してもこれを觀ることが出来るのであるし、その熾烈なる忠愛の思念氣節は、彼が藩主に建言して南朝の忠臣結城宗廣の舊蹟阿漕浦に、祠宇を營み墓碑を建てしめたことに依つても、充分にこれを窺ふことが出来るのである。この祠は、今の別格官幣社結城神社が即ちそれであつて、又その墓碑は、龜の上に乗つてゐる碑面には、藩主高尙の字で結城神君之墓と刻まれてある。著者は少年の頃、今の津中學校の前身たる三重縣尋常中學校の生徒たりし頃、會心の友と手を携へて屢々この社に參詣して、南朝忠臣の英魂に滿腔の感佩を捧げると共に、又東陽先生の功績をも稱へたものであるが、當時全國でも、龜の上に乗つてゐる豐碑は、湊川にある楠公の碑と、津にあるこの結城神君の碑との二つだけであると聽いた。その後まだよく調べて見ないけれども或はさうかも知れない。又孝綽が書いたる

かの藩祖創業記が、水戸烈公から聿脩録なる題名を得てゐる點などから考へると、孝綽は水戸學に敬慕を有し、その學説も水戸學と一脈相通ずる所があつたやうに思はれる。そはとにかく、本朝の大儒吉備眞備・菅原道眞を大成殿に配享したことは、この藩營の特色の一である。

V その第二は、武道に就ては、そのどの方面に於ても、色々の流義が汎く教へられたることである。徳川時代に諸藩の學校で授けられたる武術の内容を見るに、大體に於て、そこに二つの類型があつたやうに思ふ。一は該藩に採用されてゐる一二の流義のみを教へたもの、二は諸流を併せ教へたものである。津藩のそれは後者に屬し、然もその最も顯著なものの一であつたと言ひ得る。藩祖高虎は土を待つこと敦厚で、若し暇を告げて去る者があると、自ら茶を點じ且佩刀を與へた程であり、殊に武藝に秀でた士を多く召し抱へたので、元和偃武の後に於ても、津藩には知名の武術家が比較的多く居たやうである。かの劔豪荒木又右衛門が仇打後、暫らく藤堂家に預けられて上野に居た時にも、茲の藩士戸波又右衛門に就て戸波流の劔法を學んだといふことが言傳へられてゐるが、これも、荒木の謙虛の美德を語る挿話であると同時に又、當時上野の藩中に、荒木を教へる程の達人が居たことを示す一例でもある。その他伊賀が伊賀流の忍術の發祥の地であることも、元より言ふまでも無い。そはとにかく、藩中の武道に於て諸流が併せ行はれたるこ

の趣旨は、おのづから持續せられて、藩營建學の時に至つても、その稽古場の建前と成つてゐたのであらう。文政三年二月總教藤堂光寬から達した武術諸稽古場掟の中にも、

兵學ノ儀ハ、儒學ノ通、一流ニ不拘廣ク學候事可然候。諸ヲ兼ネ究メ、得失相考ヘ、機變活用ノ働可爲肝要候。一流ノミ相泥候テハ、固陋ニ相成、兵道の害可有之候。御當家御軍法ノ御儀ハ、御元祖様ノ御制度被爲在候。併近代御軍用ノ御手宛筋山鹿流御差加ヘ、御用ヒ被爲在候義モ有之候。爾來四流共御軍格御武備ノ要樞共存寄ノ儀、大小輕重トモ夫々可被申上候。尊考ノ上御差加御取用可有之候。

と謳つてゐる、愈々學校が建つた時の武道教育の機構は、有造館に就ていへば、兵學はこの達の中にも言つてゐる通り、山鹿・長沼・甲州・北越の四流併行であり、弓術は吉田流、砲術は米村・不易・自得の三流、馬術は森内・中村・高畑の三流、軍馬は神秘流、劍術は新蔭・若山・一刀・一全の諸流、居合は新心流、槍術は無邊・鏡智・高田の諸流、薙刀は知新流・柔術は關口・揚心・實光・楠の諸流であり、崇廣堂のそれも亦大同小異であつた。この外、有造館では後に水泳を課し、その流儀は水府・觀海の二流であつた。そして斯うした諸流併行といふ建前の趣旨が最もよ

く發揮せられて、優れたる成績を現はしたのは、實に嘉永・安政の頃である。この頃は、藩でも内外の形勢を察して、津・上野共に、新に演武莊を開いて步騎を練習せしめたと同時に、更に武教場を建て増して、劍客槍士を待つ所の所となし、大に奨勵を加へた爲に、その技に秀でた者が彬彬として輩出し、他の諸地方から武者修業に来る者も頗る多く、最も盛隆を極めたものである。思ふに、諸流併行の斯うした行き方は、因襲の硬化と實際上の行き詰まりとを防いで、適度の競争を刺激し、よく技術の向上進歩を來したのであらう。因みに體育の練習の方から考へてみて、色々の流儀を學ぶといふことは、今日の如き選手制度などから眺めると、或は素朴な、初歩的な、未發達な段階に屬するものであるかも知れないが、健康の上には却つて調和的の良影響を齎らすとも言ひ得るであらう。現に、斯うした武道教育の後響餘影の猶存してゐた環境の裡に育つた著者の如きは、そのお蔭で、色々の武技の手ほどきを受ける事が出來たのである。天性無器用であつた著者には、その孰れにも精通することが出來なかつたけれども、然し劍道もやれば、柔道もやり、大弓も要領だけは會得し、水泳も或程度までは進んだといふやうな譯で、生來身體甚だ羸弱であつた所の著者が、とにかく普通強壯體の持主と成り得たのは、全くこの諸流併行の武道教育の餘風に培はれたる賚であると、しみじみ感じてゐる。

次に、この藩費には、津・上野共に、幼學の寮を設けて兒童に讀書・習字を授け、殊に習字に就ては頗る周匝な教程の制定されてあつたことは、第三の特色として挙げられなければならぬ所のものである。即ち、津の有造館には、前にも一言したる如く、館内に養正寮を置き、そこには句讀寮と習書寮とが設けられ、又上野の崇廣堂には、その直ぐ傍に有恒寮が附設せられ、孰れも、九歳より十五歳に至る七個年に亘る教科課程が授けられたのであつて、その教則は津・上野共に同一であつて、即ち

句讀寮教科川書 論語、孟子、詩經、書經、易經、禮記、春秋左氏傳、十八史略、史記、前後漢書、綱鑑易知錄、資治通鑑。

習書寮教科川書 いろは、數字、上大人、十干十二支、千字文、唐詩百絶、消息短歌、武具短歌、消息往來、詩歌、狀ノ文、其他教師ノ見込又ハ本人ノ望ニ任ス。

授業ノ方法 教師生徒トモ朝五ツ時登校シ、教師ハ先ヅ詰所ニ集リ、生徒ハ學校ヨリ渡サレタル著到札ヲ掲ゲ、習書寮ノ自席ニ就キ習字ヲナス。五ツ半時ニ至レバ、各教師ハ受持ノ席ニ就ク。(是ヲ先生立ト稱ス)次小姓ハ當日出席生ノ登校遅速ニ隨ヒ、受業了ラバ自席ニ復シ習字ヲナス。朝五ツ半時ニ至レバ、下目附ハ教場ノ中央ニ遲參ノ二大字ヲ書シタル木牌ヲ揭示

ス。此時ニ後レテ登校スル生徒ハ、下目附ニ於テ譴責ヲ加フ。四ツ時ニ至リ又「無言」ノ木牌ヲ掲ゲ、靜肅業ニ就カシム。退散時限(朝四ツ半時、夕八ツ時)ニ至レバ、次小姓ハ著到札ヲ外シ、登校順序ヲ以テ生徒ノ氏名ヲ呼ビ、著到札ヲ渡シ退散セシム。故ニ教場ノ出入ハ雜沓セス。生徒中習字上達ノ者數名ヲ撰ミ小助教トナシ、卓氈ヲ授ケ新入數名ヲ屬シ、教授ヲ補助セシム。生徒ノ年齢ハ、九歳ヨリ十五歳マテ七年間トシ、九歳ヨリ十二歳迄ハ隔日午後ニ禮節ヲ兼修シ、十三歳ヨリ十五歳マテハ算術ヲ兼修ス。驟雨ノ節ハ下駄傘ヲ貸與ス。又茶所及ヒ水汲ニ赴ク等凡テ自席ヲ離ル、時ノ坐作進退ノ監督ハ下目附之ヲ掌リ、毎年票札ヲ授ク。票札ハ常ニ之ヲ備ヘ置キ、茶所ハ茶字、水汲ハ水字ヲ記シタル七八寸許ノ木札ヲ用フ。

授業時間 春分後ハ、習書時刻九ツ半ヨリ八ツ半マテ。夏至後ハ同八ツ時ヨリ七ツ時マテ。

○休日 朔、望、廿五日。右時間及ヒ休日ハ、文政三年庚辰ノ定メ。

授業時間 朝五ツ時ヨリ夕八ツ時マテ。但著中ハ朝限リトス。○休日 五、十ノ日。右嘉永安政以後ノ定メ。

といふ情況であつた。特に注目すべきは、習字の課程即ち教材が、幼學文章といふ名稱で周密に規定せられてあつたことである。徳川時代の寺子屋では、その課業は習字を主としたものであ

るが、その習字の課程は、大體に於て「いろは」から村盡・國盡等に入り、更に往來物に進んだといふことだけは、殆ど共通であつたが、その教材の配列に至つては、男女により、時代により、又師匠の考により、家庭の希望にもよつて、多少皆相異なつてゐたのであり、詳密な教程が定められてゐたといふことは、殆ど無かつたのである。然るに津藩の幼學所では、この幼學文庫なるものが編纂せられてあつて、即ち教材の選擇配列が出来てゐたのである。たとひ、それが習字のみに就てであつたとはいへ、封建時代の初等教育に於て、教科課程の内容が、とにかく藩定的に制定せられ實行せられてゐたことは、著者等教育の研究者には、最も深い興味と敬意とを禁じ得ないものである。故に茲にその概略を挙げると、最初は平假名いろは四十七文字であり、次は片假名イロハ四十七文字であり、その次はンヒ寸ヰ之の五字、その次は一二三四五六七八九十百千萬億石斗升合夕才の數字及び升目、それから初心文章に入つて、いよ／＼御そく災に候や、やせんは御ちさうかたじけなく候、あつさのせついかか御くらし候や、等の單文二十二種が擧げられてゐる。次が十千十二支名、次が稍固き文言、例へば、武備御心懸之由御奇特に存候、春寒爲御尋預御使忝存候、年頭之佳事千里一般芽出度候、等から始め、次第に進みて、その内容・形式共に複雑なる文章、例へば、先日は近比之佳興祝着不過之候乍延引爲御禮以使申入候、筆道御堪能

之由何卒預御指南度御許容所仰候、御庭前之花盛之由不苦候者後刻伺出拜見仕度候以上、江府御用無滯御務候て御上着之由目出度存候、御老父様有馬温泉御相湯御肥立被成候由長々御看病之處御安悅察入候、の類に及び、又墨をすりふてをとるよりあめつちのひらけてよろつ世のたねとなるの如き和歌をも挿み、段々とその程度を進めてゐる。例へば、最前以使者當城櫓扉門石垣沼浚等之儀伺候處早速被仰出難有次等に候、及黄昏人之檐下才辻小路逡巡いたし候傍若無人之族有之候は、訴出可申候、訴訟人は遂對決役人立合可定是非候内訴最負於在之者可爲越度候、洞津之舊跡共御遊覽被成度之由短日之節明日自拂曉御誘引可申候、此間者初而御出被下忝存候自今度々御尋希候、御約諾之法帖令進入候御心靜に可有御習學候、等の類である。これは幼學所關係の人達の研究編纂に成つたものであらうが、凡そ士人殊に津藩所屬士人の公私日常の生活に於て、必要と認められる程の書札文言は大體取收められてゐ、然もそれが難易繁簡の順序を追うて適當に配列せられてゐる。恐らく明衡・庭訓以來の諸往來物等も參考せられ、その上地方の情況と當時の生活とが考慮せられて、この配列は出來上つたものであらう。試みに單文以下の文章の數を計へてみると、百五十八種ある。平假名・片假名・數字・升目等の學習に一個年を費すと見て、残る五個年にこれを配當すると、一個年に平均二十六種となる。決して少い分量ではないが、然し習

字萬能で、これに大部分の時間をかけてゐた當時にあつては、亦必ずしも過多とは言へない。從來世に表はれてゐた童蒙の手本類は、それこそ汗牛充棟も當ならざる有様であり、これが取捨に就ては、父兄のみならず師匠さへにも、望洋の歎を發せしめたであらう當時にあつては、よく選擇を加へて、時代と場所と地位とに適切なる斯かる系統を立てたことは、教育的に見て誠に意味深いものであり、今日から考へて、當時に於ける編纂者の苦心の程を多とすると同時に、今日の所謂教材研究なるものが、當時に於て既に實際の必要に應じて、行はれてゐたことを明かに示す好箇の資料である。

更に、平民子弟の爲にも藩立の幼學所が設けられたる一事も亦、第四の特色として指摘さるべきことである。藩費には士人のみを收容し、士族の子弟は必ず藩費に入學せしめ、卒族には別に檢束を加へず、士・卒とも餘暇を以て家塾に修業するは、各自の意向に任せたのであるけれども、し平民子弟の教化も亦、建學の當初から全然これを埒外に置き去つた譯では無い。曩にも述べたる如く、勢伊の地は由來庶民生活の程度も比較的が高く、且交通が全國を相手に頗る頻繁であつた等の關係からも、庶民の一般教化が割合によく開けてゐたと思はれる節々がある。現に文化二年五月に執政から家中に發せられたる布命の中にも、職人商人等日々ノ産業ヲ以テ妻子ヲ養ヒ

候モ、其好ム所ハ生涯是ヲ樂シミ、或ハ詩歌音曲茶事博碁等ニ秀候者モ有之、就中俳諧ハ貧キ者ニモ達人有之、農工商各職分ノ外ニ知行モ扶持切米モ無之候處、遊事ノミニ限ラス文學ヲ好候者有之候云々と謳つてあり、乃ち平民文藝の嗜ある者少からざるを擧げて、士分にその修養を激勵してゐる程である。これは全く事實であつて、他にもそれを傍證し得る文献が少なくないのである。藩としても、庶民の修學を禁壓したるが如き形跡は絶えて無く、寧ろこれを奨励するの政策が採られたのである。勿論、伊勢の如きは、藤室藩の所領は津及び國內の一部だけであつて、他には幕府直轄の地もあれば、又和歌山藩の如き大藩の所領もあり、その他の小藩も二三あり、中には庶民の教化を奨励した所もあつて、決して津藩のみでは無かつたけれども、就中津藩の如きは、よく庶民の文教を奨励したものである。殊に津に於ては安政五年七月には、その大門町に修文館と稱する藩立の學校を設立し、町人の子弟を茲に收容して讀書・習字・算術の三科目を教授したのであつて、これは特筆せらるべき一事實なのである。といふのは、徳川時代の中末期には、寺子屋は最早や全國津々浦々に殆ど普及して居り、諸藩の官憲は、これに對して大體に於て不干涉不拘束の態度を取つてゐたのである。平民の修學を禁壓したり、これに何等かの檢束を加へたりした藩も少かつたけれども、他方又積極的にこれを奨励し、これを援助し、或は藩立

の平民子弟修學所を設けたといふ程の所も亦、決して多くは無かつたのである。然るに津藩にあつては、藩立の平民子弟收容の學校を立ててこれを教育したのであつて、その事は徳川時代の末期に屬するとはいへ、とにかくこの點に於て津藩の施設は、平民教育上特筆せらるべき意義を有するものである。惜いかな、その存在が長く無かつた爲でもあらうか、その情況を詳にし得る資料が缺けてしまつて居る。私はこの修文館の事蹟をよく知りたいと心掛けて居るのであるが、これを審にし得べき文献が手に入らない。若しこれに就て詳しく知つて居られる方があれば、何卒御示教を受けたいのである。

尙第五の特色として擧げて置きたいことは、この藩營では比較的多くの出版事業を成し遂げてゐることである。抑も圖書出版の仕事は、津藩のみならず、諸他若干の藩では行はれた所であり、殊に水戸の彰考館の如く、あの偉大なる事業の營まれた所もある。津藩も亦、この點に於て立派な功績を残してゐるものの一であらう。試みに有造館で出版翻刻した書籍を擧げると、天保七年に校刊したる司馬光編資治通鑑を始とし、

津坂孝綽著 聽訟彙案 天保六年四月出版

同人著 孝經發揮 文政九年出版

同人著 杜律詳解 天保六年四月出版

同人編 道能柴折歌合 天保六年四月出版

同人著 夜航詩話 天保七年出版

同人著 夜航餘話 天保七年出版

菅原道真公筆 摸刻古本論語集解 天保三年二月出版

荒木蹇輯 文語碎錦 天保十一年出版

猪飼彦博著 大史公律曆天官三書管窺 天保二年五月出版

齋藤正謙選 高青邱詩醇 嘉永三年出版

同人編 三體筆陣舊語 安政四年三月出版

同人著 月瀬記勝

井野好問著 五體便覽 嘉永四年五月出版

錫山後學蔡焯敦復注 蘇東坡萬言書注 翻刻

山崎義故輯 大日本輿地便覽 天保五年五月出版

野田九太夫撰 銅鑄日本輿地全圖 弘化四年四月出版

村田佐十郎著 伊勢國細見圖 文久元年出版

縮臨古本論語集解

英國大砲隊指揮官ブリンクレー譯述津藩服部本之助外五名筆錄 英國銃隊練法 明治四年四月出版

等可なり多種多量に及んでゐる。そしてこれ等の書籍の供給は、藩下の文教に大きな影響を與へたのみならず、廣く全國にも少からざる裨益を齎したことであらう。著者が幼童の頃、嚴冬の候、父や叔父達が夜學と稱して集まり、資治通鑑の十日讀み、二十日讀み等をなしてゐたことを今も覚えてゐるが、これも、通鑑の如き大部の書籍が、この出版のお蔭で、著者の家などにも所藏されてゐたからのことである。

凡そ事功は、その局に當つた人物を離れて考へられないことが多いものであるが、就中文教の事に就ては然りであり、制度の猶未だ充分に整はなかつた明治維新以前の文教に於ては、特に然りである。津藩の藩費が、上述の如き特色を發揮して尠からざる事功を擧げ得た所以のものは、元より當代藩主の熱意に頼るのは勿論であるが、又厩代督學の任に在つた儒臣の努力に負ふ所が極めて大きいのである。よつてこれ等儒臣の人物に就て若干の敘述を加へると、先づ建學の前に方

り、藩主高登が招聘したのが猪飼敬所である。敬所は、京都の考證學者であつて、公卿士人共に多くその門に就いた人である。その學は、古義に本づき古今を折衷し、中年以後は大阪の中井履軒の説を酌んだ所が多い。その著書も色々あるが、中にも操觚正名の如きは、朝典國體を重んじ、幕府の僭踰を憤つて名分を正したものであり、眞に國體を知れる卓見といふべく、以てその學術の純正を觀るに足るべきである。彼が津藩に關係を有つに至つたのは、寛政元年の三月に伊勢大廟に參詣し、宮崎文庫で經書を講義してからのことであつて、それが機縁となつて津藩に聘せられ、やがてその家を津に移したのが、寛政九年その歳七十八の時であつた。それから八十五歳で歿するまで七個年の間、賓師の禮を受けて優遇せられてゐたのであるが、何分既に老齡のことはあり、耳目漸く官を失して目醒ましい活動を營むことが出来ず、藩主の熱望してゐた建學の事業は、次に來た津坂孝綽の盡力に待たざるを得なかつたのである。然し孝綽の事に就ては、既にこれを述べておいたから茲には再びしない。この孝綽に次で督學の重任に當つたのが石川之聚である。之聚は、かの石川丈山の後であつて、江州の膳所に生れ、京都の村瀬栲亭に隨つて學んだ。丈山が嘗て津に居た關係もあつて、十六歳の時に始めて津に來たことがある。その時既に神童の稱があり、藩主はその將來に望を囑し、且孝綽等の勸もあつたので、これに俵米を給して學資に

充てしめ、引續き栲亭に就て修業せしめておいたのであるが、文政三年有造館が出来た時に、その年二十七で、召されてその講官となり、尋で督學參謀即ち副督學として孝綽を輔佐したのである。之聚も亦、その學は考據に長じ、典故を暗んじ、藩で大きな問題があつて諮詢が下ると、古今を引證して、その答申は該博を極めたものであつた。殊に藩費の規則や釋奠の禮儀や、さうした事柄は概ね之聚の起草に係るのである。文政八年に孝綽が督學を罷めたので直にその後を襲ひ、益々その牙えた手腕を揮つて學政を掌ること二十年、諸寮秩然として整備したのである。天保十五年藩侯に隨つて江戸に行くことになり、將さに起たうとして俄に病に罹り、半歳程患つてゐて、惜いかな遂に歿したのであるが、その歳五十一、方さに働き盛りであつたのである。この石川之聚の督學時代の最も大きな仕事は、かの資治通鑑の校訂及び刊行であるが、この頃の藩費には、之聚の傘下に名儒が揃つてゐて、齋藤拙堂・土井聲牙・川喜多梅山・淺生敷榮等が、孰れも皆これが校讐の役に與つたのである。

弘化元年に齋藤拙堂が之聚の跡を承けて督學となつたのであるが、この拙堂も亦、孝綽・之聚に勝るとも劣らざる鴻儒であり、偉材であつた。彼は、増田家の出で齋藤家に入つた人で、江戸柳原の藩邸に生れ、昌平黌に入つて業を幕府の儒官古賀精里に受け、歳が猶若かつたにも拘らず、

卓然として既に一家を成した程の麒麟兒であつたのである。二十四歳の時、有造館が出来たので津に召し歸され、その儒官となり、傍ら侍讀として啓沃する所甚だ多かつたが、天保十三年に郡奉行に任ぜられた。拙堂は元來治民に志があり、郡奉行となるに及んで特に民の疾苦を救濟せんと欲し、先づ領内大莊屋の姦曲にして農民を苦しめる者數人を摘發して、これを罰したので、民人は皆悦服した。若し長く郡奉行をしてゐたならば、彼は治民家としても更に名を成したであらうが、未だ大にその力を施すに及ばずして再び學費の方に呼び還へされ、やがて督學に任ぜられたのである。そこで更に學則を立て人材を擧げ、廣く書籍を購入し、尙文庫を増築し、そして既に着手せられてゐた資治通鑑の刊行をば完了したのである。拙堂は、その學和漢に亘り、且夙に詩文に長ずるを以て、その名は天下に高かつたのであるが、督學となるに及んで、時々文筵詩會を開いて章句を摘ましめたので、藩士の詩文はこの時に至つて一變したとさへ言はれる。嘗に文學の方面のみならず、彼は又武道の方面にも大にその力を用ひ、新に演武莊を設けて兵を練り、傍らに武教場を建てて劍士槍客を待つ所のとした。嘉永・安政の際には武學の諸流を増し、或は醫學館を設けて實益を求め、更に藩士の才ある者を選んで、都下に派遣して兵法・砲術を學ばしめ、その費用は藩費から支出し、然もその額が随分嵩さんだのであるが、藩費の會計は綽々として猶

餘裕の存したのは、一に皆拙堂が經營の才によるものと言はれてゐる。當時、米艦浦賀に來つて海内騷然、天下競つて文武を講じたのであるが、文武人材の多きは津藩を推し、諸藩争つて法を茲に取り、その士人に命じて來つて業を受けしめたものが、年々數十人を下らなかつた。前に述べたる如く、武術の最も盛況を極めたのは正さにこの時であつて、それは實に拙堂が拮据經營の致した所である。安政二年に幕府は命を下して拙堂を江戸に召したので、彼は柳營に至つて時の將軍家定に謁した。幕府は拙堂を拔擢してその儒官に擧げようとしたのであるが、彼は次の如くに考へた。自分は十二歳の頃から藩侯の側に侍してゐるのに、今これを離れるのは情に於ていかにも忍び得ない。舊を捨てて富貴ならんよりは、むしろ節を守つて貧賤なる方がよいと。そこで固辭して遂に西に歸つたのである。若しこの時幕命に應じたならば、恐らく彼は、幕府の儒官として終末期の昌平黌をば更に重からしめたであらう。彼自らの功業としても、舞臺の大きいだけそれだけ、大きなものと成つたかも知れない。が情誼に厚い彼は、晩節を全うして舊主に盡したのであつて、名利よりは清操を尙んだ所に、拙堂の面目が躍如として現はれてゐる。然も彼の盛名は海内に高く、龍野侯や大垣侯等は、禮を厚うして拙堂の教を聴き、又諸藩士の來つて贊をその門に取る者も、頗る多かつたのである。津城の文教は、この拙堂督學の時を以てその最盛時と稱

してよからう。拙堂は夙に經世の志を抱き、田賦・法律等はその最も研鑽したものであつたが、本朝の典故も亦彼の頗る力を用ひた所であつて、六國史は勿論、延喜式や令義解等をも研究してゐた。嘗て支那に亞片の亂の起つたことを聞いて、更に感ずる所があり、地理を明かにしなければ、海外の事情に通ずることが出來ないと考へ、そこで博く地理書を涉獵し、著作する所もあつた。前述有造館で地圖を刊行してゐるのも、拙堂が在職中のことである。當時はかの伊能忠敬よりは大分後に屬するけれども、猶地理のことを言ふ者が甚だ少かつたのに、既に茲に着眼したのは敬服すべきことである。又種痘の法が我が邦に傳はるや、當時猶危惧する者が頗る多かつたのであるが、拙堂はその必ず幼児を救ふべきを審にし、衆毀を排して、藩費の力を以て種痘館を開き、大にその術を施したのは、真にその實用の識見を窺ふに足るべきであらう。彼は幼時痘瘡を病み、面上痘痕斑々の人であつたが、その體驗も亦この識斷を助けたものであらう。安政六年六月仕を致して老を津の郊外茶磨山莊に養つてゐたが、慶應元年七月六十九歳を以て茲に歿したのである。著者は津中學の生徒であつた頃、詩文を好み、殊に文は拙堂文集を模範とし、詩は高青邱詩醇を手本とし、拙堂先生を崇敬すること最も深かつたのであるが、今や教育者としての先生の事功を叙するに際し、少年時代を回顧して、轉た感慨に堪えない。

拙堂に次で督學に擧げられたのは、川村竹坡である。竹坡は、津藩世臣の家に生れて、敬所・孝綽等の先儒に就て學び、幼より讀書を嗜んで且書字を善くし、養正寮の副手から句讀師となり、累進して遂に督學參謀となつて拙堂を輔佐してゐたが、拙堂が仕を致すに及んで、その後を承けて督學となつたのである。人と爲り操行端醇、君子の稱があり、その學術は經義に明かに、兼ねて詩文和歌に長じ、學政を執ること緻密であつて、拙堂擴張の後を承けたる藩費に取つては、洵に恰好守成の適材であつた。因みに、明治維新後養正學校を宰し、模範小學校長として屢々選擧を受け、その名は全國に響いてゐる、今日津の人士が、その教を受けたると受けざるを問はず、皆川村先生とのみ尊稱して、その名を言はざる程も徳望の高い川村寛先生は、實にこの竹坡の養嗣子である。竹坡に次で萬延元年から督學となつたのは、拙堂の子誠軒であり、誠軒に次で明治二年から督學となつたのは、土井聲牙である。就中、聲牙は才氣俊發、學問該博、最も文章に長じ、學事を督するに人を拘束せず、藩費文武の業は益々進んだのである。斯くの如く督學になつた人は、孰れも單なる儒者ではなく、大體に於て、その學が和漢に通じ文武に亘つてゐた人であり、然も歴代の督學は、皆先づ督學參謀として先任者を輔佐し、材幹手腕を練磨し、然る後その後を襲うたものであるといふことは、實に津藩の藩費が、文字通り文武併せ進んで、洵に健全なる主

義と學風とを涵養し、發揚し、又その管理・監督が圓滑に進捗して、洵に順調なる運営を見た所以であらうと考へられる。明治四年十二月、津縣の廢止と共に藩費は閉されたのであるが、若しそれが尙續いたとしたならば、聲牙の後を承けて督學に任ぜられたのは、その督學參謀たりし中内樸堂であつたであらう。この樸堂も亦、後には神宮教院の大講義になつた人で、その學は和漢に亘り、經史に通じ、且詩文をも善くしたのである。

以上は本藩の藩費に就てであるが、津藩の支藩たる名張及び久居に於ける有様に關しても一言を附加すると、名張では、第八代の主藤堂長教が儒學を尊崇して意を文事に注いだのであるが、天保の初その嗣子長徳は先志を繼ぎ、儒臣鎌田梁州の議を容れて文武總司・文武目付の二職を置き、頗る學事を奨勵したのである。これより先、家臣の子弟の爲に、習字場と稱するものが峽間に設けられてゐたが、その創設の年月は審かでない。この時に至つて、新に訓蒙寮を建てて讀書・習字・算術の三科目を教授することとし、梁州はその寮規課程を撰定し、そして士分の子弟を茲に收容してこれを教育し、又その學力材能の優秀なる者は、これを選抜し、學資を給與して本藩上野の學館に入學修業せしめたのである。梁州は、名張の藤堂家世臣の子で、十五歳から上野の崇廣堂の儒官小谷集松に就て學び、その塾頭となつたのであるが、二十二歳にして名張に歸り、儒

臣に擧げられ、更に家老をも兼ねたのである。巢松は、始め古註を治めたけれども、中年以後は洛陽に歸し、然も痛く異説を斥けた學者であつたから、その教を受けたる梁州の學も、元より朱子を宗としたけれども、然も彼はよく古今を折衷して、諸子百家をも窺つたのである。その上彼は、精力絶倫の人であつて、一方領主に勸めて訓蒙寮を起し、自らこれを管理すると同時に、他方には主家の兵備を釐革して率先士卒を訓練し、大に士民の氣象を鼓舞激勵した。然も尙綽々として餘裕があり、近隣の山水奇勝を探討し、これを筆して世に示したのであつて、今日西伊の名所として知られてゐる赤目・青蓮寺・香落等の諸勝は、孰れも皆この梁州關幽の力に頼つて世に顯はれたのであつて、郷人はその功德を追稱して記念碑を建ててゐる。久居の有様もこれと稍似てゐるが、特に取立てて言ふべきことは無い。

舊津藩領下に於ける寺子屋の教育に關しては、比較的よく行亘つてゐたものであるが、これに就ては日本庶民教育史に詳しく述べてある。最後に尙讀者に對して宥恕を請はなければならぬのは、この小篇の記述に於て、その筆が屢々著者身邊の感慨にまで及んだことである。この藩下に生れて、その文教の後響餘影の裡に生長し、教育せられたる著者には、家庭的に、學校的に、將又社會的に、その影響が深く及んでゐる爲であらうか、思はず筆端が進つて、自己の體驗や述懐

の上にまで延びたのである。この小さやかなる一篇が、舊津藩の文教に關する僅かに一面の考察に過ぎないのであるのに、敢てこれに回顧と附け加へたのも、亦全く斯うした意味合に外ならぬのである。

参考文献

津藩録

- | | |
|--------------------|----------------|
| 日本教育史資料卷二、舊津藩の部 | 同上卷十參照、舊津藩の部 |
| 同上卷十一學士小傳、舊津藩の部 | 同上卷十四學館記、舊津藩の部 |
| 同上卷十五雜記、舊津藩の部 | 同上卷十六祭儀、舊津藩の部 |
| 同上卷十七補遺、諸家學校紀聞、津の部 | 同上、舊津藩習書寮幼學文章 |

第九篇 寺子屋の語誌

明治維新以前我が邦庶民童蒙の教育機關たりし寺子屋に就て、その語誌の概略を述べてみようと思ふ。一體、寺子屋といふ語は、徳川時代でも正徳以前に於ては、布令・諭達等の公文、辭書・論策・隨筆等の記録は勿論、小説・戯曲等の上にも現はれてゐないやうである。念のため伊呂波字類抄なども覗いてみたが、無論かういふもの、中に見出されない。戯曲の上にこの語の始めて現はれてゐるのは、享保八年に出た竹田出雲の作右大將鎌倉實記であつて、即ちその卷三に、立出づる碁の相手は上の町の寺子屋、ならお袋、今宵は親父の機嫌散々、隨分楯を取らつしやれ。

媼は綾小路、針立の梅庵殿へ往て泊りや、我は又寺子屋へ逆寄、打明さう。

と二個所に出てゐて、佐藤忠信の情婦安督の父なる小柴の文内師胤の碁の相手が、寺子屋になつてゐるのである。尤も鎌倉實記は、出雲の署名があるけれども、その實は近松巢林子の名残の作と稱せられてゐる。然らば近松の他の作品の中に寺子屋てふ言葉が、どこかに出てゐるか、近

松全集に就て博く探索してみたのであるが、他には一も現はれてゐないのである。若し貞享・元祿の頃に、この言葉が行き亘つてゐたとすれば、延寶から享保に至るまで、實に長い間にかけて書かれた澤山の戯曲の中に、殊に物讀・手習に關する多くの叙述が隨處に描出されてゐるのであるから、そのどこかに一度位は寺子屋てふ言葉が現れてゐさうなものである。然るにそれは見えないで、鎌倉實記に於て始めて二個所に現はれて來てゐるのを見ると、これは享保の始頃に於て、人々の耳目に觸れるものと成つたものではあるまいかと思はれる。

尤も、鎌倉實記より先き、享保三年に近松が出した傾城酒呑童子の頼光が、決斷所に出て庶人の訟訴を聴く所に、

次に年頃六十餘りの女房は、柳の馬場のあこうと申す綿摘數へる寺子取、十二と三になる弟子が二日に二人の行方知れず、お慈悲に御詮議給はれかし。

とあつて、寺子取といふ言葉が使はれてゐて、これが寺子取てふ語が巢林子の戯曲に見えてゐる始である。即ち子女を集めて手習を教へる場合は勿論、時としては紡績・裁縫等の弟子取をも寺子取と稱し、さうした弟子を寺子と呼んだものと見える。思ふに、寺子屋といふ語より前に、寺子といふ語があつたのであらう。萬治・寛文の頃尾張の俳人友次の詠んだ句に、

墨をたしなみもつ寺子供。

といふのがあつて、尾張八百韻に載つてゐる。尤もこの句の寺子供は、寺子の群れではなく、寺の子供の意味であらうと思はれるが、墨をたしなみもつと詠まれてゐる所を見ると、彼等の主たる生活が手習であつたことが理會される。そして手習をする村童も、寺小姓と共に寺で學んだことが、鎌倉時代以來、室町時代・織豊時代を通しての遺風であり、松江維舟の犬子集の中にも、
かけ子供いろはちりぬる寺の庭。

山寺にいろはならぬ木木もなし。

などの句があるのを見ると、寛永・正保の頃に於ける兒童の學習所としての寺院が髣髴される。又寺子といふ言葉よりも尙古いのは、手習子といふ語であらう。これは、慶安元年に大阪城代から發した御觸の中にも、

付たり、手習子をと居候ものは右三ヶ條之とをり可致吟味事。

とあつて、これは、自分の眼に觸れた限りに於て、「手習子をとる」といふ言葉が、御觸口達等の公文書に見えたる最初のものである。ずつと下つて寛永四年に出た近松の戯曲、卯月の紅葉廿二社めぐりの中にも、

天々の社に手ならひ子供、かいてあげたる龍虎梅竹。

の句がある。思ふに手習子なる語は、手習てふ語に次いで古いものであり、それに次で寺子といふ言葉が出來、その寺子といふ言葉からして、寺子屋といふ語が出て來たのであらう。

學童をさす名稱としての寺子といふ言葉は、同じ意味の筆子といふ言葉と共に、徳川時代を通して、殆ど全国的に使はれたのであつて、童謡にも、

てんでん寺子何々習うた云々。

などいふのがあり、又武藏國の多摩川畔にも、寺子渡などの地名も現に残つてゐる。

又他方には寺入といふ言葉がある。後には寺子屋への入學を然か呼ぶやうに成つたものであるが、これは類聚名物考に、

室町家の前より寺入といふ事あり、罪科有り或は世をかんで、官祿をすてんと思ふ人、高野山へのぼり、或は御室比叡山などへ行きて僧俗の中へ交り、髪を剃れば、其の罪をもゆるし宥ること有り、これを方言に寺入といふなり。

とある如く、元は、悪事をなした者が懺悔贖罪の爲寺院に入ること指した方言であり、然もそれは、著者の調べた所では、現に明治維新直前まで薩摩地方には存してゐたのである。即ち、親

不孝の者を寺院に送つて僧侶から因果を含めて貰ふことをば、この地方では寺入と呼んだのであつて、この語本來の用法が行はれたのであり、同時に、かの入學を寺入といふ殆ど全國一般的に成つてゐた呼稱は、この地方には無かつたのである。この寺入といふ言葉も亦、巢林子によつて明かに入學の意義に用ひられてゐるのであつて、例へば、曾我七伊呂波水向參道行には、

工藤祐經が嫡子犬坊丸、箱根の別當を師と頼み、けふ入學の吉日と、さも花やかに取つくるひ、寺入とこそさゝめさけれ。

とある。かくの如く寺入は元來、贖罪の爲寺院に入ることであつたのを、巢林子が初登山即ち兒童が手習師匠に就くことの上に直にこれを用ひたる如く、寺子てふ言葉も亦、元は寺院で手習・物讀を學ぶ兒童を指して言つたのを、近松や竹田等は廣く綿摘・紡績・裁縫の弟子にまで含め及ぼしたものが、乃至はこの頃は既に世間でも、さうした呼稱を使つてゐたものか、の孰れかであつたであらうと推測せられる。殊に出雲に至つては、菅原傳授手習鑑に於て、寺子屋の生活そのものをば、構想の主要な一部に取つたのであつて、寺子・寺入・寺子屋等の語を隨處に使つてゐる。

又論策・隨筆等の中では、新井白石の骨董雜談に、

師家をさして寺小屋といひ、學ぶものを寺子といふ。

とあるのが、自分の見た限りに於ては、寺小屋てふ文字が物に出てゐる始である。骨董雜談は、白石が享保元年に致仕してから後の作とは思はれるが、何時書いたものかは自分には判らない。新井白石全集附録の白石先生年譜を見ると、享保九年の條に「遺稿中國史ノ論文多ク本年ノ作ニ係ル」とある如く、晩年は専ら書筆に親しんだものであるから、恐らく晩年の作かと推測される。もし然りとすれば、上述鎌倉實記の文言と兩々相待つて、寺子屋てふ言葉が、享保の始頃から識者や文藝家の注意を惹く言葉となつたことを、證據立て得ると考へるのである。

尤も、學舎を意味する言葉としての寺なる語原は、更に古いものである。かの甲陽軍鑑並びに甲陽大全に見える記事たる、

織田信長公十三の御年、寺へ上り給へども中々手をば習はずして、云々。

の文句の如きも、寺とは天王坊なることは總見信長公元服初陣風俗事等によつて知られるから、文面からは、寺とは寺院に相違ないが、然し通學の意味が、寺へ上り給ふの文句の背後に漂つてゐる。かういふ記事は外にもあるので、學舎を意味するものとしての寺てふ言葉は、鎌倉時代以來兒童の手習する者が皆寺院に行つた所から生じた呼稱であつて、實際讀み書きを教へる所が寺院のみであつた間は、寺てふ言葉の外に、別の名稱を要しなかつたのであらう。恰も將來僧侶と

なららとする者も、さうでない者も、區別なく登山して手習をしたのと同じく、寺てふ一語が、寺院なる義と、學舎なる義とを、混同して表はしてゐたのであらう。端的に言へば、寺といへば即ち學問をする所とか、手習をする所とか、考へられたのであつて、遙か後世まで残つて居た近畿地方の手毬歌の、

寺へやつて手習させたら、寺の縁かち突き落されて、

などの文句が、這般の消息を表はしてゐるやうに思はれる。寺島良安は、和漢三才圖繪に於て、

精舎、書齋也、俗云天良。

といひ、

凡稱書齋爲精舎、後漢劉淑立精舎、晋之謝靈運之石壁精舎、宋朱文公之武夷精舎之類、是也。

按、集民間子女令習書筆家稱寺、是乃與精舎同義乎。

と説明してゐる。元來「てら」は刹の字に當たり、朝鮮語の「チル」に起つた語だとすれば、それは廣く寺院・伽藍・道場の義である。これを書齋の意味に於ける精舎とのみ解するのは、狹隘であり、又それに即して筆學所を寺と稱したのを同義だと説き去つてゐるのは、稍牽強の譏を

免れず、少なくとも、そこに推理の飛躍があるが、然しこれは、この場合吾等の深入して穿議しようとする所でない。吾等の注目すべきは、和漢三才圖繪は正徳元年に出来たものであるから、この頃でも、民間の子女を集めて書筆を習はしめる家をば寺と稱したといふ事實である。即ち久しい間、寺てふ語が學舎の義で用ひられ、學問が次第に世俗の間に普及して、民間に物讀・手習を教へる所が出来ても、猶これを寺と稱したのであつて、それが正徳の頃までも存してゐた。否更に後の享和二年に出版されたる東牖子にも、

今童蒙の書家を寺と言、寺屋と言ふ。

とあるのである。かやうに文書の上に見えるだけではなく、實際、東牖子の著者田宮仲宣の住地たる大阪、そしてそれは上掲和漢三才圖繪の編者寺島良安の住地でもあるが、この大阪では、一方寺屋及び寺子屋てふ言葉が廣く行はれた後にも、他方には寺なる呼稱も續けて行はれてゐたのである。斯く長い期間に亘つて學舎を意味する寺なる語が存したと同時に、寺子屋といふ語は、前にも述べたる如く、決してさ程古いものではないのである。前には擧げなかつたから茲に言つて置くが、巢林子よりは少し古く世に出た井原西鶴は、その世間胸算用の中にも「師の坊」といひ、巢林子も亦、師匠といつたり、師の坊といつたりしてゐる。この師の坊といふ言葉も亦、稍

後まで行はれたと見え、享和三年に出た秋里離島の日本風土記にも、

教書人織奴 志の坊。

と出てゐる。けれども、享保以後に於けるその流布の範圍からすれば、寺子屋なる語の優勢なるに對して、到底比較にはならない。竹田出雲その他の戯曲によつて益々その勢を得たる寺子屋てふ言葉の流布は、恐らく歴倒的なものであつたであらう。

寺子屋の屋は、業務を表はす屋號の屋であつて、寺子を取ることを業務とするとの意義であり、直接には寺院とは全く別である。恰も染物する家を染物屋といひ、口入業を口入屋といふ如く、寺子を取るから寺子屋と呼んだのである。それは、寺院とは直接何等の關係なきのみならず、寧ろ寺院を離れた手習・物讀の師、殊に庶民師匠の興起を象徴するものと言つてよい。明和・安永の頃に至つては、近畿地方では全く普通慣用の言葉となつたものと見え、安永二年三月大阪で、京都五條家鎮守天神御影弘之事を惣年寄御口上に而被仰渡候御觸の中に、

京都五條家鎮守天神御影、爲弘町々へ近々相廻り可被申旨、信心之輩可受之旨被仰渡候。尤丁内に寺子屋有之町々は格別申聞置候様被仰渡候。

とある。これは、公の文言に寺子屋てふ言葉の現はれたる始のやうであるが、それが大阪である

のも、思へば自然の約束であり、天神御影弘めの事に關してゐるのも、一層興味深いことである。又當時京都で、俗間の世話言を蒐めて、安永五年に出版したる釋惠海の類聚世話百川合海に、

寺小屋といへど寺でもなし。

といふのがある。寺子屋が實際に於て寺院と無關係であることを表徴した世話言である。

大阪地方では、寺子屋と寺屋とをとして寺との三つの呼稱が、並び行はれてゐたのである。中井

竹山は、その草茅危言卷二儒者之事の條下に於て、

今ノ寺子屋ト云者此類也。此寺ト云名目ハ、由來モ久シカル可、數百年前喪亂ノ時等、世人ハ金革ヲ衽ニシ、戈ヲ枕トスルノミニテ、書ヲ讀者ハ浮屠ヨリ外ハ無カリシ故、タマサカ冊ヲ挾ム者有バ、僧法師ノ様ナリト嘲リタルヨシ、記録ノ物ニ見ヘタリ。夫故民間ニテ子弟ニ讀書ヲサセント思フ者ハ、皆是ヲ近邊ノ寺院ニ遣シタル事ニテ、邊土遠境ハ今トテモ尙然リ。夫故兒輩ノ寺ヘユクト云ハ讀書ノ事ニ成タリ。御治世以來俗間文字ノ用ハ追々弘クナリ、都會ノ地ニハ手跡算術ノ指南、又少々ノ素讀或ハ諸藝小諷等教ル者多クナリ、諸浪人モ是ヲ以テ口ヲ糊スル様ニナリ、在郷ニモ相應ニ算筆ニ通ジタル者ヲ引寄セ置、子弟ヲ教ヘ、或ハ村方年分公私ノ書キ物金穀ノ勘定等サスル様ニ成タレバ、今ハ上國ニテハ何モ寺院ニ拘ル事ハ

無ク、昔ノ積習ニテ矢張寺屋寺子屋寺入ト覺へ、世間一統ナルハ、餘リ文盲至極ノ事、此御時節ニ甚不相應也。何卒其師ヲ手跡師ト呼セタキ者也。或ハ俗ニ從ヒ司ノ字ヲ用ルモ可也。屋ヲ付ネバ合點セヌ習俗ナレバ、細民ハ手跡屋ト覺ヘテヨシ。寺子ヲ手習子、寺入ヲ入門又ハ門人等云ハセタキ事成可、云々。

と論じてゐる。いかにも寺といふ名目は古いが、寺屋・寺子屋の呼稱は、直前に論述したる如く、さまで古いものではない。却つて竹山が言つてゐる通り、「屋ヲ付ネバ合點セヌ風習」の廣まつた時代に、又さうした地方に於て起り、殊に手習鑑その他の戯曲の異常なる且繼續的なる流行によつて、一層擴がつたものと考へられる。然も手跡屋と覺えさせてもよいと書いた竹山の希望は、少なくとも爾後大阪地方に於ては、その趣意が實現されたのである。といふのは、この地方では寛政以後に於ては、手習屋の外、讀物屋・算盤屋なる名稱が可なり廣く行はれて、それぞれ讀書を教へる所・算盤を教へる所の名となつたからである。更に和歌山縣地方では、天保・弘化以後慶應の頃に至るまで、師匠屋といふ呼稱が存してゐたのであつて、これは師匠をする職業の意味に用ひられ、一は以て、さうした呼稱が寺院とは全然別個のものであつたことを物語り、一は以て、庶民師匠の勢力が益々盛になつた情勢を示してゐるのである。

そはとにかく、寺子屋てふ語は、斯くの如く上方起源のものであり、上方地方を中心として四方に擴がつたのであるが、然らばそれは江戸人には全然未知のものであつたかといふと、必ずしもさうとは斷言出來難いのである。既に新井白石もこの言葉を使つてゐるし、又江戸へ下つて江戸で書いた並木五瓶の五大力戀絨や、隅田春妓女容性などの戯曲の上にも現はれて來てゐるのである。村田了阿の俚言集覽にも、寺子の條下に、

手習を云、昔の手習は寺にてしたる故に手習子を寺子と云、初登山手習教訓書といふも、初めて入門するを云、今も田舎はしかり、市井の手習師匠の所を寺子屋と云ふも是なり。

と記されてゐる。了阿は、淺草や下谷に住んで煙管商を營んでゐた江戸人であり、殊に鄙俗を先として耳目に近い言葉を集めたるこの書に、斯う記してゐるのを見ると、天明・寛政の頃には、江戸にも、この語が相當に波及して來てゐたことを想見するに足るのである。又天明・安永年間江戸風俗の見聞及び事跡を書いたる初代平秩東作が、莘野茗談の中に、

下手談義といふ草紙、靜觀坊と作者あれど、兩國橋もと淡雪豆腐をうりし日野屋、株をば人に譲りて、隣に山本善四郎とて手習屋をしてゐた男の作なり。

と言つてゐるのも、注目すべきことである。蓋し手習屋といふ呼稱は、前にも一言した讀物屋・

算盤屋と同じ類型に屬する言葉であつて、皇都午睡にも、

皆古風廢りて、踊はいつしかなくなり、手習屋の七夕に婦女子の踊のみ遣れるとしるべし。など言つてゐる如く、上方の呼稱であるのに、それが平民勢力の勃興と共に、江戸にも使はれて來てゐるからである。

寺子屋てふ語は、かくの如く非常な勢を以て普及して來たのであるが、然し又これを沮止しようとする反對勢力も若干は無いでもなかつた。その反對勢力は、二つの方向を取つて表はれたのである。その一は、この言葉の寺院的關聯に對する嫌忌であつて、それは、寺子屋の寺といふ字に向けられたる反抗とでも言ふべきものである。前に擧げたる中井竹山の意見の如きもそれであり、その他總じて教育の還俗に關心を有つた人達は、絶対に寺子・寺子屋等の語を避けて手習子・手習子屋等の語を用ひるやうに、心懸けたる形跡が見える。例へば、文政八年に彦根藩士三浦某その他の者が藩主井伊直亮に上つたる學事意見書中に、

只以前之師範宅持之小屋々々、並に手習子屋ヲ一町へ集メ、云々。

と言つてゐるが如き、或は天朝墨談の筆者五十嵐篤好が、

此人市中の手習子屋などの手跡を見て、かくおもはれたるなるべし。云々。

と言つてゐるが如き、又石川雅望が、ねざめのすさみに假名文字や筆道を論じてゐる所にも、

俗問の手習の席といふもの、ほしいまゝに書きたれるを、見ならひてするわざにして、見苦しきことなるをや。

と言つてゐるが如き、孰れも然りである。總じて神官師匠が優勢であつた地方や、僧侶師匠の勢力の無かつた地方に於ては、斯うした意識が暗々裏に働いてゐて、寺子屋てふ言葉が餘りに流行しなかつたのである。その二は、この言葉の庶民的色彩に對する忌避であつて、言はゞ、寺子屋の屋の字に向けられたる反對である。武家の本據たる江戸を始めとして、概して武士師匠・浪人の師匠の多かつた地方に於ては、師家を以て、屋といふ名で呼ばるべき庶民的業務だとは考へられなかつた。随つて彼等は、染物屋・口入屋等と同視さるべき虞のある呼稱には、隨ふことを肯じなかつたのである。寺子屋てふ言葉が、江戸人には未知でなかつたのみならず、不慣でもなかつたに拘らず、その呼稱がさまで廣く行はれなかつたのも、それであつて、明治十六年に報告されたる江戸時代からの神田區の師匠譽田己之橋の取調にも、

人別帳ニハ手跡指南、又ハ筆道指南何某ト認候様覺申候。其他近在共手習師匠ト相唱、上方筋ハ寺子屋ト稱候趣承リ申候。

と書いてゐる。然しこれは江戸だけでなく、一般に庶民師匠の少なかつた地方に於ては、さうであつたのである。そして、第一の事情と第二の事情とが協力して働いたのであるから、寺子屋といふ呼稱は、その行はれたる當時の實際に於ては、今日人々が動もすれば想像するが如くに廣く行はれたものでは無い。然し益々廣く行はるべき傾向は、確かに有つてゐたのであつて、畢竟、庶民勢力の勃興を象徴する言葉であつた。

これと同時に、寺子屋てふ言葉を書き表はす文字にも色々あつて、三通りに別けることが出来る。その一は寺子屋であつて、これは上述の沿革に照らして最も適当な用字であり、又文献の上にも最も多く用ひられてゐる。その二は寺小屋と書くものであつて、新井白石の骨董雜談及び僧惠海の類聚世話百川合海には、かう出てゐる。尤もこれ等の書物の原本を調べたのではないが、版本に據ればさうである。これは、寺たる小屋若は寺の小屋、即ち學舎たる屋舎若は學舎の屋舎とでもいふ意味であらうか。然し吾等が前に述べたる通り、寺子屋が、寺子を取る家又は寺子取をする家から來たとすれば、この川字は妥當なものではない。學舎を意味する寺、その寺たる小屋と解するのも、餘りに牽強の感があつて、孰れにしても穩當ではないのである。その三は特例に屬するものであつて、正司考祺がその著經濟問答秘録の中に用ひてゐる寺子家である。尤も考

祺は寺子家・寺子屋を併せ用ひてゐるのであるが、何か考が有つてか又無くつてか、そこまでは判らないが、とにかく斯うした文字をも使つてゐるから、特例として茲に擧げて置くのである。

最後に尙一言を附加して置きたいのは、或地方に於ては、かの私塾をも含めて廣く寺子屋と呼んだものゝあることである。尤も教育機關としての私塾・郷學・寺子屋の區別は、實際に於ては截然と定め難いものもあつたのである。先づ混雜を避ける爲、暫らく郷學を別として、私塾・寺子屋の二者に就て言ふと、通例は兒童の通ふ所を寺子屋とし、青年の學ぶ所を私塾とする。然し寺子屋でも、青年が引き續き通つて補習をしたものも随分あるし、私塾でも、兒童をも併せ收容したのも各地方に往々ある。唯大體に於て、寺子屋は主として兒童を入れ、私塾は概ね青年を容れたといふに過ぎない。若は寺子屋は兒童を入れるのが本體であり、私塾は青年を入れるのが本體であつたとも言ひ得よう。又教科目によつて兩者を別ける考も普通である。即ち讀み・書き・算盤を教へるのが寺子屋、漢學・國學その他の専門學科を授けるのが私塾と見るのである。然しこれとても、私塾で讀み書きの初歩から授けたのも絶無ではなく、又寺子屋で漢學その他を教へたのも往々あり、この點だけで兩者を明確に區別する譯にも行かない場合もある。現に日本教育史資料所載の私塾寺子屋表の如きも、私塾と寺子屋とに別けてはゐるけれども、その個々に

就て調べてみると、双方の間に若干の錯綜の存することを見出すのであり、又仔細に検討すると、長く繼續されたものにあつては、寺子屋から私塾に成つたものもあり、私塾から寺子屋に成つたものもある。斯ういふ譯であるから、私塾を含めて廣く寺子屋と呼んだ地方があり、又寺子屋を合せて皆これを私塾・村學など書いてゐる人があつても、強ち誤謬として指摘する譯には行かない。次に寺子屋と郷學とに就ても亦然りであつて、例へば、藩又はその郡宰或は幕府の代官等官憲の力によつて設けられたる庶民童蒙の教育所は、その内容が純然たる寺子屋であつても、寺子屋とは呼ばれず、大抵郷學と見られてゐたのであり、幕末殊に明治維新の前後には、この種の郷學が諸地に設けられてゐる。斯ういふ譯であるから、寺子屋と郷學との間にも、截然たる境界線は引き難い場合もあるのである。但し今述べたやうな場合は、全體としては少ないのであつて、大體に於ては、兒童を收容して手習・讀書・算盤等を教へたのが寺子屋、又青年を收容して漢學・國學その他の學科を授けたのが私塾と、斯う區別されてゐたと言つてよからう。「教育學術界第六十一卷第五號掲載、昭和十年七月二十日修訂」

参考文献

拙著日本庶民教育史

第十篇 寺子屋から小學校へ

—

今日の多くの人達の中には、寺子屋といふものは、明治維新を境にして亡んでしまつたものと考え、又小學校といへば、維新後の學制改革によつて始めて起つたものと思つてゐる人もある。けれども、これは決してさうではない。小學校といふ名稱は、既に徳川時代に、對馬の嚴原藩で設けられたる學校に於ても存したものであつて、この藩では、貞享二年に藩主宗義眞が始めて學舎を下縣郡宮谷町の地に立てたのであるが、それが學館又は小學校と呼ばれたのである。日本教育史資料には、校名小學校とあり、その沿革要略にも、

貞享二年、舊藩主宗義眞儒學ヲ尊崇シ、且本土ハ韓地ト僅ニ一水ヲ隔テテ屢々該國人ニ相接スルヲ以テ、閩藩ノ士族文辭ニ暗ラカラザランコトヲ欲シ、加判平田直右衛門ノ薦メヲ以テ、攝津國ノ人鹽川伊右衛門ヲ聘シテ教授ヲ委任シ、初テ下縣郡宮谷町ノ地ニ學舎ヲ設ケ、之ヲ小

學校トナス。

と報告されてゐる。尤も、貞享二年設立の時に小學校といふ命名を興へたといふ積極的の記録は見當らないのであるが、少くとも幕末の頃には、一般に小學校と呼ばれてゐたのは事實である。明治に入つてからは、學制頒布以前にも、諸處で起つた學校、例へば沼津・京都・東京等で新に設けられたる學校にも、小學校といふ名は用ゐられたのである。又寺子屋は、明治維新以後も猶數年の間は、徳川時代にもいやまして増加し、普及し、且繁榮したものであつて、決して維新を境にして亡んでしまつたものでは無いのである。唯だ學制の頒布を一轉機として、この全國津々浦々にまで行き亘つてゐた寺子屋が段々に變更せられて、新學制による小學校が普及するに至つたのであり、然も寺子屋は小學校に對し、その行政上の關係、管理・監督の問題は別として、その他に於ては、何等かの點で概ねこれが基礎地盤となつてゐるやうである。随つて大體に於ては、寺子屋が變更せられ改造せられて小學校になつたといつても、敢て過言ではない。然もその變更改造が、相當の歳月を閲して極めて自然的に起つて、遂に明治時代に於ける普通教育の盛運を見るに至つたのである。その推移の經過は、我邦の教育史上頗る研究の價値ある且極めて意味深き問題の一であつて、その概略を如實に述べようとするのが、この篇の内容であり、著者の意

圖である。

尤も、寺子屋そのものの發達の沿革に關しては、これを述べないのであるが、唯だ徳川時代末期に於けるその普及の情況だけに就ては、この場合必要であるから、一顧極めて簡單にこれを擧げると、明治維新の直前頃には、寺子屋は殆ど文字通り全國津々浦々にまで行き亘つてゐ、その内容の如きも亦、當時にしては可なり進んでゐたのであつて、中には少なくとも今日の高等小學校は勿論、幾分は今日の中等學校の下級又は補習學校・高等國民學校等の程度をも含んだと見らるべきものもあり、とにかく、相當に廣く國民一般に向つて開かれたる普通教育の機關であつたのである。いふまでも無く、その規模は大小區々であつたけれども、都會地や商港や大きな城下町などでは、在籍生徒數の五六百名を超えたものも随分あり、それ等の中には、學級編制の行はれた所もあれば、又教員數の如きも、助教を加へれば十人近くに及んだ所もあり、存外よく整備されてゐたものもあるのである。それが、當時外國に於ける統一的制度として最も整つてゐたフランスの制度に基いて建てられたる明治五年の學制による小學校にまでの推移の地盤基礎となつて、世界各國をして驚歎せしめた程の長足の進歩と、徹底したる普及とを示したる明治普通教育の發達を見るに至つたのは、決して偶然ではないのである。

二

明治元年の遷都によつて、我帝國の首府となつたる東京に就て先づ述べる。徳川時代の末期に於ては、茲には士民普通教育の機關としての寺子屋が頗るよく普及してゐたのであつて、嘉永安政頃江戸市内の寺子屋は、大小合せ算ふれば、恐らく千にも近い數に達したであらうと推定せられる。徳川幕府も末期に近いて、社會は前後に比類なき多事多端の繪卷を繰り擧げてゐたのであるが、士庶教化の必要と兒童愛護の觀念とは、かかる情勢の間にも、いな若干はかかる情勢の爲に益々進展して、寺子屋は毫も衰退の色なく、却つて發展の道程を續けて、やがて明治の維新へと、ひた押しに押し進んだのであり、かくて政治的に見れば、徳川幕府斷末魔の喘ぎが頻繁となり、社會的に見れば、物情まことに騷然たりし、天保の末頃から嘉永安政を経て明治の始頃に至る約三十年間こそは、實に江戸の寺子屋の満開期であり、満潮時であつたのである。

尤も、幕末慶應年間に至つては、諸藩士の江戸在住者が一時殆ど皆その藩地に復歸し、又維新直後には、旗下御家人等も多くは駿河地方に移住したりして、江戸の人口は稍減少して、その影響は寺子屋にまで波及し、山の手即ち麻布・赤坂・四谷・牛込及び本郷等各區の寺子屋では、そ

の兒童數が漸次に減少して、遂に廢業の已むなきに至つたものさへ少なくなかつた。下町即ち神田・日本橋・京橋・下谷・淺草の諸區、從來商工業者の多く住せる地區は、さまでの變遷を見なかつたけれども、本所・深川の兩區の如きは、確に多少の影響を受けた程である。この幕臣の駿河地方への移住に伴つて、そこに新教育進展上の一事象が出現した。といふのは、主としてこの移住した人達の爲に、徳川家で沼津に兵學校を設けたのであるが、その兵學校に附設した小學校なるものが、その名稱といひ、内容といひ、新らしい意味に於ての小學校であつたのである。即ちそれは、實に明治元年の十二月八日を以て開校せられ、兵學校に入るべき資業生を養成する豫備校ではありながら、その掟書の中にも、

小學校の儀は陸軍支配向は勿論其外最寄移住御家臣の向並に最寄在方有志の者は通稽古御免相成候事。

童生と相成候者は入門の節師匠一統を入門金百疋持參、且其後の處は其父兄後見人又は母親より月々修業料金貳朱づゝ相納可申事。

小學の課程は左の通り

素讀 手習 算術 地理 體操 劍術 乘馬 水練 講釋聽聞

右日課定書の通修業可致候事。

等明示されてゐる通り、士庶共學の學校であり、その内容は半は寺子屋、半は新式の小學校で、言はば兩者を合せたやうなものであつたのである。この學校は明治五年まで續いたのであるが、同年に至り兵學校が廢止せられて沼津兵學寮出張所と改められた時、この小學校も廢せられて集成舎となつた。然し明治三年七月に、静岡藩で静岡・沼津・田中・小島・掛川・濱松・新居・横須賀・相良・中泉等の各地に小學校を建てたのも、概ね範をこの兵學校附屬小學校に取つてゐるのであつて、その影響は可なりに大きいものであつたが、これに就ては後に述べる。

明治三、四年の頃から、東京の人口は又俄に増加し來つて、やがて江戸時代の舊時に復し、かくて寺子屋の數も著しく増加し、孰れの教場も滿員を告ぐるの盛況を呈した。殊に山の手地方には、新設の寺子屋も頗る多かつたのである。明治三年六月に、東京府は府下に六つの小學校を設け、現米二百石を以てその費用に充てた。即ち、その第一校を芝の源流院に建て、十二日から業を始め、その第二校を市谷の洞雲寺に置いて十三日から業を始め、その第三校を牛込の萬松院として十七日から業を始め、その第四校を本郷の本妙寺として十九日に業を始め、その第五校を淺草の西福寺に置いて二十三日から業を始め、その第六校を深川の長慶寺として二十八日に業を始めた

のである。これは、東京府で公の小學校を置いた最初のものであるが、その開校に先つて布告を出してあつたことは、

兼テ御布告ノ通り小學開業相成候間「中略」幼年生徒有志ノ輩五ツ時ヨリ出席可致事。

右ノ通相心得、机硯箱並辨當持參ノ事。

と布令してゐるのによつても判る。

さて明治五年に至つて、學制が頒布せられたのであるから、東京府も更に公立の小學校を設置することに努めたけれども、一舉に多くの學校を立て、多數の兒童を收容することが出来なかつたのである。當時東京に住んでゐた舊大名達が、私財を投じてその住宅の近傍に小學校を建てたものも若干はあつた。例へば、淺草區のみに就ていつても、今の公園馬道に府立の淺草學校といふのが一校あつた外に、松前侯の建てた松前學校、戸田侯の創めた戸田學校等があつて、孰れも百名内外の兒童を有つてゐたが、これ等を皆併せても、元より所要教場の十分の一をも充たすに足らず、到底多數の兒童を收容することが出来ない。かくて寺子屋が、依然として東京の一般子弟教學の場所たらざるを得なかつたのである。然もその内容に至つても亦、依然として舊態を脱せず、殆ど習字専門の姿であつて、そのままでは決して新教育の旨に合ふべくもなかつたのであ

る。かかる形勢を看取して、その實情を洞察した當時の東京府知事大久保一翁は、一方には文部省の指令を奉じて公立の小學校を建てることに努力すると同時に、他方には事情を當局に具申し、在來の寺子屋を助長補足して兒童教育の事に當らしむるの策を立てたのである。蓋し寺子屋は、江戸時代から長く民間教育の任にあつて、兒童の父兄は皆その教育を受けたものであるから、その寺子屋に對する信用も厚く、随つて寺子屋と家庭との聯絡も密接であつて、兒童も亦その師を尊敬することが深いから、徳性涵養の點に至つても、新設の學校に比して優るとも劣ることなく、依つてこれを指導し改善し助長補足するならば、一は以て府の經濟的負擔を軽減し、二には寺子屋師匠の失業を救済して、長く民間教育を維持し來れる效績をも保持させようといふのが、當時の趣旨であつた。然しその寺子屋を指導し、改善し、これを助長補足するの第一段は、何といつても、これが教師その人をばより良くすることである。そこで當時東京府廳内に在つた師範學校に教員講習所を附設し、府下の寺子屋師匠を隔日にここに召集し、一週九時間宛の時間割を以て、讀書・算術・地理・歴史・博物等の學科目を講習せしめ、新教授法と共に維新の精神、世界の大勢等に就ても説示する所があり、六個月間を以て修了せしめることとした。そしてこの講習を修了せる者には更めて家塾開業を許可し、この新教授法によつて教育を施さしめたのである。かか

る學校をば、當時の公文書には家塾と記してゐるが、それは畢竟、新教授法によつて教授せられる寺子屋に外ならなかつたのであつて、かくて舊時の寺子屋は、茲にその内容變更の第一歩を進めたのである。そして當局は、この教員の講習によつて、かかる家塾の内容を漸次改善せしめ、これを公立小學校に准ぜしめるやうにしたのであつて、即ちその意圖は、家塾を以て公立小學校を補はしめるにあつたのである。かくして當初公立に准ぜられたものが府下に約二十校あり、その中には、舊寺子屋のまま、疊敷に天神机を据えてゐたものもあれば、新たに机・腰掛を置き、俄に上草履を用ひた所もあり、前者を舊式と稱し、後者を新式と呼んでこれを區別したのも、當時に於ける家塾の實況であつたのである。尤もその教科・教材は、當局から示された小學校教授細則、及び尋で改正せられた小學校教則概表に準據したのは、元より言ふまでもなく、これが監督の機關としては、府の學務課に督學三名を置き、督學は、これ等の家塾をも巡察して、その向上を督勵したのである。この教員の講習は、明治八年に始まり同十一年まで續き、その修了者も漸次増加し、随つて公立小學校に准ぜられた家塾も亦、次第に多きを加へたのであるが、それ等の中の進んだものは、公立小學校同様に學校といふ名稱を附せんことを請願した。府はこれを容れて、家塾中稍完全に近きものを選抜して、これに何番何々學校と稱することを許可した。これ

等の學校を番號私立小學校と概稱し、番號私立小學校の兒童も、試験に於て成績優良なものは、公立小學校のそれと同等の賞品を受け、或は時に公私聯合の試験を行ひなどして、當局もその兒童の學業を奨励したのである。蓋し當局は、強いてこれを公立に統一せんとせず、寧ろ舊寺子屋の師匠とその地盤とをそのままに存して、私立小學校たらしめ、その師匠に適當の教育と訓示とを加へて、これが教育方法を指導し、それを監督し、彼等を通して兒童を教育することが、當時當局によつて保持せられてゐた方針であつたからである。

かくて明治十年の頃、この番號私立小學校の數は七十餘であり、番外の家塾はその數二百餘を算し、合計三百に近き私立學校をば東京は有つてゐたのであるが、その殆ど全部は、維新以前からの寺子屋の繼續なのである。かかる情況に於て、寺子屋の繼續たる私立小學校は、東京にあつては、學制頒布以後も事實上、初等教育の大部分を擔當してゐたのであつて、この趨勢は尙も引續き進んで行つたのである。然し家塾師匠の中には、相淪らず舊態を墨守するだけで、日進月歩の世運に應ずることを知らざる者も少なくなつたので、番號學校經營者中の先覺金子治喜・山本對山・伊藤誦丈等が深くこれを憂ひ、乃ち私立小學校組合を設け、彼等を誘導して改善の途に立たしめようと志し、力を合せて百方奔走、二百有餘の家塾に對して扶助激勵を加へた結果、こ

れ等の家塾も亦漸次發展の機運に向ひ、新たに私立小學校を經營する者、資産を傾けて極力内容の改善を圖る者も相踵いで現はれ、茲に著しき進歩を見るに至つたのである。金子治喜は、神田區にあつた寺子屋芳林堂の後繼者であり、山本對山は、下谷區にあつた寺子屋青海堂の後繼者であり、又伊藤誦丈は、芝區増上寺の山内にあつた寺子屋幼學所の後繼者である。徳川時代にあつても、江戸の寺子屋師匠中一部の者は、菅廟の保護その他相互の懇親を目的として、代代講と稱する一種の組合を造り、春は龜戸天神の神官から招かれて、その別院に集まる等のことをしてゐた事例もあるのであるが、今や私立小學校の校主達が組合を造つて相互の誘掖扶助を圖り、そして父祖傳來の業務たる兒童教育の向上進展に努めると共に、自己の生命線を死守することになつたのは、端無くもこの先蹤を追つたものとも見られる。明治十一年三月に小學校教則が改正せられて、簡易科と尋常科との二種類となり、簡易科ならば四個年、尋常科ならば六個年といふことになつた。従前の教則では、上等六級下等六級合せて十二級で、各級半個年づつ通計六個年であり、即ち六個年で小學校を卒へることになつてゐたのであるが、その教科書は随分程度の高いものであつて、兒童の能力はこれに堪へ得ないとの世評があり、民間の學者中にも、教科目を簡易にして、教材も、読み易く且一層兒童に適切なものを選び、かの西洋讀本の翻譯物などは一切こ

れを廢止する方がよいと唱へる者もあつた。そこで當局もこれ等の輿論を顧み、かくて教則が改正せられて簡易科・尋常科の二種としたのであるとの説もあつたが、そはとにかく府では、教則を改めてこの二種に分ち、孰れか一種を選んで設置を出願せしめて、これを認可するの方針を取つたのである。所が、私立小學校は直前に述べたる如き有様で、稍發展の機運に向つてゐた際とて、實は簡易科の教則の方が彼等には適はしいものであつたに拘らず、向上の機運は騎虎の勢を驅つて、私立小學校の殆ど全部が尋常科を希望して、これを設置したといふやうな事實もある。

かかる機運に際して明治十二年四月、東京府知事は全管下十五區六郡の私立小學校校主を師範學校に召集し、そして自今以後、郡區私立小學校は組合を設け、幹事を公選して協同熟議を遂げ、以て私立小學校の發達を計られたしとの諭告をなした。この諭告に基き、郡區は六十餘名の幹事を公選して一の組合機關を組織したのであつて、これが實に東京府に於ける私立小學校團體成立の基礎であり、爾後私立小學校はこの組合機關によつて指導せられることとなつたのである。そして豫てから組合組織に熱心盡力してゐた上述金子治喜・山本對山・伊藤諦丈がこれ等郡區の幹事を一堂に會して、次の諸件を協定した。その一は、この會を郡區私立小學校幹事會と稱すること、その二は、この會は春秋の二季に集會を開くこと、その三は、この會は郡區に於ける私立小

學校の發展を企圖して、府知事諭示の旨趣に副はんことを期すること、その四は、學校に於ける春秋の定期試験には二名の立會人をしてこれに臨席せしめ、その立會人は抽籤を以てこれを定めること等、これである。翌十三年三月にこの郡區私立小學校幹事會の春季集會が開かれた時、その席上に於て、更に廣く私立小學校校主を以て組織する團體を造つて、一層教育の改良普及を圖らうと提案する者があり、その動議が成立して、同月、郡區の私立小學校校主三百餘名が神田區の芳林小學校に會合し、協議の結果、風教會なる團體を組織し、會長には田中小學校校主田中正兒、副會長には稚松小學校校主梅澤親行を挙げ、芳林小學校校主金子治喜・青海小學校校主山本對山・共榮小學校校主伊藤諦丈の三名を監督に推し、尙理事七名をも選舉し、かくてかの郡區私立小學校幹事會以外に、茲に風教會なる別働體が成立したのである。この別働體は、かの幹事會と相表裏して、相互間氣脈の聯絡と教育實際の向上とを圖つた。

明治十五年四月に至つて、東京府甲第五十號布達を以て小學校設置廢止規則なるものが發布せられたが、これは私立小學校に取つては一大重要問題であつた。といふのは、該規則によれば、私立小學校に於ては相當の資格を有する教員を任用しなければならず、從來かの教員講習を受けただけで教授に當つてゐた者は、この際更に規定の試験を経て然る後始めて資格を得ることに成

つたからである。所がこれは私立小學校にあつては、即時の實行が到底不可能のことであつた。蓋し當時、資格を有する教員はまことに拂底であつて、實は公立小學校に於てさへ師範學校の卒業者が甚だ少數であつて、多くは速成の教員を使つてゐた程であり、況してや私立小學校にあつては、有資格の教員を得ることは難かしかつたのみならず、事實不可能であつて、先づ校主自らが進んでこの試験を受ける外には、さうした教員を採る途は殆ど見出されなかつたのである。然るに、少壯の校主で學力の有る者は、この試験を受けるにさまでの困惑を感じなかつたであらうが、老校主若くは女校主等にあつては、豫じめ多少學術研究の時日を與へるのでなければ、直に試験に應ずることは極めて困難であり、かかる所では寧ろ閉校するより外はないと愁訴する者もあり、是に於てか、風教會は大會を開いて右の事情を調査し、衆議の結果、この設置廢止規則の實施猶豫請願の件をば、監督並びに正副會長に委託することとなつたのである。そこで委託せられた人達は、府廳に學務課長倉雄平を訪ねて、該規則中教員資格の點に關して私立學校の情態を陳述し、この際試験に應じ得る者は直にこれを受けしめ、學術の研究を要する者には若干期間の猶豫を與へられんことを請うた所が、長倉課長は鯁もなくこれを拒み、規定によつて速に設置廢止の開申書を差出すべきことを命じた。これが報告されると、三百有餘の校主達は長倉課長の

言議に憤慨し、頗る紛糾を來たさうとしたのであるが、監督や會長等は暫らくこれを押さへ、更に全校主一箇の委任狀を携へて再び府廳に赴き、知事に面會して事情を具陳した。やがて九月に至り、府知事は該規則實施猶豫の願意を聽届けたのであり、數日の後、風教會は臨時大會を木挽町明治會堂に開き、府知事芳川顯正・文部大書記官辻新次その他朝野知名の人士を招待し、その席上、會長田中正兄・監督山本正義は私立小學校の今後執るべき方針に就て説き、來賓府會議員木寺安敦は私立小學校に對する諸種の期待を述べた。長倉課長は後に三重縣師範學校長となつたが、その頃著者は直接、氏から當時の有様に就て聽くことを得たのである。それから數年を経て、明治二十年二月に至り、私立小學校はその校舎の家屋税を免除せられるの恩典にも浴した。元來、私立小學校の校舎は、一私人の建造物であるから、法規上から見れば、その納税の義務を有すること勿論であるが、校舎の建物は普通の民屋と異なり、その建坪が廣大であり、隨つてその税額も少少でない。校主が經濟上この義務を果すには、これが填補の途を講ぜねばならず、その填補の方法としては、授業料を増額するか、或は校費・寄附金を徴收するか、孰れかに依らなければならぬ。勿論その金額は多額で無くても、かうした徴收の兒童教育上に及ぼす影響に至つては、頗る望ましからざるものがある。かうした事由からして、私立小學校校主組合員は風教會の役員

に委任して、校舎家屋税の免除を當局に請願したのであるが、當局もその請を許し、かくて私立小學校は、家屋税免除の恩典に浴することを得たのである。翌二十一年三月に至り、東京府知事は府令第九號を以て私立小學校組合の組織を命じ、その組織が成るに及んで從來存した郡區私立小學校幹事會や風教會は、その事業がこの新しい組合の執るべき所とその性質を同じうするものであつたから、これ等の舊い會は孰れも解消し去つて、爾後は新組合會が専らその事に當り、明治二十五年に至つて市制實施の結果、この私立小學校組合會も亦廢止せられたのである。けれども猶二十七年四月になつて、東京市私立小學校校主會なるものが有志者によつて組織せられて、二百餘の會員を有してゐた。

これより先、明治二十二年十月に、府下小學校教育品展覽會が上野公園内に開催せられたことがあつた。この時に、私立小學校のこれに出品せるもの、市内三百十一校、郡部五十一校、合計三百六十二校の多きを見た。校地や校舎は、元より公立小學校のそれ等に及ばなかつたけれども、兒童の成績品に至つては、質に於ても量に於ても、私立小學校は公立のそれに對して、毫も遜色が無かつたのである。かくの如き私立小學校の盛況は、明治三十年頃まで續いたのであるが、三十一年頃から漸く衰微の兆を表はし來たり、年を追うて陵夷の傾向を示した。試みに明治三十一

年に於て存在した府下私立小學校の情況を見ると、東京市内に在りしもの二百八十有九校であるが、その中の二百〇六校は實に維新以前からの寺子屋の繼續せるものである。又郡部に在りしものは荏原郡八校、南豊島郡三校、北豊島郡十校、南足立郡四校、南多摩郡三校、北多摩郡九校、計三十有七校であるが、その中の過半はこれ亦寺子屋の末裔なのである。明治二十四年フランスのバリで萬國博覽會が開催せられた時、東京市教育會がその出品に對して金牌を受領したのであるが、その授賞の趣旨の中に、キリスト教は愛を以て神の教を施すを使命とする。然るに東京市に於ける私立小學校が、佛教國であるのに、克く私財を投じて他人の子を教育して、かくの如き良成績を擧げてゐるのは、實に賞讃に値するものである、云々とあつた。これ等を以てこれを觀るも、東京の初等教育が維新の過渡期に於て、舊時の寺子屋教育から榮ある明治の新教育へと、いかに圓滑に、いかに自然的に、移り行つたかが充分に想見し得られるのであつて、寺子屋から小學校への普通教育の實際の大輪送は、東京に於ては可なりの長年月に亘つて、極めてなだらかに滑走したものであつたのである。

三

これとは全く異なつた型を取つて、寺子屋から小學校への移動の行はれたものは、明治元年の遷都によつて舊都となつた京都のそれである。京都は、實に久しい間の王城の地として、文化の最も早く行き亘つた所であり、徳川時代上期の江戸がひたすら取込んだ上方文化の本家本元であつたのだから、寺子屋の最も早く開けた地方であつたことは、今更に言ふまでも無い。現に版木のまだ多く出来ない頃の手習手本、それは各地の師家や舊家等に傳はつてゐた手本類の用所を段々と調べて見ると、京都起原のものが存外に多いのであり、版木が出来る頃になつてからも、京都版の往來物や教訓物が決して少なくは無く、そしてそれ等は概して、江戸で盛に出た頃よりも遙に以前の出版に屬するのである。これには當さに然るべき數數の理由があるのであるが、それ等に就てはこれを述べることを略し、茲には、民衆普通教育の機關としての寺子屋が最も早くから開け且行き亘つた都であることを一言するに止めよう。ずつと後のことではあるが、江村北海がその著授業篇の中に「京都ニ寺子屋モットモ多シ」と書いてゐるのも、かうした有様が引續き存してゐた當時の實況が、彼の眼に映じたものであらう。かやうに京都は、寺子屋の早く開け且早く行き亘つた所ではあるが、政治上又商業上等の關係に於て、その寺子屋は、江戸や大阪に於けるそれ程の殷賑華麗な姿をば示さなかつたやうである。然し、根深き地盤の上に頗るよく普

及してゐたことは、争ふべからざる事實である。然るに明治維新を境として、この寺子屋から新しい小學校への轉向は、眞に目醒ましい姿を取つて劃然として行はれたのであり、維新の始に於て早くも小學校が或程度まで普及した點に於ては、この府こそ、實に全國に誇るに足るべき地位を占めてゐるのである。

即ち京都では、明治二年に於て學區を六十六に別け、各區に一小學校を設立したのである。これは前節に述べた如く、かの沼津に於て明治元年の十二月に兵學校の附屬としての小學校の設立を見たのに比べて、必ずしも小學校教育開始の嚆矢と稱することは出来ないけれども、然し、官憲の手によつて一舉に六十有四の小學校を設置したその計畫の規模の宏大であり、然もその事業の遺憾なく遂行されたことに至つては、確かに改新の範を全國に垂れたものであり、優に小學校普及事業の第一線を占めたものと言つても、敢て溢美の辭では無いのである。そしてこの事業は、三年の間掛かつて完成したのであるが、その來歴は、西尾爲忠の撰した京都六十四學校記に明かであるから、次にその全文を擧げて、くだくだしい記述に代へよう。

京都六十四學校記

今上踐祚之初、聖斷出自天衷、收復大權於一朝、發維新之政、以興天下更

始、訂交海外諸國、明治元年之冬、東北諸藩悉屬平定、於是勅官司益盡其職、京都府乃僉議曰、輦轂之下、衣冠之衢、文物所萃、固爲四方之表、凡施設舉行、當爲天下之先、令遠近有所則焉、今也內難既定、外交日殷、使船商舶、填集港阜、而強大之國、熊騰而虎視者、林然相環、方此之秋、非富國何以安內、非強兵何以鎮外、兩者國家之所急大謨也、夫富國之基、在厚民生、強兵之本、在正風俗、正風俗、在崇禮義、厚民生、在長工藝、長工藝崇禮義、在開智識、開智識、在務學術、然則方今地方之務、莫急於立學校、部內市坊、分畫六十六區、宜區立一校、令童男女皆入學焉、且用爲市民公會之所、而申法宣令、問苦察情、及養老旌善之典、賑窮資乏之方、警奸禁暴之虞、以至種痘等之爲、亦皆於此、則立一校、而衆事舉、甚便、卽具狀奏請、制可、二年冬、校成、上京第二十八區與第二十九區共之、下京第二十二區與第二十三區共之、共六十四校、命曰小學校、土木之費、一校率千金、官與民平分出之、其屬上京第十一區、第二十五區、第二十六區、第二十七區者、盡出於民、蓋富民所捐貲也、學制、有講師、有教師、童子

入學者、授以句讀書數及開說義理、府員以春秋臨試其業、學資賦於民、每戶歲若干錢、其他以施行、一如所議、民皆便之、而生徒之衆、每校不下三百人、挾書齋筆者、絡繹巷衢、誦讀之聲、達於四境、可謂盛矣、知事長谷信篤、大參事松田道之、榎村正直、少參事藤村信卿、使爲忠記之、且曰、校之立、於茲僅三年、今秋試業、就上試者六百十餘人、就特試者百三十餘人、其俊秀擢入中學者七人、雖就丁試者、亦進退有法、應對有儀、秩然可見、何得才之多也、則百工技藝之事日進、禮儀廉讓之事月成、小則經產業、理身家、大則興公益化衆人、將使天下翕然則之、全美全盛、超越萬國、可翹足而竣也、而曰盛羔之原、自京都始、則都民不獨享幸福而已、於國家富強之宏圖、亦與有力焉、雖然非以輦下之民而際維新之隆、安能如此、豈可弗感喜奮勵以成其功乎哉、其書斯意、爲忠不辭、退爲之記。

明治四季歲次辛未冬十一月上浣

從七位守京都府典事 西屋爲忠謹撰

熊谷直孝謹書

この事たる、當時に於ても著しく世の視聽を惹いたものであつて、翌五年には、福澤諭吉もこれ等の學校を參觀してゐる。その記事が頗る詳密であつて、これ等の學校の當時に於ける實況を知るに充分であるから、これをも次に擧げる。

京都學校の記

明治五年申五月朔日、社友早矢仕氏と京都に至り、名所舊跡は固よりこれを訪ふに暇あらず、博覽會の見物も素と余輩上京の趣意にあらず。先づ府下の學校を一覽せんとして、知る人に案内を乞ひ、諸所の學校に行きしに、其待遇極めて厚く、塾舎講堂残る所なく見るを得たり。仍て今その所見の大略を記して、天下同志の人に示すこと左の如し。

京都の學校は、明治二年より基を開きしものにて、目今中學と名づくる者四所、小學校と名づくるもの六十四所あり。市中を六十四區に分て學校の區分となししは、彼西洋にて所謂「スクールヂストラクツ」ならん。この一區に一所の小學校を設け、區内の貴賤貧富を問はず男女生れて七八歳より十三歳に至るものは、皆來つて教を受るを許す。學校の内を二に分ち、男女處を殊にして手習せり。即ち學生の私席なり。別に一區の講堂ありて讀書・數學の場所となし、手習の暇に順番を定め、十八乃至十五づつこの講堂に出でて教を受く。一所の小學校に筆道師・

句讀師・算術師各一人、助教の數は生徒の多寡に従ひ一様ならず、或は一人あり或は三人あり。學校は朝八時に始り、午後第四時に終る。科業はイロハ五十韻より、用文章等の手習、九九の數、加減乗除、比例等の算術に至り、句讀は府縣名、國畫、翻譯、地理、窮理書、經濟書の初歩を授け、或は譯書の不足ある所は姑く漢書を以て補ひ、習字・算術・句讀・暗誦各等を分ち、毎月吟味の法を行ひ、春秋二度の大試業には、教育者は勿論、平日教授に關らざる者にも皆學校に出席し、府の知參事より年寄に至るまで、躬ら生徒に接して業を試み、其甲乙に従つて筆紙書籍等の褒美を與ふるを例とす。故に此時に出席する官員並に年寄は、試業の事と立會の事と兩様を兼ねるなり。

小學の科を五等に分ち、吟味を経て等に登り、五等の科を終る者は中學校に入る法なれども、學校の起立未だ久しからざれば、中學に入る者も多からず。但し俊秀の子女は未だ五年を経ざるも中學に入れ、官費を以て教ふるを法とす。自今此類の男子八人女子二人あり。内一人は府下髮結の子なりと云ふ。

各校にある筆道・句讀・算術師の外に巡講師なるものもあり。その數凡そ十名、六十四校を巡歴して毎校に講席を設くる事一月六度、その時には區内の各戸より必ず一人宛出席して講義を

聴かしむ。其の講ずる所の書は翻譯書を用ひ、足らざるときは漢書をも講じ、唯字義を説くに
あらず、斷章取義以て文明の趣旨を述ぶるを主とせり。

小學校の費用は初めこれを建つる時、其半を官よりたすけ、半は市中の富豪より出して、家を
建て、書籍を買ひ、現金は人に貸して利息を取り、永く學校の資と爲す。又區内の戸毎に命じ
て半年に金一步を出さしめ、貸金の利息に合して永續の費に供せり。但し半年一步の出金は其
家に子あるものも子なき者も一樣に出さしむる法なり。

金銀の出納は毎區の年寄にてこれを司り、其總括を爲すものは總年寄にて、一切官費の關はる
所にあらず。前條の如く每半年各戸に一步の金を出さしむるは官の命なれども、この金を用ふ
るに至りてはその權全く年寄の手にあり。此法はウエラント氏の經濟書中の説に暗合せるもの
なり。

小學校の生徒數、每校少きものは七十人より百人、多きものは二百人より三百人餘。學校の内
極めて清楚、壁に疵附くるものなく、座を汚すものなく、妄語せず、亂足せず、取締の法行届
かざる所なし。且學校の傍に其區内町集會所の席を設け、町役人出張の場所となして、町用を
辨ずる傍に生徒の世話をも兼ねるゆへ一層の便利あるなり。

四所の中學校には外國人を雇ひ、英・佛・日耳曼語の教授を爲せり。其法は東京・大阪に行は
るゝものと大同小異、每校生徒の數男女百人より二百人、其費用は全く官より出づ。中學の中、
英學女紅場と唱ふるものあり。英國の教師夫婦を雇ひ、夫は男子を集めて英語を授け、婦人は
女兒を預りて英語の外に兼ねて又縫針の藝を教授せり。外國の婦人は一人なれども、府下の婦
人にて字を知り女工に長ずるもの七八人ありて、其教授を助けたり。この席に出で、英語を學
び、女工を稽古する兒女百三十餘、七八歳より十三四歳、華士族の子もあり、商工平民の娘も
あり、各貧富に従つて紅粉を裝ひ、衣裳を着け、其装潔くして華ならず、粗にして汚れず、言
語嬌艶、容顔溫和、ものいはざるも憶する氣なく、笑はざるも悦ぶの色あり、花の如く、玉の
如く、愛すべく、貴ぶべし。眞に兒女子の風を備へて、彼の東京の女子が斷髮素顔、マチダカ
の袴をはきて人を驚すものと同日の論に非ざるなり。此學校は中學の中にも最も新なるもの
なれば、今日の有様にて生徒の學藝未だ上達せしにはあらざれども、其溫和柔順の天稟を以て、
朝夕英國の教師に親炙し、其學藝を傳習し、其言行を見聞し、愚痴固陋の舊習を脱して、獨立
自立の氣風に浸潤することあらば、數年の後全國無量の幸福を致すこと、今より期して待つべ
きなり。

小學校の教師は官の命を以て職に任ずれども、給料は町年寄の手より出るが故に、其實は官員にあらず、市井に屬するものなり。給料は生徒の大小多寡によりて一様ならず。多きものは一月金十二三兩、少きものは三四兩にて、中學校に關するものは俗務の傍らに或は自己の志を以て教授を兼ねるもの多し。總員二十名を出でず。等級に由て月給同じからず。多きは七十兩、少きは十五兩乃至二十兩、平均一人に二十五兩に過ぎず。二十人にて一月五百兩なり。官の費用少くして事務よく整ふものといふべし。

明治五年申四月學校出版の表に據るに、中小學校の生徒一萬五千八百九十二人、男女の割合凡十と八とに等し。年皆七八歳より十三四歳。今より十年を過ぎなば、童子は一家の主人となりて業を營み、女子は嫁して子を生み、生産の業自然に繁昌し、子を教ふるの道家に行はれ、人間の幸福何物かこれに比すべけんや。今年已に一萬五千の數あり。十年に至らば又増して三萬となり、他の府縣も亦此法に倣て學校を建てざるものなかるべし。然れば即ち爾後日本國中に於て事物の順序を辨じ、一方の徳を修め、家族の間を睦くせしむる者も、此子女ならん。世の風俗を美にし、政府の法を行はれ易からしむる者も此子女ならん。工を勤め商を勧め、世間一般の富を致すものも此子女ならん。平民の智徳を開き、これをして公に民事を議するの權を得

しむるものも此子女ならん。廣く外國と交を結び、約束に信を失はず、留易に利を失はしめざるものも此子女ならん。概してこれを云へば、文明開化の名を實にし、我日本國をして九鼎大

呂より重からしめんには、此子女に依頼せずして他に求むべき道あらざるなり。

民間に學校を設けて人民を教育せんとするは余輩積年の宿志なりしに、今京都に來り、はじめに其實際を見るを得たるは、其悦恰も故郷に歸りて知己朋友に逢ふが如し。大凡世間の人、この學校を見て感ぜざるものは報國の心なき人といふべきなり。

明治五年申五月六日

京都三條御幸町の旅館松屋にて

福澤諭吉 記

平民主義を高唱し、文明開化を宣傳して、新日本建設の陣頭に立つた福澤諭吉が、その實際を見て、「恰も故郷に歸りて知己朋友に逢ふが如し。」と悦び、「この學校を見て感ぜざるものは報國の心なき人といふべきなり。」と喝破した京都六十四小學校の建設こそ、眞にいみじきものであつたのである。前に擧げた京都六十四學校記といひ、茲に掲げた京都學校の記といひ、それ等を併せ讀んで見ると、當時の有様が洵によく判るのである。その中中學に關する部分は暫らくこれを除

いて、小學校だけに就て考へて見ると、全市を六十六學區に分畫して一學區毎に一小學校を設置したその計畫の井然たることは、前にも一言した所であるが、三年にしてその全部が完成し、一校の児童數少なきは七十人から百人、多きは二百人から三百人餘、總數に於て一萬五千有餘に達し、引續き累年増加したのであるから、以てその徹底普及の情況をも想見するに足らう。その設置の費用は、半は區民に負擔せしめ、半は府より補助し、それで校舎を建て書籍を買ひ、現金はこれを人に貸して利子を取り、以て永く學校の基本金となし、又區民からは、子女の有無に拘らず、戸毎に年額二歩の教育費を賦課して、一年二期にこれを徴收し、かの基本金の利子と合して、これを學校維持の經常費に充て、然もこれ等金錢の出納は、總て區の公吏をして管掌せしめ、更に市の公吏がこれを總轄することとし、一切官費から獨立するといふの經理方法になつてゐたのである。そして教員の任命は府がこれをなすのであるが、その給料は市からこれを仕拂ひ、然もその額多きは月俸十二三兩、少なきは三四兩といふのであるから、當時の物價相場から見ても、相當の待遇であつたことが判る。その他、學校の近傍に町會所の席を設けて町役人の出張所となし、そして公吏が公務を執る傍ら児童の世話にも當るやうにしたことや、巡講師十名を置いて、月に六回學校を巡歴して講義をなさしめ、その講席には、區内各戸より一人宛は必ず出席せしめてこ

れを聽講させたこと等は、取りも直さず、公吏の學校管理から、父兄の教育、更に進んでは學校中心の社會教育に至るまで、如實に行つたものである。これ等のことは、凡そ小學校の設置及び維持、その管理及び監督、乃至は小學校と外部社會との關係等に就て、今日の最も進んだ邦國に於て支配してゐる諸々の主義・方法が、たとひ素朴な姿に於てとはいへ、殆ど皆行はれてゐたことを示してゐるのである。授業が午前八時に始まつて午後四時に終り、科業が「イロハ五十韻より用文章等の手習、九九の數、加減乗除、比例等の算術に至り、句讀は府縣名、國畫、翻譯、地理、窮理書、經濟書の初歩を授け、或は譯書の不足ある所は姑く漢書を以て補ひ、習字・算術・句讀・暗誦各等を分ち、毎月吟味の法を行」つたことは、その課程の漸進性と科目の多方向性に於て、舊時の寺子屋のそれに比べて遙に進んだものであり、「學校の内極めて清楚、壁に疵附くるものなく、座を汚すものなく、妄語せず、亂足せず、取締の法行届かざる所なし。」との記述は、訓練及び教室管理の頗るよく配意せられたことを物語り、更に「春秋二度の大試業には、教育者は勿論、平日教授に關らざる者にも皆學校に出席し、府の知參事より年寄に至るまで、躬ら生徒に接して業を試み、其甲乙に従つて筆紙書籍等の褒美を與ふるを例とす。故に此時に出席する官員並に年寄は、試業の事と立會の事と兩様を兼ねるなり。」とあるのは、學校とその管理者・監

督者との協調共力が、極めて自然的に且頗る深刻に行はれてゐたことを想はせる。これ等を備さに観察したる大教育家福澤諭吉が、國民が品性を養ひ、事理を辨へ、家族互に輯睦し、風俗を純美にし、國法を遵守し、職業に勤しんで生産に努め、公民たるの權利と義務とを遂行し、對外的の品位と材能とをも修得するの根本は、實に茲にあると論斷し、「他の府縣も亦此法に倣て學校を建てざるものなかるべし。」と豫言し、「文明開化の名を實にし、我日本國をして九鼎大呂より重からしめんには、此子女に依頼せずして他に求むべきの道あらざるなり。」と揚言してゐるのは、洵に意味深いものである。

京都のこの小學校建設は、直に府下に影響を及ぼし、郡部に於ても續續として小學校設置の舉に出たことも亦、忘るべからざるものである。例へば、龜岡藩では、明治二年十一月に藩立小學校を龜岡の市街に設けて、一般の子弟に讀書・算術・習字を教授するの端緒を開き、峰山藩では、明治の初年に峰山の市中不斷町に一の小學校を設置して、専ら町村平民子弟の入學を奨勵し、又宮津藩でも、明治四年正月に宮津の町に小學校の設立を許可し、有志の子弟に入學せしめたのである。かうした影響をさへ四隣に與へつつ、京都こそは、早くも明治維新の初に當つて、極力小學校の設置に努めた點に於て、明治教育史上に特筆せらるべき地位を有し、寺子屋から小學校へ

の移動轉向の最も迅速に最も急激に行はれた所なのである。随つて寺子屋といふものの跡が、比較的早く拭はれてしまつてゐるのであつて、現に著者が稍久しき以前に寺子屋の調査をなしたる際にも、京都は他の地方に較べて、その資料の蒐集に最も困難を感じた所の一であつた。とにかく京都は、寺子屋から小學校への移動轉向の殆ど一舉に行はれたる點に於て、東京とは全然その情勢を異にし、正さに他の對極に立つてゐる型を示すものと言つてよい。

四

これ等兩型の中間を進んだもの、寧ろ大體に於てそれ等の混合型を示すものと見らるべきは、實に大阪に於けるそれであつた。大阪は、徳川時代に於て寺子屋の頗るよく普及し且甚だ繁榮した所であつて、寺子屋なる呼稱の如きも實はその起原をこの地に發したものであり、この地の寺子屋は、時には江戸のそれをも陵駕したと思はれる程の股賑隆昌をさへ現はしたことがある。元來、大阪は町人の都であり、商賣の都であり、富の都であつた。そして古來の沿革や幕府の政策やその他種種の關係からして、武士階級といふものの殆ど存しなかつた所であり、形式はともあれ實質に於ては、自由都市であつたとも言ひ得られる土地であつた。随つて幕府直轄の學校も無

ければ、藩學も無く、やや高い程度の教育機關としては、徳川時代の中末期に起つた懷徳堂を中心とする私塾があつた位のものである。その上、凡そ學問として市民自らが要求した所のものは、日日の算筆に不自由無きを限度とし、讀書の如きも四書に及ぶことは稀であり、それも醫者や僧侶はとにかく、町人で漢籍を涉獵し窮理に傾くのは、寧ろ彼等の忌む所であつたのである。かくて實用主義・職業本位の色彩を發揮して、庶民童蒙の初等教育を行つた寺子屋が、この地に於て頗るよく發達し、普及し、繁昌したのは、蓋し當然のことであつた。事實、天保から弘化へかけての大阪市内寺子屋の隆盛は、殆ど全國にその比類無く、かの大鹽の騷亂のあつた前後の頃の如きは、大阪市民の被むつた生活上の脅威は可なり甚だしかつたに拘らず、寺子屋がさまでの打撃を受けなかつたことは、市内有力の寺子屋のこの頃に起つてゐるもの頗る多いによつても判るのである。

然し明治維新の際に受けた大阪の經濟上の打撃は、主として商家に立脚してゐたこの地の寺子屋には、大きな影響を與へたものである。又明治の初年に於ける府當局の方針は、寧ろ京都と同じく寺子屋を廢して小學校を起さうとするにあつて、これが爲に補助金の下附をも政府に請ふてゐる。けれども、あらゆる方面の經營に於て非常に忙がしい事情に置かれた大阪にあつては、直

に京都の先蹤を踏むことは、當局の熱意と努力とに拘らず、事實に於て到底許されなかつたのである。かくて寺子屋は可なりに頻繁な廢開を示しながらも、その大多數は猶保存せられてゐたのである。然し、寺子屋を廢して小學校を設置しようとする當局の方針は、かかる間にも絶えず持續せられてゐたのであつて、現に明治五年の學制頒布の際の如きも、謠曲及び裁縫を授けるもの外は、總じて寺子屋を廢止すべきことを命じてゐるの一事を以てしても、それが領かれる。けれども、あの大きな都會の夥だしき兒童に對して、これを收容するに足る澤山の小學校を一舉に新設することは、事情上到底出来なかつた所である。是に於てか東京と同じく、寺院をその場所に當てて小學校を開き、これを以て寺子屋に代へることが企圖せられ、且實行せられた。當時の有様に就ては、記録の上でこれを詳はしく知り得べき資料が無く、又實際に體驗した當事者の實歴談を聞き得る機会もまだ持たないのであるが、然し幸にも、大阪と全然その事情を同じうした堺市の寺子屋師匠吉田虎次の懷舊談をば私は聴くことを得たのであつて、それは這般の消息を次の如くに物語つてゐる。曰く、或日突然、寺子屋師匠の總てが知事の下に呼出され、本日より寺子屋を廢すべき旨命ぜられ、師匠の中の寺田清三郎・住真一郎・田中米造・河邊和一郎・上田信麿・小林麟作及び自分は辭命を受けて、何番學校といつて、それは多くは寺であつたが、そこに

秦職すべきことを命ぜられた。よつて翌日からは、これまでの兒童數十名を率ゐてその寺院に至り、二三の寺子屋が合して、始の中は各々元の自分の生徒を自分が教へて、寺子屋と同じ事をしてゐたのであるが、尋で新たに學級を編制し、明治八年頃になつてやや學校の體裁を具へるに至つた、云云。明治八年といふのは、大阪に始めて府立師範學校の設けられた年である。とにかく斯うした有様で、公立の小學校が段々と出來ては來たが、然しそれだけでは元より足りない。そこで一旦廢止せられた舊時の寺子屋が、更にその姿を變へて私立小學校として再興せられ、そして當局の公認を得ることに成つたのであつて、この點に於ては、前に述べた東京のそれと頗る相似た經過を取つて、寺子屋が小學校にまで變つて來たのである。大阪に於ける徳川時代の寺子屋から、明治時代の小學校と成つて存続されたる著名な私立學校は、概ねかうした沿革を有つてゐるのであつて、例へば村上氏の玄一堂の如き、泉原氏の文淵堂の如き、孰れも明治五年に一度は廢止せられてゐるのである。又寺子屋師匠の中には、新設の府立師範學校に入つて當時の所謂新教授法を學び、然る後これを己が私立小學校に實施した者も少なくなつたのであつて、例へば龍雲堂の師匠根來忠次郎の如きも、明治八年に府立師範學校の設けられるや、率先これに入學した一人であつた。かくの如くにして、多くの寺子屋は學制改革の後も、私立小學校として公立の

小學校を補つて、大阪の初等教育の一半を充當したのであるが、公立小學校が次第に増設せられ、その設備に於てもその内容に於ても、段段整頓し來るにつれて、私立小學校は漸次にその影を潜め、中には補習學校程度のもので成つたものもあり、所謂小學校に類する各種學校と成つたものもあり、明治の末期に至つては、私立小學校として存したのは、極めて寥寥たるものであつた。この點に於て、東京の私立小學校が、より廣い地盤と、より固い結束と、そしてより永い持續とを有つたのに較ぶれば、そこに大きな徑庭がある。これを要するに、大阪は東京と京都との中間を行つたものと見られる。

五

廣く眼を放つて三府以外の諸地方を眺めると、大體に於て大阪と同じく、混合型の姿を取つて寺子屋から小學校への轉向が行はれたやうである。勿論その詳細な有様に至つては、都市と村落、商邑と田園といつたやうに、土地の情況によつて多少その趣を異にする所もあつたけれども、とにかく學制の頒布を轉機として、その推移が着着として實行せられたのである。言ふまでもなく、徳川時代の末期に於ては、寺子屋は既に全國に普及してゐたのであつて、いかなる山村水郭でも、

簡易型の寺子屋を見ざる所は無かつたのである。そしてこの情態は、明治維新の政變にもさしたる影響を蒙むらず、明治時代に入つてから後も暫くの間は、寺子屋が相當によく榮えてゐたのである。然しその内容に至つては、概ね依然として舊態を墨守し、到底新時代の要求を充たすに足るものではなかつたから、可なり多くの地方に於ては、明治の新政と共に早くも新教育の必要を認めて、小學校新設の方途が、先づ官憲の手によつて講ぜられたのであり、又さうした運動の、民間有志の力によつて企てられた所も絶無ではない。かくて、明治の初から學制の頒布に至るまでの四五年間こそは、小學校、少なくともその前身とも見らるべき學校の萌芽が、若干の地方に於ては踵を接して現はれ來たり、従前行はれてゐた寺子屋教育に對して、次第に改新の氣運を醸成してゐたのである。その最も早く現はれたものに關して、私は既に前節に於て二三を擧げておいたのであるが、今やその他に就て茲にこれを述べようと思ふ。

前に擧げた所との關聯上、先づかの沼津の兵學校附屬小學校にその範を取つたと思はれる靜岡縣下に於ける情況に就て述べると、茲では前にも一言しておいた如く、明治三年七月に靜岡・沼津・田中・小島・掛川・濱松・新居・横須賀・相良・中泉等、廣く駿遠の各地に小學校を建てたのであるが、その當時靜岡藩廳から各地へ出した布令は、

此度靜岡沼津其外各所エ小學校御取設相成候ニ付、御藩中士族子弟厄介等ニ至ル迄入學致シ、孰モ別紙掟書之通堅相守出精候様厚世話可被致候。尤小學校頭取以下教授方人選其外學事都而學校掛向山黃村河田瀨西周取扱タルベク候。御入用筋之義ハ其場所頭々ヨリ右三人エ申談取調申立様可被致候事。但家來農商ニ至ル迄有志之者ハ入學御差免可相成候事。といふのであつて、その所謂掟書は次の如くである。

小學生之事

- 第一條 小學校之儀は最寄住居士族之向並最寄在方有志之者共、通稽古之爲御設有之候事。
- 第二條 童子七八歳にて素讀、手習致候様相成候者は、其父若父無者は兄又は後見人又は母親にても小學校頭取へ別紙案文之通願短冊三枚づゝ差出し、入門相願童生に相成候事。但右願短冊之内二枚は小學校頭取より正月七月二季に取括、靜岡沼津兩學校頭取え差出し、一枚は其小學校控たるべき事。
- 第三條 十八歳以下之者は小學生と相唱、十九歳以上之者は小學員外生と相唱可申事。
- 第四條 小學校稽古人修業料並謝禮之義、其父兄後見人又は母親より左之通可相納事。入門之送束脩金百疋 毎月修業料金壹朱ツ、盆暮教師一統へ謝禮金百疋ツ。

第五條 貧窮に付弟子厄介のため修業料其外難に相納もの、士族は頭支配、農商は支配地方役え可願出候。左候は、其頭支配より小學校頭取え書付を以て相斷、役所金之内より其者え修業料納方相辨候事。

第六條 各所小學校修業人之義自然居住替致候節は、是迄罷出居候小學校頭取より之送狀持參候へば、移住先之小學校え入門之節、別段入門料差出に不及候事。

第七條 小學修業は年期無之事。尤學校資業生入相願候ものは十八歳限之事。

第八條 机書籍筆紙硯墨等は自分入用之事。但十八史略以上之書籍は殊に寄候は、場所限貸渡にも相成、且又紙筆等は拂渡にも相成候分有之候間、拂下ケ相成候とも勝手次第之事。

第九條 貧窮之筋申立別段願書差出候者は、右入用品等惣て貸渡に相成候儀も有之、其節は右小學生掃除番並に居殘之役等相心得可申事。

第十條 總て修業人進退は小學校頭取初教授方之差圖に隨ひ、行儀正敷、騒ケ敷儀無之様可致事。

第十一條 若怠惰亂暴之所業又は師命を奉ぜざる事有之節は、捧滿默坐逗校禁足或は罰格之賤役等不可逃事。

第十二條 總て童生怠惰不行儀等の儀は、其責父兄に係り候儀に付、願短冊差出候者精々折檻等相加候儀勿論之事。

第十三條 小學校内にて貸渡之書籍器械等取扱不_レ宜より破損に及候節は、其破損之大小に準じ小學校頭取より償申付候間、右之段其父兄より兼て厚く可_レ申聞置事。

第十四條 總て小學生之内にて歳之長幼、入學の早晚等に隨ひ、小學生世話掛並順番行事等申付候は、小學校頭取之權に有_レ之、其撰に當り其順に廻候者異儀なく師命を奉じ可_レ申事。

學課之事

第十五條 小學之課程は左之通

讀書、手習、算術、地理、體操、劍術、水練、講釋聽聞。

右日課定書之通修業可_レ致事。

初級 讀書 三字經、大統歌、逸史題辭、孝經、四書

○手習 いろは、片假名、數字、名頭、國畫、往來物

○算術 數字、加減乗除

一級 讀書 五經 ○文章 私用、公用 ○算術 度量、權衡、諸等、加減乗除、分數、

全部 ○皇國地理 ○劍術

二級 讀書 十八史略、國史略、元明史略 ○文章 設題私用文 ○算術 比例式全部

三級 讀書 國史略大意講解、英佛語學初歩 ○文章 設題公用文 ○算術 開平、開立、

雜題、復習、算盤用法

第十六條 讀書、手習、算術は四級有_レ之、勉強致し上級に登候様可_二心掛_一、地理は第一級より相始、洋語は第三級相濟候後より相始可_レ申事。

第十七條 第三級之小學生進方宜しく、課業表中に載候課程よりも分外に抄取候者は、其望に任せ論孟之輪講、左傳蒙求之會讀、英佛語學は會話之類まで、算術は級數對數表之用法教授致し可_レ遣事。

第十八條 體操は休日を除く之外、日々一小時演習致し、身體之強壯を養ひ可_レ申、講釋聽聞は日曜日朝毎に出席致し德義之方向を辨候様可_レ致。此兩科は必らず校内にて修業可_レ致、水練は毎夏土用中稽古可_レ致。右は別に規則書有_レ之候事。

第十九條 讀書、手習、算術之三課は、若其父兄自宅にて授業致し度旨相願候歟、又は漢人之法帖、名家之墨帖等爲_レ學度相願候時は、相許可_レ申に付、右之仔細願短冊中へ書込可_レ申事。

第二十條 自宅にて稽古致候連、後年に至、文武學校入相願試業請候節、右に托し小學課表中之定課を否み候儀不_二相成_一候事。尤小學試業之節は字様の雅俗を不_レ論、只字畫之正否と公私用文試題之内にて文意貫通とを主にいたし候事。

休業之事

第二十一條 定式之休業は左之通

日曜日 五節句 七月十三日より十六日まで 十二月廿一日より正月七日まで 四月十七日

八朔 主上御誕生日九月廿二日 鎮守祭禮 二月初午 夏土用中

第二十二條 右之外小學校頭取之見計にて、時宜に寄、稽古早仕舞又は休業等いたし候事も有_レ之候事。

教授方之事

第二十三條 各所小學校之儀は静岡沼津兩學校頭取之管轄にて、學業之定課、教授法之撰任も右頭取之取捨に有_レ之候得共、其外、總て校内之諸事は小學校頭取之任に有_レ之候事。

第二十四條 兩學校頭取より小學校教授方之内にて器幹有_レ之候者を一人相撰、小學校頭取を申付、總て校内之諸事を令_二管轄_一事。

第二十五條 小學校頭取病氣又は差合にて引籠候節は、筆頭の教授方右頭取之代相心得候事。尤引籠五十日以上に相成候はゞ、筆頭之教授方より其段兩學校へ可_レ届出_一候事。

第二十六條 右頭取は素讀、手習、算術、體操之學術に拘らず、年齢、器幹之二つにて致_二撰仕_一候事。若相當之人無_レ之時は兩學校教授方之内より勤候ことも可_レ有_レ之候事。

第二十七條 月々之試業、三級之進退等小學生之褒貶賞罰は、悉く小學校頭取之差圖に有_レ之候事。但管杖は堅禁制之事。

第二十八條 小學校諸學術之教授方は總て小學校頭取之差圖を受、銘々受持之學課を教授可_レ致事。

第二十九條 諸學術之教授方は、いづれも特に小學生之授業而已ならず、其進退周旋をも律正し、躁雜混亂之事無_レ之様差圖致し、且一々怠惰を點檢し、若不行儀之者於_レ有_レ之は、頭取え申立、夫々相當之罰可_レ申付_一事。但頑兇躁嘩妄語抔申候様之小學生は其願名目人え申談、重き罰格にて致_二折檻_一候上、尙又自悔之意無_レ之候はゞ放逐いたし候て不_レ苦候事。尤致_二放逐_一候節は其段兩學校頭取え可_レ相届_一事。

第三十條 諸學科之教授方同心協力總て偏執之念なく教授致候は勿論、小學生之進方可_レ成丈、

一科に偏勝不_レ致様心得可_レ申。尤天稟に寄、彼に勝れ是に劣り候は自然可_レ有_レ之候得共、授業は成丈平等に行届候様精々可_レ申合_一事。

第三十一條 小學校頭取並教授方病氣之儀は、兵學校教授方掟書に見合可_レ申事。尤百日以上に相成候得ば役儀可_レ差許_一事。

第三十二條 右教授方病氣届は小學校頭取え可_レ差出_一、小學校頭取之病氣届は筆頭之教授方え可_レ差出_一事。

第三十三條 兩學校頭取より教授方之内相撰、不時見廻之者差出候事も有_レ之候間、兼て其段心得可_レ罷在_一事。

第三十四條 盆暮謝禮並入門之節、束脩之外謝儀は一切請取申間敷事。

第三十五條 小學校授業之暇宅稽古致候儀不_レ苦候得共、五人迄に限候事。

第三十六條 稽古人百人以下之小學校にては、頭取又は教授之内壹人校内に住居いたし萬事心得可_レ申。尤第九條之有無に拘らず、小學生員外生とも輪番に掃除等爲_二心得_一、別段湯吞所之者無_レ之事。

第三十七條 稽古人百人以上之小學校へは、最寄勤番組之内より湯吞所之者壹人申付、校内に

住居之上掃除使等爲「心得」候事。尤右之者手當之儀は修業料之内より相辨候事。

第三十八條 稽古人貳百人以上に相成候は、校内俗務方壹人申付候事。

第三十九條 修業料遣拂之儀は日々入用之薪炭を初、小學生其外小修履に相用、猶餘金有之候は、積金に致し置、稽古道具等相調候様可「致事」。但校内俗事向之儀は教授方之内月々順番を以相心得、臨時遣拂之品は頭取へ申立、定式之品は右月番にて取計置候事。

第四十條 凡校内之經濟は頭取を委任有之候儀に付、月番教授方之取計方綿密に注意致し不都合之廉無之様心掛、出納諸勘定月々明細に取調、半ヶ年毎に取括、毎年正月七月兩度に兩學校頭取へ可「差出」事。

第四十一條 毎年正月七月兩度別紙案書第二之通、小學生之行狀學業之進方等委しく相認差出候様可「致事」。

右之條々此度再議之上相定候條、當午年正月より施行すべきもの也。

明治三年午年正月改正

別紙案書第一

入學之節案文

年月日
入學奉願候書付
父兄名
當人 姓名 年齢
出生年月
住所
讀書
手習
算術
願人 姓名
願人宿所
地理
體操劍術
水泳

第十篇 寺子屋から小学校へ

別紙案書第二

小學生 年齢
讀書
手習
算術
地理
體操
劍術
水泳
行狀

この掟書は、その第三十一條に於ても若干觸れてゐる如く、元來沼津の兵學校附屬小學校のそれに倣つて起草されたものであるが、然し彼が徳川家の一學校の掟書であつたのに比べて、此はとにかく静岡藩下駿遠二州の各地に行はれた公的のものである。そしてそこには、教科目及びその教材並びにこれが程度をも示した教科課程表が載つてゐ、年に二回の試業即ち成績考査の方法から、その結果を個人別の成績表に調製して當局に差出さしめる様式に至るまで、掲げられてゐ、その考査に於ては、「字儀の雅俗を不論只字畫の正否と公私用文試題之中にて文意貫通とを主に」すべきことを明示して、斷然實用主義・生活主義を標榜してゐる。又「總て校内之諸事は小學校頭取之任に有之候事。」と謳つて、校長の職務を規定し、毎月の成績考査や、生徒の進級の認定や、褒貶賞罰は勿論、世話掛・順番行事の指揮命令等に至るまで、擧げてこれを校長の權限に歸せしめ、猶且生徒の訓育が教師と父兄との共同事業たることを明かにして、學校の訓練は相當嚴格にすべきことを示し、然も「笞杖は堅禁制之事。」と規定して、體罰はこれを禁じてゐるのである。各教科目擔當の教員に對しては、「いづれも特に小學生之授業而已ならず、其進退周旋をも律正し云云」と明記して、小學校教師の職務が決して學術の教授のみでなく、子弟の訓練も亦實にその要務たることを示し、又「小學校諸學術之教授方は總て小學頭取之差圖を受、銘々受持

之學課を教授可致事。」と謳ひ、「諸學科之教授方同心協力總て偏執之念なく教授致候は勿論、小學生之進方可成丈、一科に偏勝不致様心得可申。尤天稟に寄、彼に勝れ是に劣り候は自然可有之候得共、授業は成丈平等に行届候様精々可申合事。」と掲げて、天稟素質による成績の長所短所は充分に認めながらも、猶どこまでも所謂調和均齊の發達を目指して努力すべきことを示してゐること等は、就中最も注目すべき所に屬する。更に體操は、休日を除く外は毎日一時間づつこれを課して「身體之強壯を養はしめ、講釋聽聞即ち今日の修身に當るものは、日曜日の朝毎にこれを施して、必ず出席聽聞せしめ、この兩科目は必ず學校内に於てこれを修業せしめ、この外夏季には水泳を練習せしめたことや、學校事務は教員が輪番にこれに當り、その上、生徒數が百人以下の學校では、校長又は教員の中の一人が、必ず校内に居住して萬事の取締に任じ、百人以上の所では、別に一人の小使を置くことにしてあることや、その他學校の會計、教職員の外心得に關する事項等も規定せられてゐて、教職員は、一定の束脩・授業料及び盆暮の謝禮金の外は、一切謝儀を受けてはならないこと、學校の授業以外の宅稽古は五人を超えてはならないこと、又學校の會計はよく收支を量り、餘金はこれを積立てて校具購入の資に供すること等に至るまで、殆ど遺憾なく規定せられてゐる。そして諸學校全體の管理監督に就ては、静岡・沼津の兩學校が

親學校となつて諸他の學校を統一することに仕組まれてゐたのである。全篇四十有一個條の條文と二つの案書附録とから成つてゐるこの掟書こそは、實に明治三年正月のものとしては、まことに驚くばかりよく整つた小學校規程ではないか。そしてこれ等の條文中に於ては、校長を頭取といひ、教員を教授方といひ、入學願書を願短冊といひ、學習を稽古といひ、懲戒を折檻といひ、學校事務を校内俗務といひ、その他かうした呼稱は、今日から見れば大分違つてゐるが、然も徳川時代の寺子屋に於けるそれ等と比較して見ると、随分變つてゐるのであつて、寺子屋から小學校への變遷が、かうした學校關係用語の推移の上にも現はれてゐるのも、私達の興味を唆る所であるが、特に私に取つて頗る感慨の深いものは、當時の學校掛であり、この小學校規程の起草に當つた三人中の一人たる西周が、後明治十四年六月に文部省御用掛として東京師範學校の校務囑託となり、同十八年八月に森有禮が同校の監督を仰付けられるまで四個年有餘、事實に於て第六代目の校長の仕事に従事した方であつたこと、これである。

この静岡藩の例に直ぐ倣つて建てられたものは、徳島藩で明治四年に起された小學校である。即ち茲では、後に文部大臣になつた蜂須賀茂昭が當時藩主であつたが、その盡力によつて名島郡出來島なる舊藩主隱居處に西小學校を造り、同郡寺島本町に南小學校を設け、同郡助住町に北小

學校を置いたのである。これ等の小學校には、士族及び卒の子弟は必ず入學させたのであるが、又庶民有志者の子をも收容したのであるから、士庶共學のものであつた。その規則は次の如くであつて、これを讀むと、それが静岡縣の小學校に倣つたものであることが判る。

徳島藩小學校規則

一 小學校ハ士族卒八歳ヨリ十一歳ニ到迄ノ者通ヒ稽古ノタメ開候事故、右年齢ノ者ハ必入學可レ致、八歳以下ニテモ入學願出候ハ、差許可レ申、庶人タリトモ有志ノ者願出候得者同斷差許候事。

但士族卒病身或ハ虚弱ニテ入學難ニ相調ニ向ハ父兄親類ヨリ病院ノ證書相添小學校頭取迄申出候事。

一 入學ノ節ハ父兄ヨリ願出、幼少ノ本人ハ親類ヨリ願出可レ申、右願出方ハ案文ノ通三枚相認小學校頭取迄差出候事。

一 十八歳以上ノ者入學致候ハ、員外生ト相唱候事。

一 小學生修業料トシテ毎月金壹朱宛差出候事。

一 卒以下貧窮ニ付右修業料難ニ相調ニモノハ其長官ヨリ書付ヲ以可ニ申出候。情實ニ寄許容致候

儀モ可有之事。

- 一 小學生居住移轉ノ節其地方小學校へ罷出候ニハ是迄ノ小學校ヨリ送狀可ニ相渡之事。
- 一 稽古入用ノ品ハ總テ自分用意ノ事。
- 一 貧窮ノ筋申立別段願書差出候者ハ右入用ノ品貸渡ニ相成候儀モ可有之、其節ハ掃除等ノ賤役可ニ申付之事。
- 一 貸渡ノ諸品取扱不レ宜ヨリ破損ニ及候節ハ、其破損ノ大小ニ準ジ償可ニ申付候間其旨願人ヨリ厚可ニ申聞置之事。
- 一 修業人出入進退ハ小學校頭取教授方ノ命令ニ隨ヒ、行儀正敷、騒ケ敷儀無レ之様可ニ致事。
- 一 若忘情命令ヲ奉ゼザル者ハ相應ノ譴罰可ニ申付之事。
- 一 總テ童生ノ怠惰不行儀等ハ平素父兄ノ教育不ニ行届ニ寄候事ニ付、願出候者重々訓戒相加置度事。
- 一 暴戻放肆猥談妄語不都合ノ所業有レ之、數度譴責ヲ加へ猶悔悟ノ意無レ之候ハ、放逐可ニ申付之事。
- 一 小學生ノ内ニテ學業ノ甲乙、歳ノ長幼、入學ノ早晚ニ隨ヒ世話掛並順番行事等可ニ申付、其撰

ニ當リ其順ニ廻リ候者異儀ナク命令ヲ奉可ニ申事。

- 一 不參三日以上ハ頭取迄必届可ニ致、拾五日以上ハ其旨趣申出、病氣ハ病院ノ證書相添届可ニ致、六拾日以上ハ級ヲ除キ出席ノ上改メテ試業シ級相定候事。

學課目 讀書 手習 算術 地理 體操 劍術 水練 講釋聽聞

但體操劍術水練ハ旨趣有レ之難ニ相調候ハ、其趣意小學校頭取迄書付ヲ以可ニ願出、病氣ハ病院證書相添差出且願書各課系内へ御免奉願ト認入差出可ニ申事。

- 一 毎月各課吟味ノ上等級ヲ定候事。

一手習ハ其父兄自宅ニテ授業イタシ又ハ古人ノ法帖名家ノ墨帖爲レ學度相願候時ハ差許可ニ申ニ付、其旨頭取へ申出且願書中手習ノ系内ノ宅稽古又ハ其旨趣認入可ニ申事。

一 試業ハ字様ノ雅俗ヲ不レ論、字畫ハ端正、試題ハ文意貫通ヲ主ニ致候事故、自宅ニテ稽古致シ候迪モ、小學校試業ノ節定課ヲ否ミ候儀不ニ相成候事。

一 讀書手習算術ハ四級有レ之、勉強致シ上級ニ登リ試業ヲ經、兵學校又ハ中學校へ登リ候様可ニ心懸、地理ハ第一級ヨリ相始メ、洋語ハ第三級ニ進候上相始可ニ申候。

一 第三級ノ小學生進方宜、課業表ヨリ分外ニ進ミ候者ハ其望ニ任セ相應ノ輪講會讀等致サセ、

英佛語學ハ會話ノ類迄、算術ハ級數對數表ノ用法學バセ候事。

一體操ハ休日ヲ除クノ外日々一小時間演習致シ身體之強壯ヲ養ヒ可申、講釋聽聞ハ水曜日三時出席致シ德義ノ方向ヲ辨候様可致、水練ハ每夏土用中稽古可致事。

放學 日曜日、上元、上巳、端午、七夕、重陽、天長節、春秋兩社、春秋釋奠、七月十一日ヨリ十七日迄、十二月廿一日ヨリ正月十日迄、夏土用中。

右之外小學校頭取ノ見計ニテ時宜ニ寄早仕舞又ハ休業致サセ候事モ有之候事。
罰科 放逐、貶級、停試、洒掃、捧滿默座。

入學願案文

年號何年干支月何日
入學奉願書附
父兄ノ名
當人姓名年齡
出生年月

但士族ハ肩書ニ不及卒以下士官在勤ハ官名
嫡子或何男

住所	何島何丁何側何ヨリ何軒目
讀書	地理
手習	體操
算術	水練
願人姓名	父兄ナレバ父兄ノ姓名親類ナレバ親類ノ姓名
願人宿所	何島何丁何側何ヨリ何軒目
	何氏何某

又その課程教科用書は次の如くである

讀書	初級	三字經 大統歌 孝經 四書 小學
手習	級級	五經
	二級	十八史略 國史略 元明史略
	三級	三史略大意講解 英語學初歩 佛語學初歩
公用文章		私用文章
設題		私用文章
設題		私用文章

算術	數	字	度量權衡	比例式全部	開平開立
	加	減	諸等加減乘除		雜題復習
地理	乘	除	分數全部		算盤用法
體操					
劍術					
水練					
講釋聽聞					

この徳島小學校規則に於て特に訝え響いてゐる點は、この小學校教育が、凡そ藩内の士族及び卒の子弟全部に加へられた義務教育であり、強迫教育であり、猶且平民の子弟有志者の就學をも含んでゐたこと、これである。

静岡藩や徳島藩の如く整つた規程を有つてゐたかどうかは判らないが、とにかく當時官憲の手によつて士庶子弟の就學の爲に建てられた小學校の實例が、外にも段段とあるのであつて、例へ

ば、近畿地方に就てその一二を挙げると、但馬の豊岡藩では、明治三年六月に市内十町の爲に立正寺といふ寺院に小學校を置いたのであつて、同月廿七日に司民局から中市長へ、

近者文運日ニ盛ニ相成候ニ付テハ庶人ニ於テモ書籍ニ涉ラザレバ今日之事務ニ差支ヘ候間、此度市中小學校取建、立正寺庫裏相用、益後ヨリ開業ニ及候ニ付、子弟有志之者共入學可レ致、尤願望之者ハ前廉居町少市長ヲ以テ右掛ヘ可レ申込事。

右之趣十町小前末々マデ無ニ遺漏ニ可ニ申付者也。の達を發してゐる。又志摩の鳥羽藩でも、明治三年十月に藩費尙志館内に小學校を設けたのであつて、同月五日の達は次の如くである。

此度學校内小學校取建近々御開相成、童幼ノ者ニ習書併算術等爲ニ相學ニ候依テハ右之者共差出爲ニ相學ニ候様可レ致候。時勢柄御多端ニハ候得共教育ノ道厚ク御世話モ有レ之候ヨリ、右ノ通之義ニ付於ニ親々ニモ篤ト御趣意ヲ體認シ、眞實ニ學候様申付可ニ差出ニ候。學方等ニ學校教授ノ者且掛モ被ニ仰付ニ候間右ノ内エ申談候様可レ致候事。

掛リ員 習書掛四員 算術掛四員
右ニ付爲ニ相學ニ候童幼ノ者名前書來ル十日四ツ時迄ニ別紙ノ通相認メ尙志館エ可ニ差出ニ事。

庚午十月

藩學校

別紙雛形紙
半紙半枚

何々ノ誰 作次男
或ハ何

何之誰

庚午十月十日

當年何歳

教員には習書掛と算術掛とだけあつて、讀書掛の無いのは、讀書は尙志館の教授が素讀を授けることに成つてゐたからである。茲では右の達にも明かに謳つてゐる通り、農工商皆入學を許したのであるが、實際に於て入學した者は概して士分の子弟であつて、農工商の子はやはり寺子屋に通つたことである。

小學所といふ名で、比較的大規模に計畫され且實施されたのは、北陸加賀藩のそれであつた。即ち茲では、明治三年十一月に、次の如き小學所仕法なるものが定められた。それは、

一 小學所金澤市中に於て先五ヶ所御取開相成候事。卯辰山小學、梅本町小學、高岡町小學、河

原町小學、小立野小學。但し卯辰山小學は小學生入塾所之事。

一 四民共小學所入學不_レ差支_二事。

一 入門日は毎月二日之事。但朝四つ時より九ツ時を限。入門之節常服名札持參小學所之指出可_レ申、願紙面指出不_レ及事。

一 教導科目 素讀並解讀 習字 算術。但朝五ツ時より四半時迄素讀解讀並算術、晝九半時より七時迄習字並千字文誦讀、萬國國盡し等を教ゆ。

一 小學所教師學校より御指配、雜用は會社持にて炭疊等割符取立、餘は上より御引足之事。

但入門之節束脩及び毎歳七月十二月謝義二貫文宛差出割符小學所世話役承り合差出可_レ申事。

但謝義之儀は來七月より差出可_レ申事。

一 遠所等之者は請人相立、萬事受人引請可_レ申事。

一 小學校規則等は追て御布告に相成可_レ申事。

右小學所來十二月二日より取開之事。

茲では學校といへば、藩覺明倫堂を意味してゐたから、そこで新たに開かるべき四民共同教育の機關は小學所と稱せられ、その所在地名を冠らせて呼ばれたのであらう。そして入學が入門、

教科目が教導科目、保證人が受人、組合が會社と呼ばれてゐるなど、前に掲げた静岡徳島型の規程の用語と比べて興味を惹くが、その小學所規則を布告で頒布する考の表はれてゐるのは、彼はその規を一にしてゐる。やがて布告されたその規則を見ると、次の如くである。

小學規則

毎日八字より十二字迄素讀讀解並算術、一字より四字迄習字語學並地理學を教ゆ。生徒上下二等に分つ。解讀を上等とし素讀を下等とす。孝經大學論語孟子書經禮記を素讀す。各其席を分ち之を授く。上等生を三等に分ち、第一等を監讀とし、二等三等を生頭とし、下等生三員又は五員の素讀を下授す。然る後、教官之を再聽す。監讀生頭兼て生徒の勤惰缺席等を督察す。毎月一次素讀生を試む。試業の上、上等に入る。毎朝小學、國史略、十八史略等の書を上等生に口授す。教官之を主とる。上等生文義粗通の後中學に入る。

小學揭示

生徒昇堂及び退出之節教官之席に就き一禮可_レ致事。上等生を各席へ分配し素讀を下授せしむ。順番を以て早く出べき事。小學所へ入學致候者、他所の小學所へ轉學致候節、束脩に不_レ及事。轉學致候節、其ヶ所教官之印を受べき事。毎月三日午後、梅本町小學所に於て素讀試業之事。

上等生餘課を以會讀致すべき事。算術は讀書稽古濟候者其席に就くべき事。生徒教師之使呼に供し萬事違背すべからず事。御渡之品物大切に相心得べき事。掃除を主る者、當日早く出、書机火鉢及び湯水を取調、下駄等を齊整し、稽古相濟候は_レ堂上を掃除可_レ致事。貨幣貸借等堅不相成_レ候事。口論争鬭致候者は是非を擇ばず、双方を罰す。若無_レ謂彼より不法之所業致候は_レ其由教官へ達すべき事。放蕩之所業有_レ之者退學可_レ申付_レ事。

小學生徒心得

入學日毎月二日の事。但入學之節歳附等之名簿差出べき事。自分持參之品名札附置紛亂致間敷事。

缺席之節教官へ其由を達すべし。正課中他席へ行を禁ず。緊要の事あらば教官へ其由を達す。座列容儀を正しくし書籍等取亂す間敷事。生徒輪番を以掃除を主るべし。監讀之を督す。萬端教師差圖に従ひ我儘之行狀有間敷事。違背する者退學可_レ申付_レ事。朋友切磋之道遜讓を旨とし聊も争論致べからず。天長節及び一六佳節等放課之事。

小學舍中規則

訓導訓蒙各一員を寄宿し生徒及舍中諸件を總轄す。第一等生を監讀とし生徒の勤惰を督察す。

上等生を生頭とし各舎へ分配す。其舎の生徒を主とす。昇堂及起臥食用等總て擊柝に従ふべし。昇堂等の節上等生宜く同舎生を率ゆべし。各舎毎日輪番を以て堂上等を掃除し、毎月一次輪番庭前を掃除す。毎日晡時休課。病氣等にて退舎十五日滿れば等外へ出す。三十日滿れば放館す。

小學舎揭示

毎日掃除、生頭之指圖に従ひ清淨に致すべき事。生徒出入之節會計所之木札懸卸失念有べからず事。食事之節生徒食堂え相揃食用之事。教師は自分舎に於て食用之事。生徒昇堂後雜事掛火之元可見廻事。會計月算は濟算後五日を限り可指出事。親類等用事有之節應接舎に於て對談可致事。禁足者は禁足舎に於て謹慎有べき事。病氣及び忌中之節禁足舎に於て保養等可致、尤使用之外出舎を禁ず。休日の節前日放課後出舎、當日七時半時歸舎之事。

小學舎生心得

生徒相互に親睦隔意有間敷事。御渡之書籍及び器物等大切に相心得申べき事。諸論爭論等決して致間敷、若爭論に及候はゞ是非を擇ばず双方罰すべき事。食堂座列は席順を以相立可申事。猥に他舎え相集り申間敷事。外出並歸塾之節教官及び會計所え可相達事。門限六時より暮六時迄之事。塾規に違背する者は三日禁足、禁足三度に至れば放館す。生徒不法之事あらば生

頭より其由を教官に達すべし。若達せざれば生頭の落度たるべし。貨幣並無用之器具等一切所持致間敷事。舎中飲酒を禁ず。

この時建てた小學所は、日本教育史資料卷四所載石川縣取調の報告には五校とあり、同書卷十所掲加賀藩舊藩主前田利嗣取調の報告には六校となつてゐるが、暫らく前者に随つておく。尤も最初は五校であつたが、爾後漸次増加し、明治四年十二月には十一校となつてゐる。即ち前に擧げたる以外、淺野川小橋、長町、堅町、出羽町、石引町、百々女木町、小將町、材木町、柳町等にも設立し、始め創立した卯辰山、飛梅町、河原町の三校を廢したのである。これ等小學校の内容に就ては、「毎校ニ、訓導又ハ同加リ、訓蒙又ハ同加リ教員ヲ置キ、漢學素讀及講解並ニ數學習字ヲ教授ス。同年十一月皇國語學階梯、英佛等初學書ヲ加ヘ、正變二則ニ分チ教ユ。生徒ハ各校合テ貳千三百余人ナリ。費用支辨ハ初メ藩民兩途タリ。後總テ藩費ニ屬ス。」(日本教育史資料卷十舊加賀藩の部)といふ情態であつた。けれども、この年の四月に金澤縣から管下の士卒へ下した諭達に「從來學校ヲ設置スル所以ノモノハ、管内各民ノ子弟學業ヲ習修シ、身心ヲ發達シ、他日成器ノ上國家ノ用ニ供セント欲ルモ、悉ク私費ヲ以テ其學費ヲ辨ズル能ハザル者アリ。是ヲ以テ、政府ニ學校ヲ開キ、教官ヲ備ヘ、其子弟ヲ教育シ、以テ各其願意ヲ達セシメント欲ス。然レバ則

チ、各民ニ於テモ宜シク政府教育ノ厚キニ報ズルニ其費ノ半額ヲモ補助スベキナリ。然ルニ宿弊因襲ノ久シキ、往々此意ヲ體セザル者アリ。頃日管下ノ小學漸ク旺盛ノ域ニ至ラントスル者ハ、半ハ商民等ノ入金ニシテ、而シテ其生徒ニ至テハ、士卒却テ十ノ七八ニ居ル。何ゾ其ノ誤レルヤ。方今中小學改革ノ際、士族ナル者ハ定祿モ有レ之バ、宜シク費額ノ幾分ヲモ補助シ、以テ政府教育ノ意ニ答フベシ。「同上」とあるのを見ると、小學所の費用には、商民等からの入金が多く、然も就學した者には士卒の子弟が多かつたことが判る。尋でこれ等の小學校を金澤縣學校の所轄に移し、經費は官私兩途に由るの制に更めたけれども、時恰も廢藩置縣に際し、費用多端で繼續不能の爲、同五年四月に至り、悉くこれを閉ぢた。然るに同七月に政府が學制を頒布したので、各地に於て更に區學校を開き、從來存した寺子屋の子弟を茲に收容することになつたのである。

六

小學校といふ名を用ひず、市學校・鄉學校・教導所、又女兒のみを收容するもの場合には女學校と稱へて、寺子屋から小學校への過渡、その組織・内容からいへば、寺子屋よりは寧ろ小學校と見らるべき學校が、或は官憲の手により、或は民間の力によつて、建てられた所も亦若干あ

る。先づその官憲の手によつて建てられたものから挙げると、例へば、攝津の三田藩では、既に明治維新の始頃、藩廳の管理の下に市學校・鄉學校が設置せられたのであつて、その有様に關しては日本教育史資料卷一舊三田藩の部に、

平民子弟ヲ教育スルハ、市學校アリ、鄉學校アリ、其所在ニ就テ修學セシム。市學校ト稱スルハ、即舊藩主所在地三田町ニアリ。其他村落ニアルモノヲ鄉學校ト稱ス。計九校。皆最寄平民即チ農家ノ子弟ヲ入學セシム。其概制ハ下ノ如ク、恰モ現時ノ公立ニ髣髴タリ。尤モ右鄉市學校設立已前ハ、凡テ家塾重ニ寺子屋ノミナリシ。

鄉市學校概制

存廢ハ藩廳專ラ之ニ干涉シ、敢テ人民ノ自恣ニ任ズル事ナシ。

教科用書ハ各地ノ適宜トシ、或ハ算術ヲ兼ネ授ケシム。

教員ハ藩士ノ中其任ニ堪ユルモノヲ撰ミ、之ニ兼任セシム。且ツ學校在勤中ト雖其職名ヲ帶ビテ地方學校ニ勤務スルニ止マルヲ以、別段俸祿ヲ與フル等ノ事ナシ。

經費ハ、藩廳人民ヲ勸奨シテ寄附捐金セシメ、舊庄屋等ヲ世話掛トシ、舊社寺地又ハ新開地及伊勢講田(參宮ノ爲メ人民ノ醵金購入シタルモノ)等ノ全部又ハ幾部ノ作益米ヲ以テ雜費ニ充

テ、或ハ各戸ニ醜出セシム。

建物ハ舊社寺ノ別當ヲ廢セシニ依リ、此家屋ヲ以テ之ニ充テ、或ハ適當ノ家ヲ借入セシメ、或ハ醜金新築セシメシ等一様ナラズ。

其他教則學規試験ノ方法全タカラズ。

と報告されてゐるし、但馬の出石藩では、明治三年十一月、出石に市校を、村落に郷校を置いて、町人百姓の子弟を教育したのであつて、その時藩廳から市中へ出した達は次の如くである。

今般 朝旨奉戴藩政改革候ニ付テハ市中職吏モ追々才識ニ從ヒ令ニ進退候儀モ可有之、就テハ不_レ教責_レ成候次第ニ相成候テモ不便ノ至ニ候間、爲_ニ市中教育_ニ市校取開候間、望_ニ之者_ハ從_ニ來月二日_ニ罷出_ニ候事。但八木町本町宵田町裏町以東ハ舊尊重院へ罷出、田結庄町以西ハ眞覺寺へ可_ニ罷出_ニ候事。

右之趣市中不_レ洩様可_ニ相觸_ニ者也。

又郷中へ出したものも、初の部分には市中へのもと同文であつて、その次に、

爲_ニ郷中教育_ニ郷校取開候間、望_ニ之者_ハ從_ニ來月五日_ニ罷出_ニ候事。但山之内ハ久畑村光蓮寺、下郷ハ安良村善光寺、氣多郡ハ江原村玄光寺、養父郡ハ中村福應寺、美含郡ハ竹野村興長寺。

右之通可_ニ罷出_ニ候事。

と加へてある。孰れも寺院を以て校舎に充てたことが判る。又出石藩では、明治三年正月に出石に二つの女學校を置き、同じ但馬の豊岡藩でも、同年六月に豊岡に女學校を設けたのである。これ等は比較的小藩に於ける施設であるが、更に大藩に於ける一例を挙げると、高知藩の如きがそれである。この藩では、既に明治三年十月に藩廳から、

此度學制御改正ノ上、追々各地小學校等ノ御設モ可有_ニ之候得共、人民教育ノ儀ハ一日モ不_レ可_レ忽_レヲ以、士族卒民孰モ平日相嗜居候學科、於_ニ私塾_ニ教授勝手次第ニ被_ニ仰付_ニ候。自今開_レ業ノ輩可_ニ届出_ニ答。但是迄開_レ業輩モ同斷届出候答。

私塾學科

- 一書學 算學 句讀 經書講譯 史學大意 洋學初級
- 一私塾ト可_ニ相成_ニ地所或ハ廢寺等見立候ハバ可_ニ申出_ニ、御詮議ノ上最寄ヲ以可_ニ相渡_ニ。
- 一於_ニ私塾_ニモ、更ニ高等ノ學科ヲモ教授可_レ致。尤於_ニ學校_ニ檢査ノ法追々相立答。
- 一女子ノ塾准_レ之。且女工科ヲ立ベシ。
- 一寺僧ト雖、右ノ學科ヲ教授致候ハバ、寺僧ノ身分其儘ヲ以開塾致候儀勝手次第。

一於私塾教授致候上ハ、相當ノ謝禮可ニ相受ニ事。
 の達を發して私塾・寺子屋の開業を勸誘し、同年十二月には、四民に洽ねく報國の務を盡さしむるの根本は、教育を振興するにある旨の諭告を一般に示したのであるが、翌四年八月に至つて、次の如き布告を發して、各所に郷學校を開設せしめたのである。

各所ニ學校ヲ興スベキ旨趣タリト雖、一時ニ造營ノ義難ニ相調、然ルニ人才教育ノ義ハ須臾モ猶豫スベカラザルニ付、當時別紙ノ通規則相立候條、各厚相心得可申、且戸長示合シ、士民聚落最寄ノ土地ニテ覺所ニ充テ然ルベキ場所早急取調ベ、委細書取ヲ以學校ヘ届出可申事。

郷學校規則

第一則 覺所ハ士民輻湊便利ノ地ヲ占スベキ事。但從來學校有レ之所柄ハ格別、其他最寄ノ寺院等ヲ以之ニ充ツベシ。尤組合協力シテ新ニ造營ノ義ハ勝手タルベキ事。

第二則 右地所稅米ハ租稅司ニテ免許シ、加治子併諸懸リ等ハ其組合ノ士民戸別ヨリ之ヲ辨ズベキ事。

第三則 覺修理ノ費當時組合ヨリ償フベキ事。

第四則 教官舎長ハ官ヨリ選舉、人員生徒ノ高ニ應ズベシ。教官ハ官祿ヲ賜リ、舎長ハ給料ノ事。

第五則 生徒ノ導方並試業等ハ教官ニ委任スベキ事。

第六則 組合戸長輪番ヲ以校ヘ日々出務、生徒ヲ募リ鼓舞セシムベキ事。

第七則 一年兩度中學校教授ノ官員巡試シテ選舉ノ次第アルベキ事。

初年級 七八歳ヨリ十
四五歳ノ者 習字初級 平假名、片假名讀、數字、四方、四偶、四季、五行、五色、十
 幹、十二支ノ類 以上初級 ○句讀初級 四書類ノ二書學類 習字次級 日本國名ノ類 以
 上五級

二年課 句讀次級 四書類ノ二書論類 習字三級 五大洲、國名ノ類 以上四級 ○句讀三級

國史略、皇朝史略ノ類 習字四級 往復文法ノ類 數學一級 九々 以上三級

三年課 史學大意 日本王代一覽ノ類 地學大意 世界國盡ノ類 作文初級 通用書牘ノ類

數學二級 八算 以上二級 ○史學次級 漢洋簡單ノ書 地學次級 世界國盡頭書ノ類 理

學大意 究理圖解ノ類 作文次級 通用書牘ノ類 數學三級 見一 以上一級

この規則を観ると、學校の場所には便利の地を選び、從來學校の在つた所その他最寄の寺院等を以てこれに充て、尙組合の協力によつて新たに造營をさせ、その他の租稅はこれを免除し、校舎の修理は組合をして當らせ、教官舎長は官憲がこれを任命し、俸給給料を給し、生徒の教導は

教師に一任し、組合戸長が輪番に出校して生徒の募集や鼓舞等に從事し、尙一年に二度中學校の教官がこれを巡視して黜陟をも加へるといふのであるから、これは大體の組織方針に於て、かの京都の六十四學校や静岡・徳島等の小學校とほぼ同様である。これより先、吾川郡長濱村で村内有志の者が協議して維新館と稱する郷學を立てたのであるが、それをも合して、この時土佐國內に二十八所の郷學校を設置する計畫であつたと言はれてゐるが、やがて學制の頒布を見たのであるから、その中の幾何が實際に施設せられたか、その詳細は判らない。

全く同じ趣旨・内容を有つたものが、教導所といふ名稱を冠せられて、やはり大藩の力によつて設置せられたものが、松江藩のそれである。それは、従來の郷校及び寺子屋を統一して、これを藩學の管轄の下に置かうとしたものであつて、

明治四年五月、各所ニ設置スル所ノ郷校及び寺子屋ト稱スル者ヲ悉ク改テ教導所ト名ヅケ、之ガ學則ヲ頒チ、其法ヲ一ニシ、教導所取締ヲ置キ、又郡吏ヲシテ其事ヲ兼務セシム。而シテ每郡各一所ノ教導所ヲ以テ其長トナシ、合セテ之ヲ修道館ニ管轄ス松江市街ノ教導所ハ直ニ本館ニ總テ其前後設クル所ノ教導所ハ無慮百九十餘ナリト云フ。

のであり、その學則は次の如くである。

一 教導所教師其他ニ相當ノ人ナキトキハ、學校大助教以下ヲ以テ之ヲ兼ス。

一 教導所ハ七歳ヨリ入學、十三歳ヲ以テ限トス。十四歳以上ハ各其志ニ任ス。

一 教導所ノ學則ヲ三等ニ定メ、三等生各素讀・習書・算術ヲ學バシム。尤素讀・習書・書籍ノ類、時々其意ヲ講ジテ之ヲ聞カシム。或ハ生徒ノ志ニ任セ、輪講・會讀等ノ業ヲ起スモ亦可ナリ。

一 三等ノ學則ハ農・工・商賈普通ノ課業ナリ。若シ俊秀ノ者アレバ、教官ノ試験ヲ以テ、修道館ノ學則ニ從テ之ヲ學バシム。愈成立スベキオアルモノハ、撰デ修道館ニ入ラシム。

一 僻在ノ地ニ居住スル者等、教導所ニ寄宿シテ學バンコトヲ請フ者ハ、教官ノ試験ヲ以テ之ヲ許ス。

一 一年兩度、修道館教官教導所ヲ巡視シ、生徒ノ業ヲ試ム。但シ臨時試業及び知參事臨時巡視スルハ、此限ニアラズ。

一 正月十日ヲ以テ稽古始トシ、十二月二十五日ヲ以テ終業トス。

一 修業時限ハ朝六ツ半時ニ始マリ、晝四ツ半時ニ終リ、晝九ツ半時ニ始リ、夕七ツ時ニ終ル。

一 兩辰七節、神武天皇御祭日、盆中及び毎月十六ノ日休業。六月二十二日ヨリ七月廿日迄午後

半日休業。但臨時休業ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム。

教導所學則表

明治四年五月制定

術算	習書	讀	素	上 等	中 等	下 等
寄見算一	世話千字文 公用文章 私用文章	西洋事情	國史略	告諭大意 職員令	市制 郡中制 法	孝地大郡市 地大郡市 經名統法
八算	諸職往來 商賣往來	世界國語	論語			
九々割聲 但音記	五十音片假名數字 方名干支 苗氏盡名頭					

この學則の中に學校とあるは藩學修道館のことであつて、これに對して一般子弟の教育所を教導所と名づけたのである。この外、尙別に女子の教導所も計畫せられたのであつて、即ち女子も

七歳より藩立の女學校に入學せしむることとし、先づ松江に於て母衣町普門院・外中原町阿羅比神社神官宅・新町洞光寺等の四個所にこれを置いて、京橋以北居住の女兒をこれ等に收容し、京橋以南の居住者は最寄便宜の學校に入學せしめることにした。その學則を擧げると次の如くである。

- 一 松江ニ於テ、新ニ學ヲ四ヶ所ニ開キ、以テ士卒ノ女子ヲ入學セシム。農・工・商ノ女子ハ、教導所ニ於テ男女區別ヲ嚴ニシテ之ヲ教フ。
- 一 松江四ヶ所ノ女學ハ、修道館教官分課シテ之ヲ掌ラシム。
- 一 女子七歳ヨリ入學、十三歳マデハ必ズ學則ニ從ヒ修業スベシ。十四歳以上ヲ變則トシテ、各其志ニ任ス。但其志ニ任スト雖モ、教官ノ指揮ヲ待テ其業ニ就クベシ。
- 一 學則外ノ業タリトモ、正則ノ餘力ヲ以テ學ブハ勝手タルベシ。但、是亦教官ノ指揮ヲ待ツベシ。
- 一 修道館教授時々之ニ臨ミ、生徒ノ業ヲ試ミ、且其勤惰ヲ檢ス。
- 一 學課ヲ三等ニ定メ、三等生各素讀・習書・算術ヲ學バシムルコト、學則表ノ如シ。尤右素讀中日用ニ心得ベキ事柄ハ、唯談話ノ如クシテ徐々ニ講ジ聽カシム。且左ノ書籍中、中等生以

上ニ午後日々大略ヲ講ジテ之ヲ聞カシム。

女小學。女大學。小學。孝經。論語。姬鑑。本朝列女傳。

一 正月十日ヲ以テ稽古始トシ、十二月二十五日ヲ以テ終業トス。

一 修業時限、六ツ半ヨリ晝四ツ半マデヲ定メトス。中等生以上ハ、晝九ツ半時ヨリ七ツ時マデ

縫織ノ事ヲ學ブベシ。

一 兩辰七節、神武天皇御祭日、盆中及毎月一六ノ日休業。

六月廿二日ヨリ七月廿日マデ午後休業。但臨時休業ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム。

女學則

明治四年五月制定

書	習	讀	素	上	等	中	等	下	等
大統 地名 但眞行草ノ内ヲ以テ	明倫歌集 列女傳 世界國盡	大統 地名 孝經 論語	女小學 女大學	女用文章	五十音 片假名 平假名 數字 方名 千支 女今川				

術	算	見一	寄算	八算	九々	割聲	但音記
---	---	----	----	----	----	----	-----

以上は官憲の手によつて成つたものの若干の實例であるが、更に民間有志の力によつて起つた郷市學校に就て述べよう。これまでの敘述には西日本に關するものが多かつたから、こんどは實例を關東以東に取つて、神奈川縣の有様を挙げよう。尤もこの縣でも、武藏の地は元來幕府の直轄であつて、文久元年以來、横濱の野毛町には修文館があつて幕吏の子弟が學習する所であり、明治三年十月からは平民子弟の入學をも勧め、又翌四年七月に至つて神奈川縣は、管下に二十七个所の郷學校を開設しようとし、その規則等も頗るよく整頓したものであつたが、これは官憲の手によつて成つたものに屬するから、重複を避けて省略することとし、茲には直に民間有志の力によつて起つた郷學校に就て述べると、相模國高座郡栗原村では、既に文久二年に於て、村民大矢彌市・同彌七の主唱によつて里民の教化に浴せざるを愁へ、江戸の人日尾敬三郎なる者を聘して、誠志館といふ郷學校をば字中谷俗稱南屋敷に設けたのである。それが明治維新を通して引續き繼續せられ、明治二年の頃は、民心漸く向學の氣風に富んで來た爲最も盛であつたと言はれる。

その校舎は、主唱者の一人たる彌市所有の家を以てこれに充て、その費用は、總額の内一半は彌市が支辨し、他の一半は更にこれを二分して、一は主唱者の他の一人たる彌七これを辨じ、一は全村でこれを負擔し、且生徒用筆墨は彌市・彌七の兩人に於てこれを寄附したのである。その校名は、始は誠思館と呼んだが、明治二年からは協同學舎と改めた。又三浦郡でも、明治三四年の間に諸處に郷學校が起つてゐる。大津村の住民小川茂周外五名の盡力によつて村内信誠寺の庫裡を借りて創めたもの、佐島村の住民福本爲則等二三の有志者によつて村内福本寺の本堂を教室として始めたもの、堀内村水留昇・小坪村高橋五郎右衛門・木古庭村伊東春義・櫻山村石渡正敏等の發起によつて起り、その本校を堀内村相福寺の本堂に、その支校を小坪村香藏寺の庫裡に置いたもの、及び浦賀町の石井三郎・藤波保教・宮井與右衛門・太田又四郎外六名の發起で、浦賀大ヶ谷町乘誓寺に設けた東岸郷學校、浦賀宮下町威見清住宅に置いた西岸郷學校等があり、米艦の砲聲が初めて轟いたあの浦賀の町に、斯うした郷校の早くも立てられたのも、興味あることではある。その他愛甲郡山際村字中平では、同村外十一個村の村吏が相胥つて明治四年九月に淳風館を設けたし、同郡妻田村字市場では、有志者協議の上同年八月靜學館を開いたし、同郡小野村字並木では、附近郷村共同して同年十月に博文社を興し、又厚木町では、町民協議して同十月に誠

思館を創めた。かやうに、郷學校がさながら雨後の筍の如くに、あちらにもこちらにも相踵いて起つてゐて、然もその内容を見ると、教科目としては讀・書・算の三科目に歴史・地理・理科及び多少の實業科目等を加へてゐるものが多く、教科書としては、從來寺子屋で用ひられたものと、勸善訓蒙・西洋事情・博物新篇・地理全書等の新刊書とをば併せ使つてゐるのである。そして教師を師匠といひ、生徒を兒童といつてゐるなど、呼稱の上にも過渡期の印象がいと鮮やかに見え、てゐるではないか。學制の頒布と共に、これ等の郷學校は概ね直に新制による小學校となつたのは勿論である。更に一言すべきは、開港場たる横濱にあつては、高島嘉右衛門の識見と熱意によつて、市學校が伊勢山下と港町五丁目とに出來たこと、これであつて、嘉右衛門の意圖は、その當時の建白願書・假學校取建方仕法書・及び意見書等に現はれてゐる如く、實に千人の兒童を入れ、然も悉くこれを寄宿舎に收容するの學校を起さうといふのであつて、頗る規模の大きなものであつたのである。

小學校の直接の前身とも見らるべき市學校・郷學校等が、或は官憲の手により、或は民間の力によつて、學制頒布以前に於て、斯くの如く諸地に起つて來てゐたこと、この思想的背景に就ては、そこに日本教育史家の攻究を唆る多くの問題が存するのであるが、茲にはこれを詳述することを

見合せ、唯だ簡單にその要點だけを一言すると、これは、實に徳川時代の末期に於て次第に現はれて來てゐた寺子屋改善案・村學統一説・及び地方教育經濟統合論等の影響による所も頗る大きいのである。例へば、第六篇に掲げた肥前の正司考祺が經濟問答祕録の中に披瀝した學校考や、肥後の辛島憲が學政或問に於て述べた所説や、まだその著者が確實には判らないが、恐らく梅辻清規であらうと思はれる所の隨筆、齋庭之穂に現はれてゐる意見や、その他かうした考が時勢の進運に應じて段段と高まつて來てゐたのであるが、殊に明治維新の大變動があつて、四民教導の必要は焦眉の急務と痛感せられたこととて、それが地方の當局者を刺激し、又一般民心をも覺醒せしめて、隨處に市學校・鄉學校等の興起を見るに至つたのである。

七

正さに斯かる情勢にあつた時に當つて、明治五年八月に新學制が頒布せられたのである。この新學制には「小學校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス學ハスンハアルヘカラサルモノトス」とあつて、これを尋常小學・女兒小學・村落小學・貧人小學・小學私塾・幼稚小學に分ち、外に癡人學校といふものをも置くことに成つてゐたのであるが、とにかく、この新學制に遵つて小學校が

段段と設置せられ、翌六年には全國に於けるその校數が一萬二千五百五十八を算し、七年には二萬七十七となり、八年には二萬四千二百二十五、九年には二萬四千九百四十七、十年には二萬五千四百五十九、十一年には二萬六千五百八十四、十二年には二萬八千二百二十五と、遞次に増加して來てゐるのである。かかる多數の學校が如何にして出來たかといふと、多くは、かの寺子屋や市學校や鄉學校等が廢止せられて、これに代つて開設せられたのである。又これ等小學校の教員數は、明治六年に於て二萬五千五百三十二を算し、翌七年には三萬六千八百六十六となり、八年には四萬四千五百一、九年には五萬二千二百六十二、十年には五萬九千八百二十五、十一年には六萬五千六百十二、十二年には七萬四千四百十六と、これ亦次第に増加し來つてゐるのであるが、これ等多數の教員がどうして供給せられたかといふと、先づ文部省は明治五年に早くも東京に官立師範學校を創立し、翌六年には大阪・宮城に、その翌七年には更に愛知・廣島・長崎・新潟にもこれを増設し、東京師範學校の卒業生を以てその教官となし、そして小學校教員の養成に努めたのであるし、又これ等七個の官立師範學校が全部整ふ以前から、各府縣に於ても、小學校教員養成の事業が講ぜられてゐたのであるが、然し東京師範學校さへ猶創業の中にある頃には、その卒業生を聘備することが出來ず、府縣は、或は有志者を集めて授業法を講習せしめ、或は吏員・教員を

官立師範學校に派遣して授業の方法を參觀させて、これを管下の教員に傳習させなどして、焦眉の急に應じたのである。斯かる教員速成の機關は、小學校教員傳習所・小學教員講習所・師範講習所・傳習學校・師範學傳習所・養成所・小學校改正等種種の名で呼ばれ、その修業期間の如きも、一個年に亘るものは少なく、概ね二三個月から六七個月の間を往來してゐたのであるが、茲には多數の寺子屋師匠及び市郷學校師匠が入所して、新しい授業法を傳習し、そして新しい小學校の教師となつたのである。斯くて寺子屋から小學校への過渡推移が、頗るなだらかに行はれたのである。然し何分廢藩置縣の直後ではあり、地方官憲の仕事も多く、猶且明治五年から六年に掛けては、新潟・大分・岡山・福岡・鳥取・島根・香川の諸地に暴動があり、七年には佐賀の亂、九年には熊本の神風連の亂、その翌十年には西南の役が起つたといふ有様で、何分地方は多事であり、その上學制の規程は、實に井然たる一大體系であつて、餘りに理想的であり徹底的であり、當時の我が國情・民度には適合しなかつた所もあつたから、明治十二年になつてこれを廢して、更に教育令の發布を見るに至つたのであるが、然し初等教育の範圍に於ては、あの理想的であり徹底的であつた學制が、とにかく着着として實施せられて、學制の頒布から教育令の發布に至る七年有餘の期間に於て、小學校が全國津浦浦に普及するの盛況を見たのは、何といつても注目

すべき事相である。勿論かの京都市の如く、明治の初頭に於て一舉に六十有餘の小學校を設置し、寺子屋は明治二年を境として、上京下京兩區共にその姿を隠してしまつたといふやうな所も、一方にはあり、他方には又、東京市の如く、寺子屋の多數が私立小學校となつて長く存續し、初等教育の機關として大に公立小學校を補つた所もあることは、上文詳述し來つた通りであるが、その他の各地方をおしなべて言ふと、大體に於てこの二つの型の中間を取つて、學制の頒布から教育令の發布に至る期間、もつと突詰めて言へば、明治五年から明治七八年頃の間、寺子屋から小學校への推移轉向が、殆ど成し遂げられてゐるのである。

私は少し以前から、世界各國に於ける義務教育發達の比較研究に従事してゐる。義務教育の始めて實施せられた時期は、東西歐亞、邦國によつて頗る先後の違ひはあるが、然しその實施せられた當時の情勢、並びにその普及徹底の實況真相に至つては、我が邦のそれは、確かに誇るに足るべき沿革を有つてゐるのである。その詳述は他日稿を更めて纏めて敘述する時であらうと思ふが、茲に寺子屋から小學校へと題して、その一面だけを略述したのである。「教育學研究第三卷第三號及び第四號掲載、昭和十年七月二十日修訂」

参考文献

第十篇 寺子屋から小學校へ

日本教育史の研究
拙著 日本庶民教育史

五七〇

日本教育史の研究 第一輯 終

昭和十年九月二十五日印
昭和十年九月三十日發

刷 行

定價五圓貳拾錢

著 者

乙 竹 岩 造

發 行 者

東京市神田區駿河臺三丁目一番地
目 黑 甚 七

印 刷 者

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
根 本 力 三

印 刷 所

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
大日本印刷株式會社



日本教育史の研究
第一輯

發行所

東京市神田區駿河臺三丁目一
新潟縣長岡市表町四丁目(本店)
新潟市古町通七番町(支店)

目 黑 書 店

電話神田一〇五九番
電話長岡一八番
電話新潟九〇三番
振替東京三八〇九番
振替東京三六一九番
振替長野四〇九〇番

書威權大四の明究史育教

文學博士乙竹岩造先生著

日本庶民教育史

文學博士乙竹岩造先生著

文化教育學の新研究

文學博士吉田熊次先生著

本邦教育史概説

文學博士吉田熊次先生著

西洋教育史概説

菊判天金背皮函入全三冊
紙數三六五頁
定價三五〇〇
送料、六六

文化教育學の全般に亘り極めて詳細にその原理を究明したもので、現代教育の至る一切を網羅したもので、教育學の實地教育の哲學の座を穿つた書にして、篤學なる教育家の座右書として好評のものである。

本邦に於ける教育思潮及び其の實際の發達を叙し加ふるに本邦教育に影響を及ぼせる範圍に於ての支那教育史を説き、以て本邦教育の思想の由來を論じると共に、東洋に於ける教育の根據をも暗示す。

菊判洋裝函入
紙數七七〇頁
定價四、五〇
送料、二二

教育史は各時代の餘りに理想經驗の記録たるに、從來は此の餘りにその缺を補ひ失するを慨して、博士は此にその缺を補ひ失するを慨して、更に重大なる方面を企圖して其の針路を闡明絶好参考書である。

標道の立樹育教新

廣島高師教授 稻富榮次郎先生著

教育作用の本質

奈良女高師教授 小川正行先生著

勞作教育論及び教授法

JOBK 教育課長 西本三十二先生著

放送の理論と實際

東京高師教授 樋口長市先生著

生活教育學

本書は實際教育の廣き體驗と深き哲學的教養とを併せ有する著者が、透徹の論理と尖鋭の思索とを傾けて成れる教育作用の本質論である。下に總論的な舊説を破つて著者独自の創意のける貴重なる書。

著者は研鑽數年、多數の参考書類を讀破して、こゝに勞作教育に關するあらゆる理論を、その根柢より縱横に論述し、最も中正堅實な批判を加へて、縱横に論述し、最も中正堅實な批判を加へて、良著である。

かつて著者は奈良女高師の教授たり、現在放送事業の第一線に立つて活躍し、我が國學校の放送の創始者である。本書は其の機軸を、徹底解説したもので、學校放送を利用せんとする人々も、又その態度を決せられよ。

生活教育學は「生命」を自然の所與とし、それより出發してその顯現である生活の活動する具を指導するより、其の地位を向上する活動する生活指導に立たねばならぬ。

文部省海後宗匠 飯田晃三原著 伏見猛編	我國に於ける郷土教育と其施設	二五〇、二四	廣島文理科大学教授 福島政雄先生著	教育の原理概説	二二〇、二四
木村伊勢雄先生著	道徳價值論	五〇〇、三三	廣島文理科大学教授 福島政雄先生著	歐洲文明と教育史跡	二〇〇、三三
由良哲次先生著	近世教育思想に於ける内在觀の研究	二八〇、二四	廣島文理科大学教授 福島政雄先生著	希臘教育史	三六〇、三三
由良哲次先生著	經驗的及び先驗的研究	四五〇、三三	ベスタロツチ著 福島政雄先生譯著	ベスタロツチの根本思想研究	二四〇、二四
乙竹岩造先生著	文化教育學の新研究	四五〇、三三	廣島文理科大学教授 佐藤熊治郎先生著	隱者の夕暮 増補改訂版	一八〇、二二
乙竹岩造先生著	日本庶民教育史	三五〇、〇六	廣島文理科大学教授 佐藤熊治郎先生著	現代教育思潮批判(増補版)	二〇〇、一〇
乙竹岩造先生著	日本教育史研究 第一輯	近刊	廣島文理科大学教授 佐藤熊治郎先生著	三大教育學說の約説と批判	三三〇、二四
佐々木秀一先生著	教育の方法學に就いて	品切	廣島文理科大学教授 佐藤熊治郎先生著	自發性の原理の展開	一九〇、〇八
樋口長市先生著	我國現時の三大教育學說	二八〇、二四	廣島文理科大学教授 佐藤熊治郎先生著	教授方法の藝術的方面	一六〇、二二
樋口長市先生著	歐米の特殊教育	二四〇、二二	廣島文理科大学教授 佐藤熊治郎先生著	國民教育の中心問題 (其の三)國民教育の理想 (其の四)修身教授論・國語教授論 (其の五)誕生から大人になる迄	一五〇、一〇 一五〇、一〇 一五〇、一〇
樋口長市先生著	意的生命論余の自學主義の教育に立脚せる	三五〇、二四	清原貞雄先生著	武士道史十講	二〇〇、二二
樋口長市先生著	生活教育學	二二〇、二四	佐藤小吉先生著	日本の婦人	三八〇、三三
萩原擴先生著	御大禮勅語解	一五〇、〇八	金子健二先生著	言語哲學と言語共和國	二五〇、二四
萩原擴先生著	朝見御儀勅語解義	七〇、〇六	山崎英次郎先生著	日本我教育	一〇〇、〇八
福島政雄先生著	教育精神と體驗	二〇〇、一〇			

大山幸太郎先生著	絶對運命の精神(前)宇宙觀(篇)人生觀	品切	上村福幸先生著	了解心理學	五〇〇、三三
日黒編輯所編	小學校令並青年訓練關係法規	一〇〇、〇六	大槻正一先生著	社會問題と道徳教育	一四〇、三三
肥後盛熊先生共著 伊坂修一先生著	小學校令關係法例の詳説	二八〇、二〇	今堀友市先生著	家庭教育の體驗を語る	二二〇、二二
川島次郎先生著	小學修身書の考察と其活用	二〇〇、二〇	横山榮次先生著	新教育論	品切
齋藤蕪雄先生著	教育生活と體驗	二四〇、二四	横山榮次先生著	最近教育諸論	二二〇、三三
池内房吉先生著	實驗合科學習	一九〇、二〇	横山榮次先生著	教授法思想の變遷	一八〇、三三
植村光治郎先生著	新學級經營要論	二二〇、二二	木下竹次先生著	學習原論	四五〇、三三
今宮千勝先生著	純粹日本教育原理	二二〇、二二	木下竹次先生著	學習各論上卷	四〇〇、三三
井森陸平先生著	農村社會學	一二〇、〇六	木下竹次先生著	學習各論中卷	五〇〇、三三
生井武久先生著	英國に於ける現今の教育學說	二五〇、〇六	木下竹次先生著	學習各論下卷	六〇〇、三三
阿部重孝先生著	歐米學校教育發達史	四八〇、三三	小川正行先生著	最新教授學精義	三八〇、三三
津田榮先生著	獨逸現代の教育思潮と制度	一九〇、二二	小川正行先生著	獨逸に於ける新教育	二五〇、二四
後藤眞造先生著	教育者フレイベル研究としての	二〇〇、二二	小川正行先生著	家庭教育講話	二八〇、二四
松野義重先生著	道徳哲學	三三〇、二四	小川正行先生著	ベスタロツチの生涯及事業	三三〇、二二
春日賢一先生著	現代國民禮法	一八〇、二二	小川正行先生著	フレイベルの生涯及思想	二八〇、二四

奈良女子高等師範 小川正行先生著	勞作教育論及教授法	近刊	三三〇、三
奈良女子高等師範 眞田幸憲先生著	新時代の教育	品切	五〇〇、三
奈良女子高等師範 眞田幸憲先生著	公民教育資料		五〇〇、三
長澤末次郎先生共著 鈴木陽吉先生著 小林友雄先生著	自發的活動 態度養成を 基礎としたる 學習指導の實際		二八〇、三
長澤末次郎先生著 鈴木陽吉先生共著 小林友雄先生著	學習指導上 より觀たる 環境整理の實際		二八〇、三
東京女子高等師範 北澤種一先生著	作業教育序説		二、三〇、三
東京女子高等師範 北澤種一先生著	作業による陶冶の原理		一、五〇、三
東京女子高等師範 小林佐源治先生著	新複式教育		三、五〇、三
東京女子高等師範 小林佐源治先生著	學習訓練の新研究		二、八〇、一、四
東京女子高等師範 小林佐源治先生著	自學學級經營の新研究		三、五〇、一、四
東京女子高等師範 小林佐源治先生著	自學新高等小學の學級經營		三、四〇、一、四
東京女子高等師範 小林佐源治先生著	學校兒童圖書館經營		三、〇〇、一、四
東京女子高等師範 小林佐源治先生著	學校經營新研究		三、五〇、一、四
東京女子高等師範 小林佐源治先生著	第一學級新經營案		二、四〇、一、二
東京女子高等師範 小林佐源治先生著	第二學級新經營案		三、〇〇、一、四
東京女子高等師範 小林佐源治先生著	尋三學級新經營案		三、三〇、三
東京女子高等師範 小林佐源治先生著	尋四學級新經營案		二、六〇、三
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	修身教育と生活指導		四〇〇、三
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	生活指導と訓練の新研究		三、五〇、三
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	公民科教育の本質と 其教授法	概説	一、四〇、一、四
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	低學年 教育原理	第一・二の學級經營	二、三〇、〇、六
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	教の由つて生ずる所		一、八〇、一、三
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	人間性の 修身教育		二、七〇、一、三
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	プラトンの教育學		二、六〇、一、四
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	ルソオの自然觀と教育説		二、八〇、一、四
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	教育作用の本質	近刊	
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	修身教育の新體系		四、三〇、一、三
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	各科學習の郷土的訓練		二、〇〇、一、四
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	獨逸だより(再遊記)		一、八〇、一、三
東京女子高等師範 眞田幸憲先生著	最新公民教育、公民科教授の法		一、九〇、一、四

東京女子高等師範 深作安文先生著	思想と國家		四〇〇、三
東京女子高等師範 深谷義夫先生著	作業 主義修身教授原論		四、五〇、三
東京女子高等師範 佐藤・山中・稻次共著 佐藤・山田・橋本共著	修身・國語・算術 地理・國史・理科 郷土化教育		三、六〇、一、四
川端太平先生著	家庭教育の根本問題		一、〇〇、一、〇
中島義之先生著	國體哲學		一、〇〇、〇、六
東京女子高等師範 細谷俊夫先生著	教育環境學		二、五〇、一、四
東京女子高等師範 吉田靜致先生著	倫理學原論		四、五〇、三
東京女子高等師範 吉田靜致先生著	教育及教育學の本質		一、六〇、一、三
東京女子高等師範 堀之内恒夫先生著	小學校を中 心とせる 我等の公民教育		三、〇〇、一、三
東京女子高等師範 長倉矯介先生著	公民科の眞精神と其實際		四、五〇、一、三
東京女子高等師範 長谷川藤太郎先生著	郷土教育原論		一、五〇、一、〇
東京女子高等師範 長谷川藤太郎先生著	郷土教育即國民教育		二、五〇、〇、四
東京女子高等師範 木下一雄先生著	希臘倫理史		三、〇〇、一、三
東京女子高等師範 西田宏先生譯	全カント教育學		一、四〇、一、三
東京女子高等師範 藤井種太郎先生著	カント倫理の批判		五、〇〇、一、三
東京女子高等師範 石山備平先生著	西洋教育史(第一卷)		五、五〇、一、三
東京女子高等師範 久保良英先生著	心理學概説		一、六〇、一、四
東京女子高等師範 久保良英先生著	補教育革新の本道 (全篇の校長講話)		二、六〇、一、四
東京女子高等師範 松本重敏先生著	國體正話		三、〇〇、一、二
東京女子高等師範 服部續先生著	ヒットラー運動と獨逸		一、八〇、一、四
東京女子高等師範 磯野清先生著	日本武士道詳論		三、八〇、一、三
東京女子高等師範 加藤仁平先生著	山鹿素行の教育思想		二、五〇、一、四
東京女子高等師範 日本精神文化會編	日本思想の精髓		三、八〇、一、三
東京女子高等師範 小林巖先生著	環境に よる教育の實際的研究		二、八〇、一、四
東京女子高等師範 小林巖先生著	新時代の 要請する日本の修身訓練		三、三〇、一、四
東京女子高等師範 平塚益徳先生著	舊約聖書の教育思想		二、四〇、一、四
東京女子高等師範 栃木師範學校 附屬小學校編	學習訓練の眞諦		一、八〇、一、三
東京女子高等師範 森信三先生著	忠孝の眞理		二、〇〇、一、三
東京女子高等師範 吉田賢龍先生著	內的生命觀		一、六〇、一、〇
東京女子高等師範 土井竹治先生著	新しい塾の教育		一、八〇、一、〇

阿部 仁三先生著 現代とシニプランガーの文化 近刊
 西本三十二先生著 學校放送の理論と實際 近刊

【細目式各科教育要項】 學年別用

熊井甚太郎先生	第一學年	後期用	一、八〇、一、三〇
飯田恒作先生	第二學年	後期用	各一、八〇、一、四〇
田中豐太郎先生	第三學年	後期用	各一、八〇、一、四〇
佐藤末吉先生	第四學年	後期用	各二、五〇、一、四〇
高木佐加枝先生	第五學年	後期用	各二、八〇、一、四〇
堂東傳先生	第六學年	後期用	各二、八〇、一、四〇
伊藤信一郎先生	讀方科改正分	後期用	各二、八〇、一、四〇
佐藤保太郎先生	讀方科改正分	後期用	各二、八〇、一、四〇
井上武士先生	讀方科改正分	後期用	各二、八〇、一、四〇
齋藤薫雄先生	讀方科改正分	後期用	各二、八〇、一、四〇
三苦正雄先生	讀方科改正分	後期用	各二、八〇、一、四〇
佐々木由子先生	讀方科改正分	後期用	各二、八〇、一、四〇

【細目式各科指導書】 科目別用

熊井甚太郎先生著	細目式修身科指導書	二、八〇、一、四〇
飯田恒作先生著	細目式讀方科指導書全二冊	各二、八〇、一、四〇
田中豐太郎先生著	細目式綴方科指導書	二、五〇、一、四〇
飯田恒作先生共著	細目式算術科指導書全二冊	各二、八〇、一、四〇
高木佐加枝先生共著	細目式地理科指導書	一、三〇、〇、八
佐藤保太郎先生著	細目式國史科指導書	一、三〇、〇、八
堂東傳先生著	細目式理科指導書	一、三〇、〇、八
井上武士先生著	細目式唱歌科指導書	一、三〇、〇、八
齋藤薫雄先生著	細目式體操科指導書	一、三〇、〇、八
三苦正雄先生著	細目式手工科指導書	一、三〇、〇、八
伊藤信一郎先生著	細目式圖畫科指導書	一、七〇、一、〇
佐々木由子先生著	細目式裁縫科指導書	各二、〇〇、〇、六

【易い】 作業主義教育叢書】

澁谷義夫先生著	作業修身教育指導法	一、〇〇、一、〇
---------	-----------	----------

【教育教授叢書】

ナトルプ原著 福島政雄先生譯	第八編 ベルヌスタ女子教育	一、二〇、一、二
アラトン原著 稻富榮次郎先生譯	第九編 道德教育可能論 (メノン)	一、七〇、一、二

【教育思想精華選】

ハスタロツチ原著 福島政雄先生譯	第一編 隱者の夕暮	一、〇〇、一、〇
フレール原著 長田新先生譯	第二編 兒童神性論	一、六〇、〇、八
ロメニウス原著 辻幸三郎先生譯	第三編 聖の世界と教育	一、五〇、〇、八
ルソール原著 林鐵次郎先生譯	第四編 懺悔の教育 (エミル)	一、八〇、〇、八
フエロン原著 辻幸三郎先生譯	第五編 女子教育論	二、〇〇、〇、八
ハスタロツチ原著 長田新先生譯	第六編 道德及宗教の本質	一、四〇、〇、六
モンテニクス原著 辻幸三郎先生譯	第七編 兒童教育論	二、〇〇、一、二

【現代教育問題精選】

海後宗臣先生著	クリークの教育哲學	各一、〇〇、〇、六
石谷信保先生著	ナト教育學の根本問題	各一、〇〇、〇、六
飯田晃三先生著	ドウクロリー教育法	各一、〇〇、〇、六
伏見猛彌先生著	陶冶と世界觀	各一、〇〇、〇、六

藤原安治郎先生著	生活と数理の 關聯に立つ	函數觀念の指導法	三〇〇、一四	山本孫一先生著	國定便法暗算の系統と其指導	一九〇、一四
肥後盛熊先生著	新算術教授	四、五〇、三	山本孫一先生著	系統的暗算指導指針	一、五〇、一三	
山本松七先生著	小算術 學教材の考察と系統と指導	二、九〇、一四	古川正登先生共著	國定新珠算書の精神と實際	一、四〇、一三	
銅島信太郎先生著	新三角法初歩	二、〇〇、〇八	山本孫一先生共著	國定新珠算書の精神と實際	一、四〇、一三	
銅島信太郎先生著	數學教育の革新	品切	中野恭一先生著	乙種新珠算書の精神と實際	一、八〇、一三	
銅島信太郎先生著	數學教育の進歩	二、三〇、一三	同	國定新珠算書の精神と實際	一、八〇、一三	
銅島信太郎先生著	數學教育の諸斷面	二、五〇、一四	水戸部實松先生著	教材珠算教授真義	三、八〇、一四	
銅島信太郎先生著	數學教授法	三、五〇、三	清水甚吾先生著	實驗實測 算術の自發學習指導法	三、〇〇、一四	
佐藤良一郎先生著	初等數學教育の根本的考察	一、七〇、〇八	清水甚吾先生著	算術の新系統と指導の實際	二、八〇、一四	
佐藤良一郎先生著	小學校に於ける算術教育上の諸問題	二、八〇、一四	清水甚吾先生著	算術の新系統と指導の實際	二、八〇、一四	
佐藤良一郎先生著	改訂教授要目と數學教育	三、八〇、一四	清水甚吾先生著	算術の新系統と指導の實際	二、八〇、一四	
山本孫一先生著	小學校の算術に導入すべき グラフと其の取扱の實際	二、〇〇、一四	清水甚吾先生著	算術の新系統と指導の實際	二、八〇、一四	
山本孫一先生著	新しい算術と八ヶ年教育 ハケ年教育空間教材取扱の 實際	二、五〇、一四	清水甚吾先生著	算術の新系統と指導の實際	二、八〇、一四	
山本孫一先生著	代數的解方指導の實際	二、〇〇、一四	關根忠先生著	兒童生活の算術教授 社會化に基く算術の新考察	三、六〇、一三	
山本孫一先生著	書換へ應用問題取扱の 系統的實案	二、七〇、一四	關根忠先生著	算術教授 に於ける事實問題指導の深究	三、二〇、一四	

堂東傳先生著	小學校に於ける理科設備の實際	一、五〇、〇八	山根教美先生著	自然科教授の實際的研究	二、〇〇、一〇
堂東傳先生著	新理科教育	三、〇〇、一四	中野恭一先生著	發明發見物語	三、二〇、一三
堂東傳先生著	統合理科教育	三、二〇、一四	桑原理助先生著	教科の本質教材の理科指導の系統 特質より見たる	二、三〇、一三
惠利惠先生著	動物學精義 各卷論	一、〇〇、〇六	橋本爲次堂東傳	數表理科教材便覽	一、四〇、〇八
同	動物學精義 各卷論	二、〇〇、〇六	高木佐加枝岸一敏	植物顯微鏡實習	二、八〇、一四
同	動物學精義 各卷論	一、五〇、〇六	久米道民先生著	小學理化實驗圖說集成	三、八〇、一四
坂部重壽先生著	有機化學綱要	三、〇〇、一四	吉田弘先生著	理科教育研究(自第一輯 至第三輯)	各、五〇、各、〇四
永海佐一郎先生著	小學校化學教材の根本及其解説	品切	理科研究會編	理科教育研究(自第一輯 至第三輯)	各、五〇、各、〇四
木下龜城先生著	岩石鑛床の顯微鏡研究	四、〇〇、一四	小林信三先生著	仔犬の育て方	三、〇〇、〇四
神戶伊三郎先生著	學習理科の新指導法	三、五〇、一三	小林信三先生著	犬の訓練	四、五〇、〇四
神戶伊三郎先生著	幼學年理科教育の實際	三、四〇、一三	小林信三先生著	名犬圖鑑	五、五〇、一三
橋本爲次先生著	理科教育の組織的研究	四、五〇、一三			
大浦茂樹先生著	小學校に於ける理科藥品精説	二、〇〇、一〇			